

平成26年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 6 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 8 号
案～審議

提

第 7 議案第 6 号
論～採決

討

出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年 6月 2日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 水田の緑も大分濃くなりましたが、5月下旬より真夏を思わせる暑さが続いており、またひょうが降って、農作物に被害が出たところもございまして、ことしも、天候不順を思わせる状況となっております。

先月27日と28日の全国町村正副議長研修会の席で、これからの町村議会のあり方と題してシンポジウムがあり、パネリストとして、当議会の今までの議会改革や行政の情勢報告等を発表いたし、討論に参加してまいりました。おおむね評価はよかったと感じたことをここで報告いたします。

それでは、ただいまから、平成26年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番、小坂泰夫議員、5番、加藤泰久議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成26年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案8件であります。請願・陳情は、請願3件、陳情1件が提出されております。

会期は、本日6月2日から6月13日までの12日間とし、この間で3日から10日までを休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第6号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月13日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成26年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

春の訪れとともに、農作業が始まり、6月になりますと繁忙期も過ぎ、水田が青々と染まってまいりました。2月には大雪もありましたが、春先の凍霜害の被害もなく、安堵をしているところであります。

しかし、日本気象協会では、ここ1カ月間は気温は高めで推移していくとしておりますが、ことしはエルニーニョ現象が発生する可能性も高く、日本付近では太平洋高気圧の張り出しが弱くなり、冷夏や日照不足、多雨など、天候不順になる警告があると報道されております。これから梅雨の季節を迎え、また台風の到来も多くなることも予想され、大変心配をしているところでありますが、秋には実りの秋を迎えられますことを、また平穏な年度でありますことを願っておるところであります。

さて、景気の動向であります。この4月から消費税が5%から8%に増税され、景気の落ち込みを危惧しているところであります。

内閣府の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られるとしております。また、先行きにつきましても、当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているとしております。

あわせて、日銀でも、消費税増税前の駆け込み需要により、4月から6月の成長率は落ち込むものの、夏場以降は潜在成長率を上回る成長経路に戻ると示しております。

しかし、地元の金融機関が公表しております伊那谷経済動向では、上伊那地区内の状況を総合的に分析しておりますが、よかったとする企業は17.6%、また悪かったとする企業は42%になりまして、その差24.4%の減、前期より7.4ポイント悪化傾向が強まったと見込んでおります。このような状況から、上伊那管内では緩やかな回復というよりも、景気回復はまだ厳しく、減速感がただよっているものと判断しております。今後も、夏場以降の動向を注視しながら対応してまいります。

東日本大震災からの復興を契機に、10年後の日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定するため、有識者による日本創成会議が平成23年5月に発足しております。発足以降、エネルギー創成、また地域開国グローバル都市創

成などを提言しておりますが、先月には、同会議の人口減少問題検討分科会で、人口再生産力に着目した市町村別将来人口の試算とストップ少子化・地方元気戦略について提言されたところでもあります。

中でも特筆すべきことは、人口の再生を中心的に担う20代から30代の女性人口に視点を置き、若年女性人口が減少し続ける限りは、人口の再生産力は低下し続け、総人口の減少に歯どめがかからないとしているところでもあります。この試算では、全国で896の市町村、全体の49.8%が、また県内でも34の市町村が消滅可能都市として報告されております。

一方で、昨年、国立社会保障人口問題研究所で公表しました2040年の本村の人口推計は1万5,608人でしたが、今回日本創成会議で試算しました2040年の人口は1万6,140人とさらに増加しており、県内でも大町市や飯山市を超えると予測しておるところでもあります。

先日も、人口増加の取り組みについて、テレビ信州から取材があり、放映もされましたが、その中で、村民の方から、きめ細かな子育て支援、また子育てに対して住みやすいイメージが広まっていると評価をいただいたところでもあります。大変ありがたい評価をいただいていると感じたところでもあります。

私の重点施策の一つであります、子供を産み育てやすい環境づくりの整備について、今後も自信を持って推進してまいります。

しかし、若年の女性人口変化率では、人口増加を続ける本村でも、マイナス8.9%と減少傾向になっており、大変危惧しているところでもあります。この変化率が50%以上になりますと、出生率が上昇しても人口維持は困難とされ、消滅可能都市となりますので、今から何らかの対策が急務となってまいります。しかし、一自治体の取り組みには限界、限度があります。このような現状を踏まえ、上伊那広域連合では、人口増加に向けての検討も始めたところでもあります。

日本経済の成長は、人口増加がかぎとなります。日本人のすぐれた技術、知識、伝統も、後継者がいなければ、徐々に産業、経済は衰退していきます。定住化促進、Uターン・Iターン等の取り組みは大事ではございますが、他の自治体から呼び込むのではなくて、日本全体が人口減少に歯どめをかけるよう、真剣に捉えていく必要があると思っております。

本村の人口でございますが、4月には一旦1万5,000人を下回りましたが、5月には1万5,021人に戻り、当面は徐々に増加しながら推移をしていくものと予想しております。

このような景気の動向の中で、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しております。基礎自治体への権限移譲が進行し、社会保障と税の一体改革に伴う共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施、また国主導で進めております道州制推進基本法案、TPP、集团的自衛権など、地方自治体には厳しい状況が続いております。これからも情報を的確に把握していくと同時に、足腰の強い村づくりに心がけ

てまいります。

さて、5月31日をもちまして、平成25年度の企業会計を除く一般会計、特別会計が出納閉鎖となりました。長引く景気低迷の中で、大変厳しい年度ではありましたが、現在、平成25年度の決算状況につきまして取りまとめをしております。

5月26日現在の概算であります。収入面では、昨年度より約3億1,200万円増の約59億2,200万円、また歳出面では、約3億4,600万円増の約53億7,800万円を見込んでおります。このため、一般財源ベースで5億4,400万円の繰越財源となりますが、本年度の当初予算の繰越財源としまして約2億200万円、また繰越明許費といたしまして約7,000万円が含まれておりますので、おおよそ2億7,200万円が本年度さらに執行できる一般財源と見込んでいるところであります。

また、決算の概要でございますが、地方税では、平成18年度から20億円以上で推移をしておりますが、昨年度は20億円を超えることが厳しい状況であり、前年度より約1,000万円減の19億9,600万円余と見込んだところであります。その主な要因でございますが、平成25年度の給与所得の納税義務者数というのは若干伸びておりますけれども、前年度と比べまして、総所得金額で約2億3,800万円減となったため、個人住民税が約1,100万円の減となっていると分析しております。また、固定資産税も、企業の設備投資が少なかったため、償却資産の課税標準額が前年度対比で約5億7,600万円の減となりました。税額といたしまして、約600万円の減と見込んでおるところでございます。法人住民税につきましても、前年度はその前の年よりも若干下回り、こんな予想もしております。

このような数字から見ても、地方の景気はまだまだ厳しいものが続いているものと判断しております。ただ、税に関しましては、村たばこ税、入湯税、軽自動車税につきましては、それぞれ数百万円の増が見込まれておるところであります。

一方、歳出面であります。主な事業といたしまして、子育て・教育関係では、南原保育園増築事業、南部保育園の園庭用地購入事業、南部小学校教室棟増改築工事設計事業などを実施しております。また、自治協働に関する事業では、田畑公民館の建設事業、役場庁舎増改築工事、いずみ苑改築工事などを実施しております。また、生活環境に関する事業では、中野原橋修繕事業、通学道路安全対策事業、村計画、地区計画、住宅用新エネルギー施設設置補助事業などを実施しております。健康福祉に関する事業は、主にソフト事業となりますが、新たな事業といたしまして、医療費助成の対象者を高校生まで引き上げた村単医療費補助事業、精神保健福祉手帳の1・2級の所持者の入通院医療費に対する補助の拡大、歯科集団検診等々を実施し、健康福祉の充実を図ったところでございます。

なお、繰越財源につきましては、今後の地方交付税の算定数値を見きわめながら、有効活用をしております。南原住宅団地の焼却灰関連事業、上伊那広域連合のごみ処理中間施設の建設など、大型事業も続き、また今年度は、伊那消防署建設工事

のために財政調整基金の取り崩しも行いましたので、財政調整基金への戻しも考えておるところでございます。

平成26年度がスタートし、2カ月余が経過いたしました。今のところほぼ順調なスタートが切れたものと理解しております。今年度のテーマとして、特に責任感とスピード感を例年以上に強く指示をしたところでもあります。

この2カ月間の主な事業の進捗状況につきまして、御報告をさせていただきます。はじめに、2月の記録的な大雪に伴う除雪対策がまとまりましたので、報告させていただきます。

昨年、地域の除雪のサポートをお願いするため、まっくん除雪隊を設立しましたが、偶然にもことしの2月7日から、また14日から週末にかけて、2週連続で記録的な大雪がございました。設置して本当によかったと実感しているところであります。現在の登録者数は110人ですが、その機動力は既に実証済みであり、改めまして感謝を申し上げる次第であります。除雪路線の総延長でございますが、まっくん除雪隊が58.5キロメートル、建設業者が55.7キロメートルとなり、合計で114.2キロメートルとなったところであります。また、事業費でございますが、過去5年間の平均の事業費は約1,000万円でありましたが、平成25年度はその3倍の3,100万円となったところであります。今後も、多くの村民の皆様に登録していただくことを期待しているところであります。協働の村づくりの原点でもありますので、御理解と御協力をお願いするものであります。

また、県でも、2月の豪雪災害事後検証会議を開催しておりますが、情報収集の見直しや高速道路の長時間にわたる通行止めが、市町村道等の除雪に支障を来しているとの反省点が出されております。これらの課題等を検証しながら、広域的に除雪体制の整備にも努めていく必要があるものと感じたところであります。

また、2月に計画しておりました南箕輪村の日を制定する記念式典は、大雪のために急遽延期とさせていただきました。多くの皆さんに御心配をおかけしたところでございます。昨年、南箕輪村の日を制定してから、ちょうど1年が経過しますので、改めまして6月22日に開催することといたしました。大変お忙しい時期とは思いますが、議員各位におかれましても御出席をお願いするものであります。

続きまして、5月13日に行政評価委員会から、平成24年度の事務事業行政評価結果につきまして答申をいただいたところであります。委員の皆さんには、全事業361事業のうち、34事業を抽出していただき、評価をしていただきました。その結果、必要性がありと評価された中で、拡充が10事業、現状維持が14事業、改善の余地がありが7事業、また要検討が3事業となっております。これらの事務事業の中には、すぐにできるものから、住民の意見を求めるものまで幅広く、また費用対効果よりも、一律ではかり切れないサービス面での効果や、短時間で効果があらわれるものもあれば、長い時間をかけて効果があらわれるものなど、多種多様なものがございます。その点を踏まえまして、6月の庁議には、行政評価委員会より出され

ました御意見に対し、各課で検討するよう指示を、これからであります、してまいります。

この答申をもちまして、行政評価委員の任期3年が終了いたします。池上委員長からは、3年間の総評といたしまして、行政評価を継続して実施していくことが重要であり、上長がこの評価業務を事務事業の目的達成のための有効手段の一つとして活用してほしいとの御意見をいただいたところであります。今後も行政評価を継続してまいりたいと考えております。3年間大変お世話になりましたことに、この場をおかりして感謝を申し上げる次第であります。

4月の下旬から、各種がん検診が始まり、5月の下旬には特定健診を実施しております。この特定健診につきましては、今年度から住民税非課税世帯の方には自己負担金の1,000円を無料とし、また循環器健診の受診対象者も1歳引き下げ、19歳から実施することとしました。住民の方が一人でも多く受診をしていただくよう変更しております。

また、全国的に風疹患者が増加しており、感染による影響が危惧されております。本村では、今年度から風疹予防と先天性風疹症候群を予防することを目的とし、風疹抗体価が低く、予防接種が必要と判断された方に対しましては、予防接種の費用のうち5,000円を限度といたしまして補助をしております。

また、4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の負担軽減を目的といたしまして、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業を実施します。5月の広報には、事業概要の説明チラシにより周知を図り、7月上旬から受け付けを開始するよう準備を進めております。この事業は、本人申請が必須となっておりますので、再度、広報を通じ、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

今年度から、米の直接支払交付金が10アール、1万5,000円から7,500円に減額され、平成30年度には、国が関与する減反が廃止される予定であります。一方で、農地・水保全管理支払交付金事業は、多面的機能支払交付金事業に移行し、今までの神子柴、久保、田畑、大泉地区に加え、今年度からは塩ノ井地区でも取り組む予定であります。この事業では、あぜ草刈りや水路の泥上げなど、農地の維持などの基本的な取り組みだけでなく、地域社会が一体となって、水路の補修や景観の保全などの取り組みを期待するものであります。

4月29日には、本村と長野朝日放送株式会社との間で、県が実施します森の里親促進事業に基づく森の里親契約の締結を大芝高原で実施いたしました。この事業は、森林整備に意欲を持った地域と社会貢献に意欲がある企業・団体等が連携して森林整備を行うものであり、協定期間は平成26年、27年度の2カ年となりますが、計画では、長野朝日放送株式会社から、年3回の森林整備活動に対する協力と年間30万円の支援をいただくこととなっております。また、同時に行われました植林活動には、村内外から約100人の親子が参加し、みんなの森の樹種転換エリアに広葉樹を

植樹いたしました。今後も、計画的に樹種転換を図っていく予定であります。

また、平成22年度に、村内で初めて松くい虫の被害の発生が確認され、それ以降、徐々に被害エリアが拡大しております。平成25年度には、新たな発生区域がありませんでしたが、被害木は増加しております。しかし、つい最近であります、上伊那農業高等学校の第2農場付近のアカマツの枯損木を鑑定した結果、松材線虫が確認されましたので、新たな被害エリアが拡大となりました。松くい虫の被害を抑えるためには、早期発見、早期伐採に努めるしかございませんので、引き続き、村内を巡視してまいります。

次に、5月の議会全員協議会でも報告させていただきましたが、大芝高原を軸とした村の観光事業推進するため、平成27年度から村観光協会を設立してまいりたいと考えておるところであります。この6月から準備を行ってまいります。村の観光面ではなくて、農・工・商と連携した取り組み、この辺も視野に入れながら取り組んでまいります。

今年度の主なハード事業の一つであります南部小学校教室棟増築工事でございますが、文部科学省の補助事業を活用するため、前年度のうちには設計は完了しておりますが、今は工事を発注する段階でございます。文部科学省の補助事業では、事前着工が認められておりませんので、交付決定を受けてから入札となります。できれば、今月中に入札会を実施し、契約金額が議会議決を伴いますので、臨時議会の開催をお願いしたいと思っております。なお、工期につきましては、来年2月末を予定しておりますので、平成27年度の新入生には、新しい校舎で学んでいくことができるものと考えておるところであります。

先ほどから申し上げておりますが、人口増対策にどう対応していくか、今年度、その辺をしっかりと見きわめてまいりたいと考えておるところでございます。多くの町村が小学校や保育園統廃合という状況にある中、本村では増築をしなければ追いついていけないという状況、大変厳しい面もありますけれども、本当にありがたいことであります。子供の声が村中から聞こえるような、そんな元気な村にしたいと思っておりますので、議員各位には引き続きの御協力をお願いいたします。

その他の事業につきましても、冒頭申し上げましたように、スピード感を持って事業の推進に当たり、遅延のないよう心がけてまいります。

続きまして、広域的な事業につきまして少し申し上げます。

伊那中央病院では、昨年竣工しました研修センター等で整備を進めておりましたメディカルシミュレーションセンターが、6月末から稼働することとなりました。この稼働により、各種シミュレーションに応じた基本的技術、また高度専門医療技術の習得が可能となり、研修医、若手医師、看護師などの研修施設として期待しているところであります。

続きまして、伊那消防署の建設であります。昨年10月に入札会を実施し、11月

18日から工事が始まりました。工事も、事務所棟の本体工事に取りかかり、12月には完成する予定であります。その後、指令センター等の調整を行いますが、平成27年度の消防の広域化に向け、整備が整うものと見込んでおるところであります。今のところ工事は順調に推進がなされておるところでございます。

本定例会に提案を申し上げます議案は8件、報告が4件であります。全議案原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年2月分から平成26年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

報告第2号及び第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社、並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成25年度決算が、それぞれ認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、平成25年度南箕輪村一般会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙16事業にかかわる繰越明許計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましてはそれぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は請願3件、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例の一部改正であり、税負担の軽減措置の延長や創設等が主な改正点です。この条例のもととなります地方税法の一部を改正する政令等が、平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、お手元の議案に基づいて説明を申し上げますが、新旧対照表によりまして細部説明を申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ、アンダーラインの部分が改正箇所となります。

左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきますが、最初に附則であり、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の第6条の改正前のところがありますが、これは削除になりますが、この4ページから9ページの上段までになります。これが削除ということになりますが、この条項につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めている規定であり、総務省からの通知によりまして、条例から削除することが望ましいということで削除されるものであります。

次に、9ページになりますが、中段になります。肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の第8条の改正になりますが、この条項につきましては、この特例につきましては肉用牛売却所得の課税特例措置と言いますが、生産農家の経営の安定を確保して、国産牛の安定供給を図る観点から、所得税や住民税が免除される特例であります。この特例の適用期限を27年度から30年度まで、3年間延長するという改正になります。

それから、次に、その下の法附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合の第10条の2の改正であります。事業用償却資産に係る課税標準の特例であります。この特例の対象施設に公害防止用設備等が導入されたことに伴いまして、特例の割合を定めるものであります。

次に、10ページになりますが、中段になります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第10条の3第9項の改正であります。耐震改修が行われた既存建物に係る固定資産税について、税額を減額する措置が創設されたことに伴いまして、新たに申告について定めるものであります。

次に、一番下の段から11ページにかけてになります。優良住宅地の造成等のため

に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例第17条の2の改正であります。優良住宅地の造成等のために、長期保有する、いわゆる5年以上であります。土地等を譲渡した場合に、2,000万円以下の部分について軽減税率が適応される内容となります。この特例の適用期限を26年度から29年度まで、3年間延長するという改正になります。

次に、11ページの一番下の段から12ページにかけてになりますが、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告第21条になりますが、規定の整備を行い、明確化を図ったということと、それから移行一般法人等に係る非課税措置の廃止というものに伴う改正となります。

また、12ページの第21条の2につきましては、改正に伴う条ずれが生じた部分を処置する改正ということになります。

なお、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行になります。説明は省略させていただきますが、附則において経過措置を設けております。

以上が、この専決処分とさせていただいた改正の細部説明でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、課税限度額の引き上げと軽減措置の対象の拡大が主な改正点であります。この条例のもととなります地方税法の一部を改正する政令等が、平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、またお手元の資料に基づいて説明申し上げますが、新旧対照表でまた説明させていただきます。

2 ページの表をごらんいただきたいと思います。これについても、それぞれアンダーラインの部分が改正箇所となりますので、左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、課税額の第2条第3項であります。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に引き上げる改正となります。それから、第4項につきましては、介護納付金課税額の課税限度額を12万円から14万円に引き上げる改正ということになります。それぞれ2万円ずつ引き上げるという改正になります。

次に、国民健康保険税の減額の第21条であります。これは課税限度額の改正に伴いまして、減額限度額も改正するという改正になります。

次に、3 ページになりますが、2号であります。減額措置に係る軽減安定所得の算定方法の変更ということになりますが、5割軽減世帯の総所得金額の加算方法に、世帯主を含める改正ということになります。それから、3号につきましては、2割軽減世帯の1人当たりの加算額を35万円から45万円に引き上げる改正ということになります。

この改正条例については、平成26年4月1日から施行ということになります。

以上、専決処分をさせていただいた改正の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関連政令等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、南箕輪村税条例等の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、お手元のまた議案に基づいて説明をさせてい

ただきますが、今回についても新旧対照表により細部説明を申し上げます。

6 ページを見ていただきたいと思います。

この一部改正につきましても、先ほど専決処分とさせていただいた一部改正と一緒に国から改正通知が来たわけでありましたが、これは4月1日から施行の部分のものを抜いて専決処分とさせていただいたわけでありませんが、それ以外のものについて、今回ここで改正をさせていただくものであります。

それでは、6 ページを見ていただきたいと思いますが、新旧対照表でまた改正後の条項に沿って説明をさせていただきますが、最初に、村民税の納税義務者等の第23条の改正であります。法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴います規定の整備を行う改正ということになります。この改正条例につきましては、平成28年4月1日から施行ということになります。

次に、中段の所得割の課税標準の第33条第5項の改正であります。この箇所は号ずれの処置を行う改正ということになります。この条については、平成29年1月1日からの施行ということになります。

次に、その下になりますが、法人税割の税率の第34条の4の改正になります。これにつきましては、法人住民税の法人割の一部を国税化して、地方交付税の原資にするということで、地方法人税の創設に伴いまして、法人税率の標準税率を引き下げるという改正になります。したがって、税率を12.3%から9.7%に引き下げる改正ということになります。その差については、国税ということに今回からなります。この改正条例につきましては、26年10月1日から施行ということになります。

次に、一番下の行から次のページにかけてになりますが、法人の村民税の申告納付第48条第2項と第5項の改正になります。この改正につきましては、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたということに伴いまして、既定の整備を行う改正ということになります。この条例は、平成28年4月1日から施行ということになります。

次に、7 ページの法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の第52条の改正ということになりますが、法人税法において、これについても外国法人に係る申告納付制度が規定されたということに伴いまして、既定の整備を行う改正ということになります。この条例につきましては、28年4月1日から施行ということになります。

それから、次に8 ページの第57条の改正になりますが、この箇所は、法改正に合わせて、条ずれの処置を行う改正ということになります。

次に、その下の固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告第59条の改正であります。この箇所につきましても、法改正に合わせて、条ずれの処置を行う改正ということになります。

それから、次に、軽自動車税の納税義務者等第80条の改正であります。現在の条例では、二輪、三輪という固有名詞のような表現を算用数字、漢数字とまちまちの

表現がされていると、書き方がされているということがありまして、これを漢数字に統一するための改正ということになります。なお、以降についても、同様の改正がありますので御了承いただきたいと思いますが、この改正条例については、27年、来年の4月1日から施行ということになります。

次に、軽自動車税の税率第82条の改正であります。9ページにかけてになりますが、これにつきましては軽自動車税の税率の引き上げに伴います改正となりますが、それぞれアンダーライン部分の金額が改正となるわけでありまして、原動機付自転車は1.5倍から2倍に引き上げられます。それから、軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、1.25倍から1.5倍に引き上げる改正ということになります。この改正につきましては、27年の来年の4月1日から施行ということになります。

次に、附則の10ページになります。一番上になりますが、公益法人等に係る村民税の課税の特例第4条の2の改正であります。次ページにかけてとなりますが、これにつきましては、租税特別措置法第40条関係の国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税の部分の改正がありましたので、この改正に伴いまして所要の措置を行う改正ということになります。この改正条例につきましては、27年1月1日から施行ということになります。

次に、中段の軽自動車税の税率の特例第16条であります。この改正になりますが、これはグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して約20%の重課の規定を新設する改正ということになります。20%上乘せをするという改正ということになります。この条例改正につきましては、28年4月1日から施行ということになります。

それから、次に、一番下の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例第19条と、11ページにかけます19条の2及び19条の3の改正になりますが、この改正につきましては、規定の明確化を図るために整理した改正ということ、それから法改正に伴う規定の整備を行う改正ということになります。この改正条例については、平成29年1月1日から施行ということになります。

次に、12ページになりますが、表の右側の改正前の東日本大震災に係る雑所得の所得控除額等の特例第22条から、15ページ、16ページにかけて23条までの削除になります。この削除につきましては、東日本大震災に係る特例につきましては、条例の性格を踏まえて、必ず条例によって定めなければならないものは除きまして、条例には規定しないこととする総務省の見解によって削除する改正ということになります。この条例改正については、27年1月1日から施行ということになります。

それから、次に、16ページから17ページにかけてになりますが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等第22条と、個人の村民税の税率の特例等第23条につきましては、先ほど削除によりまして規定の繰り上げの改正ということになります。この改正条例は、平成27年1月1日から施行ということになります。

次に、18ページの附則の改正になりますが、これは3月に条例改正があった条項であります。まだ施行となっておりませんが、さらに改正されたことによる規定の整備を行う改正ということになります。

次に、経過措置の改正であります。この部分につきましては、これも3月に条例改正があった条項であります。一部表現等に誤りがあったということ、村民税条例、村税条例、これに改正をするというものであります。

なお、このそれぞれ条項ごとに申し上げました施行期日であります。これは2ページの附則において定めております、それぞれ。また、説明を省略させていただきますが、附則において経過措置も設けられておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

以上が、今回改正の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。
議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 8ページの軽自動車税の税率ですね、第82条で今、説明がありました。いずれにしても、国が法律を改正するわけですが、軽自動車については、非常に日本の国土に合った規格で、農業も商業も、あるいは製造業も非常に便利に使っているわけでありまして、本来、大型車でなく、必要な、できるだけ小型車で、道路も傷めない、燃費もいいという、こういう効率のいいものを日本として運用しているわけですが、片やアメリカでは、もっと大型車を日本に入れようというような思惑もあるということで、この軽自動車に対する税率が上がっていくことこの法律改正の背景、これについてどうなっているのかお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 明確にお答えできるかどうかわかりませんが、これは、普通自動車税の自動車の部分の税が改正されるということで、これは減額されていく部分であります。そのことに伴いまして、これ、普通自動車税につきましては県税でありまして、市町村税ではありませんが、それが結局県税でありまして、市町村へ交付されてくるという部分があります。その部分の減ってくるという部分につきまして、減額されるという部分につきまして、その部分を補填するという、国の考え方として補填させるために軽自動車税を上げて、それにチャージするというようなことだというふうにはこちらでは認識しておりまして、確かに、言われるとおり、非常に軽自動車税、ここで皆さんに使われていて、非常に民衆化されているわけですが、そんなものを上げてまでということもあります。これにつきましては国の法改正、地方税法の改正等に伴いますものでありまして、何とも村としてもできませんので、今回、改正して、上げさせていただくことということになりました。

明確ではありませんが、以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 4 番、小坂です。

記載の仕方についての簡単な質問で恐縮ですが、12ページの先ほどちょっと課長のほうから説明があったんですが、それでもわからなくて、ほかの欄でよく削除されるものが削除というように、改正後に削除と書かれているところ、改正前にも削除とあったりしますが、第22条がなくなって、ここには削除ということがなくて、その削除がある、ないというのの違いが何かあればお尋ねしたいんですけれど。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 大変申しわけございません。明確な回答ができません。といいますのは、それぞれ内容があるかと思いますが、基本的に県が示された準則に基づいて書かせていただいております。したがって、今ちょっと言われてみますと、そういうこともあります。ちょっと、後ほど回答させていただきますが、よろしいでしょうか。

4 番（小坂 泰夫） よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、過去の大震災の経験を踏まえ、また南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が公布・施行されました。本法律において、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として規定し、消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金も引き上げられましたので、条例改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第4号にかかわります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明でも申し上げたとおり、東日本大震災等の教訓から、消防団の強化を図ることにより、地域防災における強化を図ることを目的とし、平成25年12月13日に消防団を中核として地域防災力の充実・強化に関する法律が施行され、あわせて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で規定されております退職報償金につきましても、一律5万円等の引き上げがなされましたので、条例に規定しております退職報償金を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

条例の第2条では、退職報償金の支給額を定めておりますけれども、勤務年数及び階級に応じまして支給をしております。この退職報償金の支給額を最低20万円以上とし、一律5万円引き上げるものでございます。

1ページのお戻りをいただきまして、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、2項で、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましても従前の例によるものでございます。おめくりをいただきまして、3項では、平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間におきましても、改正後の適用を受けるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「南箕輪村住民カード条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村住民カード条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、住民カードによる証明書等自動交付事務を委託しております財団法人地方自治情報センターが、地方公共団体情報システム機構に移行したことに伴い、住民カード条例で引用している名称を改正するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第5号の説明を申し上げます。

この条例につきましては、住民カードを利用いたしましたコンビニでの証明書等自動交付にかかわる事務を委託しております財団法人地方自治情報センターが、地方公共団体情報システム機構に平成26年4月1日から移行したことに伴いまして、南箕輪村住民カード条例に引用されております名称を改正するというものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

用語の定義としまして、第2条の第2号でございますが、多機能端末機にかかわる説明をしているところのアンダーラインの部分でございますが、財団法人地方自治情報センターを地方公共団体情報システム機構に改めるというものであります。

1ページをごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、先ほど小坂泰夫議員の質問に対する答弁を。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 失礼しました。

先ほど、議案第3号におきまして、表現の仕方について御質問されたわけですが、第3号の12ページのところ、東日本大震災に係る云々のところの削除の関係で、削除と削除と書かない場合とあるということですが、この場合につきましては、第22条については全て条ごと全部削除ということになります。そうすると、その後、17ページになりますか、そうすると、下にいた条項が繰り上げて条項になります。これが、そういう一般的に全部削除する場合の削除ということになります。

それから、もう一点は、議案第1号の専決処分のところの説明を申し上げました、4ページのところにあります附則のところの第6条、削除という表現ですが、これにつきましては第6条の中身については削除しますが、いわゆる第6条削除という条項が残ってきます。このまま第6条削除という条項になります。といいますのは、以降、例えば7条、8条とありますが、その7条、8条につきましては、いろ

んな条項で底の部分を引用している部分いる場合が幾つもありますので、そういう条項を繰り上げとか、そういうことで番号を変えないという部分では、こういう削除の方法ということでもありますので、よろしいですか。

こちらは大変勉強不足で、勉強になりました。ありがとうございました。

以上であります。

議長（原 悟郎） それでは、続きまして、議案第6号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、人件費と伊那消防組合構成市町村負担金及び南箕輪小学校・南部小学校体育館天井落下防止工事の追加費用の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に1,581万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を57億9,581万8,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第6号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の細部説明を申し上げます。

事項別明細書によりまして歳出から御説明を申し上げたいと思いますが、多くの項目にわたりまして給与費関係の補正がございますので、先に給与費明細書によりまして御説明を申し上げます。

予算書案の29ページをごらんください。

まず、特別職でございますが、長等の共済費で4万8,000円の増でございますが、本年度の負担金率の確定に伴うものでございます。

続きまして、30ページの一般職でございますが、総括の表をごらんください。給料で567万円の減、職員手当で66万円の減でございます。これは、大きなものは、職員数の欄で比較のところは1名減というふうになっておりますが、当初予算で一般会計に見込んでおりました職員1名分を水道事業会計のほうへ移しましたので、これに伴う減、また育児休業に伴う減でございます。また、共済費の減も、給与費の減に伴うものが主なものでございます。

なお、職員手当の内訳につきましては、その下の職員手当の内訳表に示してございますが、今申し上げました以外は職員異動等に伴うものでございます。

それでは、歳出を先に御説明いたします。

各項目の給与費、共済費につきましては説明を省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

10ページをお開きいただきたいと思います。

1款、議会費、1項1目、0101議会事務、それからおめくりをいただきまして、2款、総務費、1項1目、0201一般管理事務は、給与費、共済費のみでございます。

次の3目、0220財政管理事務ですが、2節から4節までは給与費、共済費でございます。11節で、食糧費45万9,000円の追加をお願いいたします。この22日に開催を予定しております南箕輪村の日記念式典祝賀会の食糧費でございます。

次の4目、0230会計管理事務では、12節で3万3,000円の追加であります。指定金融機関とのデータ交換をオンライン化するための伝送システムセットアップ手数料でございます。

次に、12目、0242地域づくり推進事業ですが、8節から14節までは、いずれも南箕輪村の日記念行事の経費でございます。また、19節のコミュニティ助成事業助成金650万円は、宝くじの助成でございますが、いわゆるトンネルで交付をするものでございます。久保区、塩ノ井区及び北原区自治防災本部への助成について、内示がございましたので計上させていただくものでございます。

次の19目、0215消費者行政活性化事業は、県の補助が受けられることとなりましたので、啓発用パンフレットの印刷、またパネルの購入を行うものでございます。

続きまして、次の2項1目、0260税務総務事務から、おめくりをいただきまして14ページ、3款、民生費、1項1目、0301社会福祉総務事務までは、給与費、共済費のみでございます。

次の0306障がい者福祉事業では、15節で、障がい者生きがいセンター改築工事費として458万円の追加をお願いいたします。当初予算では1,000万円としてあったところでございますが、前年度行いました実施設計によりまして、工事費が算定されたことによる追加をお願いするものでございます。

次の0361臨時福祉給付事務では、33万2,000円の追加をお願いいたします。申請書の用紙代、郵送料等でございます。

次の2目、0315国民年金事務と、おめくりをいただきまして、2項1目、0330児童福祉総務事務は、給与費、共済費のみでございます。

次の0333子育て世帯臨時特例給付事務は、11節で、消耗品等の不足分4万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次の2目の2事業、おめくりをいただきまして、4款、衛生費、1項1目、0400保健衛生総務事務及び次の2目、0407環境衛生事業は、いずれも給与費、共済費のみでございます。

次の0408墓地公園事業では、泉の森墓地公園の水道不凍栓の修繕料2万9,000円をお願いいたします。

続いて、6款、農林水産業費、1項の三つの事務、おめくりをいただきまして、2項1目、0650林業総務事務につきましては、給与費、共済費のみでございます。

次の2目、0651林業振興事業では、大芝の森の歴史や福沢桃十先生の業績を記した看板、また日本二百名山に数えられております経ヶ岳への道案内の看板を大芝高原内等へ設置をするための工事費160万円をお願いいたします。

次の7款、商工費、1項1目、0701商工総務事務は、給与費、共済費のみでございます。

続きまして、3目、0703観光振興事業では、村観光協会の設立準備やイルミネーションフェスティバルをはじめとする大芝関連イベントの企画、活用を図るため、新たに大芝観光企画推進員を置くための賃金等、及び商工会、開発公社、村内企業等とともに、食の名物づくりを進める、仮称でございますが、新名物研究会の負担金、合わせて140万6,000円の追加をお願いいたします。

おめくりいただきまして、8款、土木費でございます。

1項1目、0801土木総務事務では、2節から4節の給与費、共済費のほか、11節で、公用車のふぐあい修繕のため、15万円の増をお願いいたします。

次の2項2目、0806国庫補助道路改良事業は、社会資本整備総合交付金の内示に伴いまして、財源組み替えを行うものでございます。予算の金額に変更はございません。

次の0808村単道路改良事業では、13節で、前年に行いました村道2110号線の路線測量の結果、用地買収が必要となってまいりましたので、用地測量の委託料370万円を計上するものでございます。また、村道7号線につきまして歩道の整備ということでございますが、測量経費として来年度補助対象となる見込みとなったために、一旦減額とさせていただくものでございます。来年度あわせて、こちらの方も測量実施をしまっているということでございます。次の19節の上伊那広域連合土木負担金につきましては、荒井坂橋の詳細設計分ということでお願いいたします。

続きまして、4項2目、0821国庫補助公園整備事業は、当初、大芝公園分として1,100万円を計上させていただきましたが、都市公園全体が補助対象となるということでございますので、村内に三つあります街区公園、田畑、神子柴、大泉の公園につきまして、あわせてということで200万円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、9款、消防費、1項1目、0901常備消防事務でございますが、消防広域化に伴いまして、防火衣等、職員の被服の統一を行う必要がございますが、これは3年かけて行うということにしておったわけでございますけれど、本年度に限り、長野県の補助がいただけるということになったため、来年度、再来年度に予定していた分を前倒しをし、本年度全ての準備を行うということにしたため、伊那消防組合構成市町村負担金として335万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、10款、教育費、1項1目、1001教育委員会事務でございます。10節、交際

費5万円をお願いいたします。

それから、2目、1002教育委員会事務局事務でございますが、給与費、共済費のみでございます。

次の2項1目、1017南部小学校管理事務では、7節の賃金で、今春、急遽の形で中国籍のお子さんが入学されました。外国籍児童支援員の設置が必要となりまして、不足する分63万円の追加をお願いするもの、また春の点検で、プールのろ過機の循環ポンプの不具合が見つかりましたので、11節で修繕料27万円の追加をお願いいたします。

次の3目、おめくりいただきまして、1013給食センター事業は、2節から4節の給与費、共済費のほか、9節で、給食調理員の研修等の旅費が必要となってまいりましたので、6,000円の計上をお願いいたします。

次の1019南部小学校給食事業は、給与費、共済費のみでございます。

続きまして、4目、1015南箕輪小学校改築事業、それから次の1016南部小学校改築事業は、ともに体育館の天井落下防止工事として、天井板の取り外しを行うものでございますが、前年度の実施設計の中で、取り外しによりまして音響的に相当劣悪な状況になってしまうということがわかってまいりました。式典行事等の会場にもなる施設でございますので、ある程度の音響を確保するために、特殊な吹きつけによります塗装を施す工事を追加させていただきたいというふうに思います。また、南部小学校につきましては、バスケットのゴールの補強も必要ということでございますが、今年度予定をしておりましたが、一緒に施行したほうが足場等を組む必要があるということでございますので、こちらをあわせてということで、工事請負費、委託料合わせまして、それぞれ292万5,000円、それから642万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次の3項1目、1020中学校管理事務は、これはまことに申しわけございませんが、生徒の部活動や総合学習への補助金が計上漏れとなっておりますので、91万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次の6項4目、1055文化財保護事業では、旧いずみ苑を用途変更いたしまして、文化財資料保管倉庫として活用を始めたところでございますが、想定より電気料が相当高額になったということで、11節で、電気料の追加をさせていただきますとともに、削減を図るため、電気の契約アンペアを下げたいということでございますが、それに伴う修繕工事費をお願いするもの、また12節で、リフト設備のほうに点検ということが必要だということになってまいりましたので、その手数料を盛らせていただき、合わせて33万1,000円の追加をお願いいたします。

次の6目、1058社会教育施設事業は、村民センター駐車場側の屋根の防水修繕料50万5,000円でございます。この前、お願いいたしました部分とはまた別の箇所ということでございます。

次に、7項2目、1061体育施設管理事業でございますが、南部小学校校庭の夜間

照明につきまして、現在、カード式の自動点灯方式としておりますけれど、長らく使ったということで不具合が出てまいりまして、これをコイン式のものに交換をする工事費66万5,000円をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、1063大芝高原管理総務事務では、屋内運動場の火災報知機の受信装置が、消防法の定めによります期限を越えたということでございまして、改修の必要がございますので工事費54万円をお願いいたします。

14款、予備費では、歳入歳出調整をさせていただきますまして、1,362万6,000円を減額し、2,147万6,000円とするものでございます。

次に、歳入でございますが、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

16款2項3目、民生費国庫補助金で、1節の臨時福祉給付事業、2節の子育て世帯臨時特例給付事業、ともに歳出で申し上げました、今回、補正額全額国費で賄われますので、同額を追加するものでございます。

次の8目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の内示がございました。これに基づき、579万7,000円を追加するものでございます。

次の17款、2項2目、総務費県補助金は、県から消費者行政活性化事業補助金の内示がございましたので計上させていただくものでございます。

また、次の9目、消防費県補助金は、消防広域化の重点地域支援事業補助金ということで、先ほど申しました本年限りということでございますが、こちら事業費の3分の1交付ということにさせていただきまして、270万2,000円を計上させていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、22款5項1目の雑入でございますが、宝くじ助成金650万円でございます。

以上で細部説明を終わりにいたします。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

2点ほどお聞きしたいと思っておりますが、14ページの障がい者生きがいセンター改築工事で、説明によりますと、当初1,000万円から458万円ふえるということになると約50%増ということで、かなりそのパーセントでいくと、すごい金額になると思うんですが、工事の中身として受け入れの方、当初は2人の方の受け入れ等も可能な工事の内容だったと思いますが、この辺の工事の中身については追加というか、変更があるんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思っております。

それから、19ページの林業振興事業の中で、福沢桃十先生の顕彰の看板、これはまことにありがたい話であります。登山道の案内板設置工事費の中で、経ヶ岳への工事費も載っています。南箕輪の場合は、経ヶ岳と下の地域が分離をしている、経ヶ岳が飛び地ということで、前から大芝高原のパンフレットに経ヶ岳へのパンフ

レットが1枚入っているんですけど、利根川の大泉所のダム付近で切れているということの中で、いかに経ヶ岳に行った人たちが大芝高原までおりてきて、そこでまた少し過ごしていただく時間を設けていくかという、一つの考え方も大事かと思いますが、この辺がつながりがうまくわからない部分でのこれからのパンフレットだとか、看板だとか、そういうもののつながりがわかるようなふうにしていくことが大事かというふうに思いますが、この辺のところについての考え方がありましたらお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先に藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、14ページの障がい者生きがいセンターの改築工事費の設計に変更があったかどうかということでございます。これにつきましては、当初の予算の算定におきましては、生活介護への対応ですとか、また利用者の増加に伴う休憩スペースの拡張、更衣室の改築、多目的トイレの設置等につきまして、既存の間仕切りをほとんど動かさずに必要最低限の工事ということで、概算的に予算計上をしたものでございます。その後、2月末に、利用者の利便性ですとか、安全性等を考慮して、詳細設計、実施設計が完了したわけでございますが、その際に、結果的には当初考えておりました更衣室、また多目的トイレの位置が変更になってきたというようなことによりまして、新たな間仕切りの増設が必要になったという点、また車いすで利用可能な洗面台、既存の洗面台を改造するといった面、それから畳敷きの部屋をフローリングの床とすることによりまして、床暖房設備の設置等が盛り込まれたこと等がございまして、既存の施設の設備を取り壊して、新たに設置し直すといった関係で、多少割高になってしまったというような部分で変更がございました。そんなような内容で増額をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） それでは、経ヶ岳の登山図の案内看板についてですが、確かに、経ヶ岳は飛び地にあるということで下とのつながりがないということですが、これは、一応、大芝高原あたりの宿泊者で山登りが好きな方に便宜を図るということを想定してまして、大芝から要所、要所に登山道の登山口への案内、それから大芝高原の大芝荘の前あたりで適当な場所に、経ヶ岳の登山口までの全体の地図であらわしたような看板を設置しようと、そういったことで考えております。したがって、山崎議員の登山者が逆に大芝へおりてくるという想定ではなかったんですが、そこら辺は道案内の看板で工夫できるようにしたら、そんな形にも対応できるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 14ページの件ですが、当初の中では、間仕切りをほとんど動かさないということですが、この障がい者生きがいセンターの改築工事については、社協なり、生きがいセンターの中の職員の皆さんも含めて検討してきたという話を聞いておりますが、これからのこの追加の工事に対する部分についても、そういう内部の検討会が持たれて、現場の皆さんの意見が上がってきて、それが十分に生かされてこういう結果になってきたというような形で捉えてよろしいでしょうか。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） この実施設計に当たりましては、障がい者生きがいセンターの職員の意見等も聞く中で、最終的にこのような変更点となったところでございます。

議 長（原 悟郎） ほかに。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） まず、2点についてお聞きしますが、24ページの教育委員会事務の交際費ですが、教育委員会交際費ということで、ちょっと説明を聞き漏らしたかもしれませんが、これは新規なのか、追加なのか、事情をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、26ページの南部小学校の校庭の照明です。ちょっと不具合があるということは地元でも聞いておりますが、かつてはカード式にして、利便性を図ったというふうに聞いておりますが、これをコイン式にするということですが、今後の改修は、全てのところがふぐあいになった場合にはコイン式にするのか、カード式を採用していくのか、ちょっとそこら辺の状況と方針もお聞きしたいと思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） ただいまの御質問にお応えします。

はじめに、交際費ですけれども、大変申しわけございません。事務手続上の確認漏れということで、継続ということで交際費の計上をよろしくお願いいたします。

それから、2点目の社会教育の関係で、南部小学校の関係ですけれども、今後、コイン式という方向で検討していければと考えております。いろんな方が利用されておりますので、今後の対応の内容でもう一度確認をして検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） それでは、交際費については計上漏れで、いつも計上していたというふうに理解してよろしいのか。

議 長（原 悟郎） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） 大変申しわけございませんでした。事務処理上の確認不足ということで、今後こういったことがないように注意してまいりますので、よろ

しくお願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 21ページと22ページの公園の関係で200万円の補正と、それから委託料として公園施設長寿命化計画の策定委託料ということで、ちょっとどんな内容のものなのか、何を長寿命化対策としてどのようにするのかということをちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、公園施設の長寿命化計画そのものについてですけれど、まず一番理解していただけるのは大芝公園を例にとりいただければわかると思います。大芝公園には、遊具から始まって、プールとか、運動施設、もちろんたくさん施設があります。それも、もう当初の建築から二十数年たつもの、それから最近つくったもの、いろいろあります。国の施策といたしまして、そういった施設を小さな修繕の中で、なるべく長く使いましょ、もしくは既存の施設が現状の施設の利用上、余りいい効果をもたらしていない場合については、さらに有効な効果をもたらすような施設に改築・改善していきましょという方針が出されております。そういったことを実施するために、この公園施設等の長寿命化計画を策定するものであります。

当初は、大芝公園のみを計画し、当初予算にも盛りさせていただきましたが、その後、県とこの事業の実施に当たってのヒアリング等を重ねる中で、村の都市公園、大芝のほかに田畑、神子柴、大泉、3公園ありますが、それらも含めて全施設について、重要と思われる施設についてはこういった計画にのせて、今後、修繕等の事業を行っていくというものであります。そういったことを行うための計画を策定するための委託料でございます。この分、3公園分合わせて追加で200万円お願いするものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

24ページ、1カ所お尋ねします。

先ほど説明にありました小学校費、下段の1017南部小学校管理事務の賃金で、外国籍に児童さんに対する先生のということだと思ふんですけど、現在、南部小に限らずで、外国籍に、特に日本語以外の指導が必要な児童生徒というのは何人おられるのかお尋ねします。

議長（原 悟郎） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） 昨年まで、南箕輪中学校にフィリピン国籍のお子さんが、

そういった言葉の指導が必要な生徒でしたけれど、非常に語学力が付きまして、そういった支援が必要でなくなりましたけれども、ことし入ってこられました中国籍の児童につきましては、全く日本語が話せなく、保護者の方も日本語が話せないという状況で、支援が必要ということで、現在、急遽必要な方というのはお一人ということになっております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う職員の人件費の補正で、収益的収支337万5,000円を増額するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の支出の水道事業費用で337万5,000円の増額をお願いするものであります。内訳としましては、人事異動に伴うもので、第1項、営業費用で337万5,000円の増額でございます。

5ページの給与明細書をごらんいただきたいと思います。

(1)の総括の表の中の一般職の職員数でございますが、3名から4名へ1名増となっております。係長職員が1名増員されたことによるものであります。そのほか、一般の職員の異動によりまして、給与費等の金額が変更になってございます。

それでは、4ページの実施計画明細書をごらんいただきたいと思います。

収益的支出、01款、水道事業費用の01項、営業費用の05目、総係費でございます。337万5,000円を増額しまして、6,266万9,000円とするものであります。内容につきましては、先ほどごらんいただいた明細書の内容でございまして、給料、手当、法

定福利費、それから負担金を増額するものであります。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う職員の人件費の補正と本年度から実施する浄化センターの長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を平成27年度までの継続事業として2年間の事業費を9,000万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の支出の下水道事業費用でございます。1万6,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、人事異動に伴うものでございます。

5ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

職員数等については異動はございません。職員の異動に伴います給料等、金額の変更でございます。

続きまして、前のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出、01款、下水道事業費用の01項、営業費用の05目、総係費でございます。1万6,000円を減額いたしまして、3,001万5,000円とするものであります。内容につきましては、人事異動に伴います給料、職員手当を減額いたしまして、法定福利費負担金を増額するものであります。

引き続きまして、戻りまして2ページをごらんいただきたいと思います。

継続費、第4条でございます。南箕輪浄化センター水処理設備工事について、平成26、27年にまたがりまして、総額9,000万円の継続費を定めるものでございます。

7 ページの継続費に関する調査書をごらんいただきたいと思います。

01款、資本的支出、01項、建設改良費、事業名が南箕輪浄化センター水処理設備工事でございますが、この内容でございますけれども、平成25年度、昨年、補助事業で浄化センターの地震対策計画及び長寿命化計画を策定いたしまして、その計画の中で、平成29年度までの4年間の整備計画を策定したところでございます。その一部でございます。今回の長寿命化の工事で、平成7年、平成8年ごろ建設いたしました・・・やオキシデーションデッチ、それから最終沈殿池など、機械設備とそれから電気設備の修繕工事を平成26、27年にかけて行うものでございます。平成26年度の事業費は3,300万円を予定しておりまして、この事業費につきましては、当初予算の中で計画をしているものでございます。平成27年度の事業費につきましては、5,700万円でありまして、合わせまして2年間で9,000万円の事業を行うというものでございます。

工事期間中でございますけれども、仮設装置を設置いたしまして、処理場の運転等の停止がございません。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第6号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午前11時03分

議 事 日 程 (第2号)

平成26年6月11日 (水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第1番から)

5番 加藤泰久

3番 山崎文直

1番 百瀬輝和

6番 丸山 豊

4番 小坂泰夫

9番 唐澤由江

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年6月11日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、御承知のとおり、一問一答方式により行います。質問時間は答弁も含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの的確な質問、答弁をお願いいたします。発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。

通告どおり、3件の質問をいたします。

野山の木々も緑も一段と緑を増し、田畑の作物も元気よく成長し、自然の生命力の強さを感じる今日このごろでございます。

近年、長野県は、全国一の長寿県となりましたが、以前は脳卒中等の疾病が多く、厚生連の佐久総合病院の先生方の指導等により、減塩などで食生活が改善され、長寿県となったと聞いております。健康には、日常の食生活が大きくかかわっていると考えられます。中高年になりますと、過去の食生活、その他の影響によりまして、障害が徐々にあらわれてまいります。

そこで、検診による早期発見、早期治療が大切かと思われております。早期発見には、検診することが大切であると思われております。住民福祉課よりお聞きいたしますと、平成24年度の受診率は46%のことと聞いております。平成20年ごろより受診率が向上してきていると、これも担当課の皆さんの努力のおかげかと思っております。しかし、46%という数字から見ますと、2人に1人しか受診していないということになり、受診者の意識の低さを感じるところでございます。

受診率の分母となる受診対象者、この人はどのような対象者になっているかというようなことを含めまして、受診率ということで質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答え申し上げます。

各種検診の受診率の御質問でございます。

特定健診につきましてまず申し上げます。

特定健診の受診率は、スタートした平成20年度には39.8%、平成21年度から23年度は37から38%台で推移をしておりました。平成24年度には、特に受診率向上のための取り組みに力を入れ、46%と上昇したところであります。平成25年度につきましては、法定調査がまとまる10月にならなければ確認ができませんが、平成24年度と同程度の受診率になると見込んでおるところであります。これは特定健診でございます。

がん関係の検診につきましてであります。

各検診によって異なりますけれども、平成25年度には16%から36%となっております。受診率の推移、これは胃がん検診は減少傾向にあります。大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診については、ほぼ横ばいの状況となっております。特に、近年につきましては、特定健診の受診率向上に重点を置いておるところであり、広報や受診勧奨に取り組んでおります。

受診率向上のための施策といたしましては、節目年齢者の自己負担の無料化や、今年度からは住民税非課税世帯の方への無料化も図ったところであります。

御指摘のとおり、なかなか受診率が上がらない状況であります。今後も受診しやすい検診の検討や受診勧奨を行い、健康管理を推進していけるよう努力してまいります。

申し上げましたように、なかなか受診率が上がらないという、特定健診におきましても2人に1人、こんな状況となっております。特に、がん検診につきましては、まだまだ低い状況でありますし、これは、過去から比べると向上していないという状況であります。やはり、受診率向上のためには、健康に対する意識づけ、これをどうして行っていくか。受診勧奨によってかなり特定健診のほうは上がってきておりますので、その辺を参考にしながら、受診率向上に向けて努力してまいります。

分母の数字の御質問がありました。

分母の数字につきましては、担当課長から申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 御質問の中の受診対象者の御質問でございますが、基本的には、特定健診の対象となる方が40歳から74歳となる国保の加入者の方になります。この方々につきましては、村内全体で全世帯へ、健診に当たっての健診の調査を行いまして、村のほうへ提出いただくわけでございますが、その中で、特定の医療機関等で健診を受けるような方々、そういった方々を除いた方が分母、対象者となっております。ただし、その御返事をいただけない方々もその分母、対象者の中に入ってしまいうような中で、どうしても確認ができない部分がございます。分母の数が大きくなってしまいうようなことで、受診率が46%に今のとこ

ろはとどまってしまっているというところがございます。約でございますが、その分母の対象者数としましては2,300人という想定をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） なかなか健診率を上げるということも大変難しいことでございますけれども、村民各自が自分の健康、せっかく用意してくれた健診でございますので、1人でも多くの村民が健診を受け、安心していただける、また早期発見できるというような機会を、ぜひ村民一人一人が自覚を持って臨んでいただければいいかなと思うところがございます。

続きまして、生活習慣病予防の対策についてということで質問をいたします。

自分の健康は自己責任と思われませんが、食生活の多様化、飲酒、喫煙、運動不足や社会の多様化によるストレス等の要因がたくさんあるわけでございますが、最終的には自己責任と思われておりますが、村の行政によるところの予防対策はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活習慣病の予防対策であります。

生活習慣病というのは、さまざまな要因があるわけでありましてけれども、予防対策につきましては、やはり知識の普及、そして健診の受診勧奨、生活習慣改善の個別指導、このことが重要となってまいりますので、そんな支援は実施しております。

特に、まずは健診を受けていただいて、自分の健康状態を知っていただくこと、このことが基本となります。健診の結果によって、結果を見て、食事や運動などの生活習慣を見直したり、必要に応じた検査や治療を受けていただく、医療につながる。そんなことで、保健師や管理栄養士、健康運動士、連携によりまして、相談業務や家庭訪問などの個別支援を実施しております。

生活習慣病につきましては、やはり規則正しい生活をするということでもあります。食生活、あるいは運動、また適度な休養、このことも大切となってくるところであります。ただ、今、議員も御指摘がありましたように、健康管理というのは自分でやっていたかなければいけません。それが基本でありますし、これは自己管理が大切となってきております。ただ、なかなか規則正しい生活をするということは大変難しいことでもあります。きちんとした食生活をとれるのかどうか、それ一つ考えても大変難しいなということでもありますし、運動をやっている人も毎日習慣づけということは難しいという、こういう状況もあるところでもあります。したがって、この意識づけをどうしていくかということに力を入れてきたいというふうに思っております。

本村の死亡原因、これは悪性新生物、心疾患、脳疾患、これが全体の約6割を占めております。このことは、いずれも生活習慣病、生活習慣と関連をしてきており

ますので、この予防というのは大切となっておりますし、特に悪性新生物につきましては検診の充実、早期発見が重要となっております。

そんなことで、正しい生活習慣、それと受診率をどう高めていくか、このことは常に努力しておりますし、これからも努力してまいります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） いずれにしましても、健康は自分の宝でございますので、自己管理をして、健康でいたいものでございます。

続きまして、健康増進事業はどのような事業を行っているかということで質問いたします。

国民健康保険料の医療費等も大変上がっており、先日の新聞によると、長野県は長寿県であるけれども、健康寿命トップ10には入っていないというようなことで、長寿であるけれども、健康寿命という最近名前も出てきましたけれども、ただ長く生きているというだけではなくて、元気で寿命を全うできるということが必要かと思われております。

それで、自分の健康は自分で管理・維持していかなければなりません、朝夕ウォーキングをしながら、自己の健康に努めておる方がたくさん見受けられます。毎日継続することと、また1人ではなかなか難しい部分で、仲間が必要かと思われま

す。

近隣の市町村でも、それぞれ取り扱っております、駒ヶ根市では、これは新聞の出た記事をちょっと用意したわけですが、共同で健康づくりということで、どあつぷ事業ということ、リーダー養成に力を入れて、ポイント制を導入というような記事もございます。それで、伊那市では、これは見出しが運動習慣40代男性ゼロというようなことで、10年度の調査の結果が、1日30分以上の運動を週2回、1年以上続けていると回答した40代の男性はゼロだったというようなことで、大変仕事が忙しいとかいう部分もあるかと思いますが、そういう実情はそうであると思います。箕輪町におきましては、みのわ健康アカデミーというようなことで、10期生ということですので10年続いているかと思いますが、昨年度までに合わせて408人が卒業して、卒業後もOB会として健康づくりの活動を展開していると、そのようなものも載っております。また、中川村におきましては、ことしの6月の新聞でございますが、体力年齢を知ろうということで、生活習慣病・介護予防策にということで6種類の体力、自分の体力を測定して、健康につなげようというような催しもなされていると報じられております。

本村の行事におきましては、信大とのまると健康講座ということで募集がされておりますが、これには、保健予防係では、健康づくりが楽しくなるコツを提供する教室と、運動には筋力、体力アップにとどまらず、認知症の予防にも効果があるというようなことが書かれております。ただし、ここでは、対象者が村内在住、定

員20名、20歳以上、受講料5,000円というふうにも載っておりますが、リーダー養成にはよいと思いますが、ちょっと一般向けではないかなと、そんなように感じるところでございます。

村では、ほかに、元気アップクラブ、ウォーキング教室、水中教室、健康指導員等の健康に関する人々が大勢おりますが、縦横の連携が少なく感じられるところでございます。

健康に対する個人の自覚と実行、また継続ということで、個人の健康を守っていく上でも、カルテ化して、数値化することにより、数字で効果が目に見えることにより、より一層励めるのではないかと、そんな思うところでございます。

また、健康でお医者にかからず、医療費ゼロというような方には、やはり努力賞、その人が自分の健康に対して努力しているという意味におきまして、努力賞というようなものを、例えば、バスの無料券であったり、大芝の湯の入湯券であったり、そんなものを用意した中で、村民の健康意識の高揚につながっていけばいいと思うところでございますが、その点について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康増進事業につきましては、今、議員御指摘のような事業をそれぞれ行っておるところでございます。年代に応じてという、このことも必要でありますので、元気アップクラブ等々をはじめといたしまして、高齢者向けのそういった教室も実施しておるところであります。シニアのウォーキング教室と申しますか、ウォーキング講座、そんなものもやっております。その受講生を、終わった人を対象にしたOB会の活動につきましても支援しておるところでございます。したがって、意識を持って参加していただいた方につきましては、OB会の活動等々につながっているという、こういった分野もあるわけであります。

数値化につきましては、今申し上げましたように、ウォーキングのまると健康教室ですか、これについては数値化ができるという講座であります。一般向けではないのではないかというような御指摘もいただきました。20人確保するのも一苦労であります。なかなか参加していただけないという実態もあるわけであります。その辺は、もっと参加できるようにするにはどうしたらいいかということは検討していく必要があるのではないかとこのように考えておるところであります。

さまざまなそういった講座や機会を村も用意しておりますので、もう少しPRをしながらというふうに考えております。

また、医療費ゼロ努力賞等々、あるいは、また健康に対してのポイント制というような御質問もありました。また、後の方の中にも御質問があります。

こういったことも、ポイント制につきましては検討していく要素はあるのかなというふうには思っておるところであります。したがって、どういった制度にすればいいのか。これは、大変さまざまな運動の仕方がありますので難しいわけがあります。その一つとして、南箕輪村にはすぐれた施設としてセラピーロードがある

わけであります。この部分、定期的に歩いていただける方につきましては、そういったものを設けていってもいいのかなというふうには考えておるところであります。

また、医療費ゼロの部分であります。昔は、この医療費ゼロといいますか、医者にかからなかった方、国保で表彰しておりました。そういう時代もあったわけでありすけれども、これはさまざまな弊害もありまして廃止をさせていただきました。それをもらうために医者に行かないという、そんな状況も見受けられたところがございますので、廃止ということでもあります。努力賞という御質問でありますけれども、医療費をゼロにしていく、このことは大切なことでもありますけれども、それによって努力賞という、このことは今申し上げましたような弊害もございすし、自己管理ということをさらに高めていく、このことのほうが大切かなというふうに思っておりますので、そんな点は御理解もお願いしたいと思います。

ポイント制につきましては、運動の種類を絞ってやってみることも必要かなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 行政の主催しますそれぞれの教室等におきまして、大勢の皆さんが参加するようにPRして、大勢の参加を求めていきたいと思っております。

続きまして、高齢者福祉の充実について何が必要かということですが、ちょっと私も、ここは言葉足らずでございますが、高齢者の健康維持管理には何が必要かというような質問でございます。

高齢者の健康は生きがいや社会参加を促進し、健康で、住みよい、住みなれた地域に、なじみの皆さんと長く生活できるということが必要かと思うところですが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者の健康維持につきましては、今、議員御指摘のとおりであります。適度な運動を行っていくこと、あるいは外に出て、外出機会を多くする、いろんな人と交流するということ、このことが欠かせないことだというふうに思っております。

したがいまして、村でも、元気アップクラブ事業というのを数年前から実施をしたところでもあります。これにつきましても、若干利用者が減ってきているというような話も聞いておりますので、もう少しみんなが参加できるように促していかなければいけないのかなというふうに思っております。そういったことで、いかに交流する機会をふやしていくかという、このことも重要なことでもありますので、村としても取り組んでいきたいなというふうに思います。

その一つとして、高齢者交流事業もあります。これはいろんな御意見もあるところでもあります。後ほど加藤議員の行政評価委員会からの答申の中にも、これにつき

ましては要検討というよりも、まだ下のランクで、廃止に向けてというようなお話もあるところであります。

したがって、いろんなことを組み合わせて交流機会をふやしていくということ、これはどんなことでも結構でございます。これは各地区へも、地区社協というのがかなり力を入れていろんなことをし出しておりますので、そういったところに参加をしていただく、こういうことも必要でありますので、そういったところは行政としても積極的に支援をしていきたいというふうに思っておるところでございます。交流機会を増やしていく、これをつくっていく、こんなことで努力をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 高齢者になりますと、どうしても足、乗り物等が心配になります。やはり近くの公民館、地区、それぞれの近くでそういうものが催されればと、地区社協の介護も結構行われております。そうした中で、健康保健予防係とか、社会福祉係、または教育委員会の公民館係等がタイアップした中で、より近くの公民館等で、高齢者が多く集えるような形を希望するところでございます。

続きまして、2件目の26年度建設工事の関係について質問いたします。

25年度の繰越明許費のうち、土木費が多くあったところであります。大雪のための工事のおくれ等もあったと思いますが、これを教訓に、早期着工、早期完成ということで、よく村長が申されます、責任感を持って、スピード感があるという考え方を、その執行に当たってほしいと思います。

ことし、地区計画は29件と報告されておりますが、できる計画から順次進めてほしい。実施計画については、前期、中期、後期と、わかりやすい時期表示をしていただきたいと思いますところではありますが、お考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地区計画関係の実施計画予定の御質問でございます。

工事につきましては、早期に発注をして、早期に着工していく、このことが大切なことであります。しかし、工事といっても、いろんな種類があるわけでありまして、大小さまざまでございます。この工事を職員が設計し、発注して、管理をする。こういったことで行っておるところでございますが、なかなか早期に発注できないという事情もあるわけでありまして、一番は、用地買収を伴うような場合、これはなかなか難しいという状況も生まれてきておりますし、1年のうちに測量から用地買収をして、工事完了という事業もあるわけでありまして、そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思っておりますけれども、できるだけ早期に発注に努めてまいりたいと思っております。

今年度も29カ所という地区計画、多くの工事を予定しております。道路の拡幅が4カ所、のり面保護が1カ所、水路や道路側溝改修、補修、修繕、合わせまして29

カ所ということになっておるところであります。また、河川につきましては、どうしても水の少ない時期、秋ごろからの発注をしていかざるを得ないという状況もあります。そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思っておりますけれども、できるだけ早期発注に努めてまいります。

用地につきましては、本来であれば、各市町村それぞれ異なっておりますけれども、多くの市町村では地区にお任せをしておるとい自治体もあるわけでありまして、そんなことができれば、もう少し早く発注等々ができるのではないかなというふうに思っておりますけれども、それも大変なことでありますので、この辺はまたおいおい検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それぞれの事情があり、自然状況等も加味する中で、大変な部分がありますけれども、スピード感を持った執行をお願いしたいところでございます。

続きまして、村の実施計画については8件となっておりますが、大がかりな工事があり、大変と思われれますが、地元の実施計画や進捗状況等を区長、もしくは区の役員の方に随時報告をしていただければありがたいと思うところでございます。その辺について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の計画につきましては、区長に随時報告をというような御質問でございまして。

これは必要かなというふうに思っておりますので、担当課を通じまして、区長にまた報告はさせていただきたいと思っております。

若干、村の状況につきまして、お話を申し上げます。

村計画につきましては、ことしは道路関係といたしましては、神子柴のアクセス道路、岩月人形センター交差点改良を計画しておるところであります。村道の交差点改良、あるいは横断歩道の設置等々、実施する予定であります。信号機の設置も予定しておるところであります。地形測量が終わり、現在、警察、県の道路管理者の伊那建設事務所との間で事前の調整を行っており、ある程度目処が立ってきた状況であります。近々、交差点と道路の改良計画を固めて、用地取得や年度内の完成を目指してまいります。

また、今年度の計画のうちで、用地買収が必要となります田畑の2038号線、飯田線の田畑駅北側の道路、あるいは久保の1099号線、上段地区の道路、それと久保下段地区の交差点部分の3カ所、これは用地買収が必要となっておりますので、用地買収後に工事にかかっていく予定であります。

南原の調整池であります。これは、土工が中心となりますので、雨の少ない時期を見計らって、秋ごろには着手をしたいという予定であります。

また、久保から塩ノ井にかけての旧国道につきましては、今、路盤調査をしております。その調査が終わってから、発注する計画であります。9月ごろには着手できるのではないかとこのように考えております。

河川が1カ所、北沢川久保の修繕工事があります。これは、先ほど申し上げましたように、水が少なくなる11月ごろに発注をしていきたいということで計画しております。

そんなことで、区長には、それぞれどういう状況であるかというのは、区長会もありますのでお知らせはしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいま説明にもありましたが、村道2038号線、これは田畑の駅に通じる道でございますが、26年、25年からですか、測量等がなされて、今測量のくい等を打ってあって、地元区民からも、この工事は今どうなっているんだというようなことも聞いているところでございます。あの工事に関しての進捗状況等についても、地元区長等に途中経過でも結構でございますので説明をしていただければ、組長会におきましても状況説明ができるところでございますけれども、その村道の今の状況はどんなようなのかお聞きしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 村道の整備状況でございますけれども、現在、ここについては用地取得、測量が終わりまして、地権者と土地の売買契約を進めている最中でございます。いずれにしましても、土地の取得が終わった段階で工事着手となります。また、その状況につきましては、区長会等を通じながら、順次説明をしていきたいと思っております。

また、そのほかのいろんな工事等あります。今現在計画しているもの、測量に入っているもの、さまざまございますので、その状況につきましてはまた逐次報告できればと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明の中にもありますように、用地買収に難航するようなどころがあるとするならば、村長が言われるように、区の役員、また私ら、協力できる部分についてはいたしますので、その点について、またそういう状況があれば、それなりに区長を通じて報告していただければ、そんなときに協力していきたいと思っております。

それでは、3番目の行政評価委員からの答申について質問をいたします。

村長が進める村の行政の項目について、行政評価委員に諮問して、答申が出され

たところであります。諮問委員会が、客観的に公正な立場で答申され、大部分において評価され、執行する立場としては、事業を自信を持って執行できることと思われれます。

答申間もなくで、今、検討中であるかもしれませんが、要検討、改善の余地あり等の項目についてはどのようなお考えであるか、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政評価委員会から答申が出されたところでもあります。この行政評価につきましては、平成23年7月から、村民の視点に立った客観性、透明性を確保するために、行政全般にわたって外部の専門的な識見者で組織する行政評価委員会を設置して、評価をさせていただいておるところであります。

この評価につきましては、まず担当課職員が内部評価をして、行政評価委員会に上げていくというシステムになっております。したがって、職員の意識改革にもつながっておるといふふうには思っておるところであります。

全事業しきれませんので、34事業、平成25年度の場合は実施いたしました。34事業のうち、必要性ありが31事業、そのうち拡充が10事業、現状維持が14事業、改善の余地ありが7事業、要検討が3事業という結果となったところでもあります。

今、それぞれ担当課で精査をしながら、行政評価委員会へ考え方を提出する検討をしておるところであります。その検討結果をもって、また行政評価委員会のほうへお返しをしていきたいというふうに思っておりますので、今の段階でお答えできるというふうになっておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

この要検討の中には、先ほど加藤議員の御質問にありましたように、高齢者交流事業というような事業も入っておるわけでもあります。したがって、行政の事務事業というのは、客観的に見て、いろんな見方があるわけでもあります。片方から見れば、必要であるし、片方から見れば、それはどうなのというような事業もあるわけでもあります。その辺は、総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。

行政評価委員会の答申をいただきましたときに、行政の仕事というのは、コストということは大変重要なことでもありますし、費用対効果も重視をしていかなければならないというお話を申し上げましたけれども、そうはいつでも、行政というのは、住民福祉の向上、村民生活の向上、こういったところにあるわけでもありますので、費用対効果が上がらなくても、行政として実施していかなければならない事業もあるのではないかとのお話も申し上げたところでもありますし、同時に、大勢の村民の皆さんが関わっておる事業につきましては、そういった皆さんのお声を聞いていかなければなりませんので、少し時間がかかるけれどもというお話も申し上げたところでもあります。行政の仕事というのは、端的に考えられない部分、このことは御理解もお願いしたところでもありますので、今、課の検討を待つと、これからの事務

事業に生かしていきたいと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいなどというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それぞれの部署で検討中ということでございます。

村長の申される責任感とスピード感を持ってという、このことを各部署に徹底する中で、行政の推進をしていただくことを希望いたします。

以上をもちまして、質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

次に、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

私は、今回の議会で、3点について質問をしたいと思っております。

6月5日に南信地方も梅雨入りと、梅雨入りの模様という宣言がされまして、そのニュースを聞いたときに、また災害という言葉が頭の中に浮かんでくるところであります。私のカレンダーにも、それ以来、毎日雨マークがつくようになりました。そういう中で、これからの災害に対する問題も、常日ごろの住民の助け合い、地域力というのが試されてくるということを含めまして、質問の中に取り上げていきたいというふうに思います。

一番目の質問でありますけれども、介護保険要支援の1・2級認定者の事業についてであります。

今の国会の中で、法改正の中で、自治体の地域事業に移るという方針が示されてきています。そうしたときの村への影響ということでもあります。

私の母親も、最初、要支援2から始まりまして、今は介護4という段階になってきております。在宅介護という形の中で、この介護保険制度に大変お世話になっているところであります。この制度がなければ、私もなかなかふだんの生活そのものも大変だなどということの中で、これからも非常に重要になってくる制度だと思いつつも、消費税の増税に伴いながらも反比例するかのように、介護する側のほうの負担増、サービスの低下というのが心配されてくるところであります。

そういった中で、一番目の質問ということで、こういった福祉サービスを低下させない中で、1・2の事業が地方自治体の地域事業に移管をされるということになってきたときの村に対する、特に財政面での影響というのが、どういうことが考えられるのかというのを1点目として質問したいと思っております。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

介護保険要支援1・2の認定者の事業が、自治体の地域事業に移ることに伴います財政への影響等々であります。

これは、平成27年4月に予定しております介護保険法の改正に伴う影響ということであろうというふうに思います。この改正によりまして、要支援認定者に対する介護予防サービスにつきまして、訪問介護や通所介護といった予防給付事業については、市町村が実施する地域支援事業に移行されることが予定されておるところであります。これにつきましては、平成29年度までに、段階的に移行することとされております。既存の介護事業所によるサービスに加えまして、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体性を活用して、実情に応じた取り組みで高齢者を支援していくという制度であります。

地域支援事業につきましては、これから現行の福祉サービスを低下させないように、具体的な事業内容について検討してまいります。従来、予防事業に加えて、市町村独自の多様な事業の実施が可能であると考えておるところであります。

事業の実施に当たりましては、事業の実施者の指定やサービス提供に対する費用への給付につきまして、市町村が事業者を指定し、給付の単価についても独自に設定することとなります。具体的には、これから検討することとなりますが、訪問介護や通所介護における専門的な技術を要するサービスに対しては、専門サービスにふさわしい単価を、またボランティアによる簡易な生活サポート的なサービスにつきましては、その実情に応じた単価の設定となるのではないかと思っております。この点につきましては、国のガイドラインが策定されるということであり、それを参考にしたいと考えております。

財政面につきましては、この地域支援事業につきましても、法の改正後も介護保険制度内のサービス提供である、このことには変わらないわけであり、いたしまして、財源構成につきましても現在と変わらないとされているところから、大きな負担増というのではないというふうに思っております。しかし、今申し上げましたように、制度改正後におきまして、上限がどういうふうに変更されてくるのか、そういったことにつきまして、市町村の財政負担が増加する可能性もあるところがあります。そんな点ということでございますので、現在の段階では、どのぐらいの影響があるということは申し上げられませんが、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

今後、国の方針が固まったものから、順次段階的に示されるということであり、その動向に注視しながら、対応してまいりたいと思っております。これからということで御理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、地域支援事業に移行される、このことはそういうふうになってまいりますので、現在の福祉サービスを低下させないような対応というのは、それぞれの市町村でとっていくものと思っておりますし、本村でもそういった対応はとってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 制度的には、まだこれから、27年から始まりますけれど、29年度まで段階的に移行ということになります。

この1・2の事業が自治体に移管されるということの中で、国のほうの説明の中には、経営の安定性と、さらに柔軟な事業運営やサービスの向上ということも一つの理由として上げられております。考えようによっては、地域の地方自治体、ここでいう村の、先ほど、今、村長からの回答がありました独自の事業なり、計画、こういうものも今度は可能になってくるのではないかということで、各自治体ごとの前向きなアイデア、事業の内容、こういうものが一つ要求されるというか、そういうことも特徴的な事業が可能になるということでもありますので、こういったことは、これから福祉計画、高齢者計画の中に、それぞれの委員会等からの意見も踏まえて、のっていくことだろうというふうに思います。

そうした中で、（2）の質問になりますが、現在の村の福祉計画、これは24年から26年、今年度までの計画になっております。来年度の27年度からについての計画、こういうものの中に、そういった新しい事業内容等がのっていくことを期待する意味でも、これからの計画の策定状況、現在、また村長が考えている、例えば、こんなような事業も村として取り組んでみたいというようなことがありましたら述べていただきたいと思いますが、とりあえず、この計画の見直しの中に、そういうことをどの程度生かせるのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護保険制度の見直し関係の御質問でございます。

現在、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これにつきましては、平成24年度から26年度までの3カ年の事業計画であります。したがって、今年度中には平成27年度から29年度までの第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定していかなければなりません。

計画の策定に当たりましては、介護保険制度の改正にかかわる見直しも必要となっておりまして、福祉計画策定懇話会を開催しながら、改正後の制度内容との整合をとりながら、計画を策定していく予定としておりますので、そんな点はそんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。今年度中に第6期をつくってまいりますので、その中で生かせるものは生かしていきたいと。

今考えているアイデアがあればということでもありますけれども、現状では、今これから懇話会等々を開催していかなければなりませんので、その中で十分詰めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 26年度中に次の計画を策定ということで、懇話会等も予定されてますので、それに期待するところあります。

その中で、今後の介護保険の見直しの中でも、いわゆる規模の大小による事業、

村内にあるのは小規模の、通所介護の事業者にしても300人規模以下というような事業所が多いかと思えます。そういった小規模の事業者は、今後、さらに経営が大変になってくるのではないかなというふうに考えられます。その中で、村としては、これから南箕輪にしても20%を超えてきた高齢化率、さらに伸びていく高齢化に対する施策として、村としても考えていく必要があるだろうというふうに思うわけですが、そうした中で、いわゆる小規模の介護事業者、そういう人たちが、さらに、社会福祉協議会からもショートステイ事業が撤退されるという話を聞いておりますが、そういうのが民間の事業者の中に移管をされていく、そうした中で、小規模な事業者がもう少し事業を拡大していきたいといったようなときに、なかなか今、国や県の制度の中では、助成制度が頭打ちになってきています。村の単独の事業というようなことの中で、そういった民間の事業者、そういう人たちの事業を支援していくというような形の制度は、この計画なりの中で考えていくことはできないかということで、3番目の質問としてお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 小規模事業者の施設改修への単独の補助の御質問であります。

現在の国・県の補助制度につきましては、地域密着型サービスの拠点整備事業、あるいは防災の機能強化としての整備事業が対象でありますけれども、補助対象というのは限られておるわけでありまして、小規模介護事業者への国・県の補助というのは大変に難しい状況があります。

全国的には、この介護事業所というのは、コンビニと同様に非常に増加してきておるというふうに言われておりますが、当村におきましては、極端に増加をしておるという状況にはないところであります。したがって、これからの高齢化社会の到来により、こういった施設はさらに必要となつてまいります。真に必要な施設につきましては、補助の必要性というのを感じておるところでございます。

御指摘のように、社会福祉協議会の事業の中で、ショートステイ事業をやっておったわけでありまして、これは廃止をして、民間へお願いしていくことにいたしました。したがって、民間で受けていただくには、そういった施設というの整備も必要になってこようかというふうには思っておるところでございます。

制度改正に伴うこういった部分をあわせまして、研究をしていきたいというふうに思っております。計画の中で、いろんな御意見を聞きながら検討してまいりますので、必要性は感じておるということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 新しい第6期の計画の中にも、ぜひこの南箕輪村の独自の計画、そういうようなものも含めて生かしていただきたいなと思えます。

そういう点を期待しながら、1番目の質問を終わりたいと思います。

2番目の質問であります。

支え合いマップや要援護者台帳の共有のためのルールづくりをということであり
ます。

先般のテレビを見ていましたら、NHKの特集で取り上げられていました、認知症の方が
ある施設に保護をされて、数年来保護されていたんですが、身元がわからなかったと。その
特集の報道によって、県を超えた、違うところの県の人ではないかということで、数年ぶりに
身元がわかったというニュースを見ていて、そういう驚きというか、多分、どなたかがいなくな
れば、検索願いや、いろいろな方法を通じて探すということがとられるだろうけれども、その中
で、数年来も身元がわからなかったという、そのこと自体が驚きというふうに感じたところ
であります。

その後、にわかに、このごろ新聞、報道等でも、そういう調査をした結果のアンケート
を行ったら、57%の県でそういう調査をしたことがあると、ただ長野県はしていないという
報道はされていました。さらに、この数日の話の中では、国、全国段階でも行方不明者の
全国調査をこれから実施していくと、秋までにはその実施の結果を出していきたいという
のが、こういったニュースが取り上げられて、にわかにそういうことが起きてきたという
ことが、今までは余り取り組まれてこなかったのかなという思いもしています。既に、その
行方不明者、認知症の関係だけでも1万人を超えるというような報道がされております。

そういうことは、一つは、情報がいろいろな国の機関のところでも持っていないながら、
そういう情報をお互いに共有ができなかったということがあるのではないかというふう
に思います。

(1)の質問でありますけれども、私の地元の南殿の自主防災会でも、これから6月
は新しい26年度の支え合いマップの見直し作業を進めているところであります。近くのお
家にと寝たきりの方がいるとか、こういうような人たちは災害のときに、どうい
う支援が必要ではないかというような見直しを進めています。毎年進めているところ
であります。役員も交代していきます。それから、毎年その中で、一つ出る意見とし
て、個人情報、プライバシーの問題が出てきます。調査をすることも、大変なれない
役員の方は難しいし、そのことである程度わかった情報も、わかるけれどもそれ以上
全体のものとして情報が共有できない難しさがあると。

一昨年ですか、私ども村議会でも、民生児童委員会の皆さんとも懇談会を行った
ときに出た意見として、プライバシーの問題で、それぞれいろんな問題がなかなか
大事だと思うんだけど開示をされない、そういうことの中で、活動が思うよう
に行かないというような意見も出てきました。この辺は、一つはプライバシーを守
ることは当然大事なことでありますけれども、どこかでやっぱりいろんな機関が
相談をしながら、情報を共有していくということが大事ではないかと。警察の
関係の捜索者の名簿だとか、社協や防災会だとか、地区で持っている情報も、それを
みんな

なで共有していく、そういうことのルールづくりが必要ではないかなというふうに考えるところであります。

そのニュースの中でも、ある自治体では、命にかかわる件についてはお互いに情報を提供し合うと、そういう協定を結んでいるというのが報道されました。ということは、共有することは不可能ではないというふうに考えますので、この南箕輪の中でも、まず自主防災会や民生委員の皆さん、社協や村や防災関係、そういうようなところで持っている情報を大事なときにはきちんと共有できる、そういうことが必要であります。村としては、そのためにどういった考えを持っているか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 災害時やいろんな面におきましての台帳共有のルールづくりをという御質問でございます。

御指摘のとおり、ルールづくりといいますか、共有は必要であるというふうには思っておるところであります。ただ、それがどういうふうに行えるのかというのは、これからの検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

これは、やはり一番のネックは、個人情報の保護であります。しがたいまして、今、村では、この支え合いマップを含めまして、いろんな台帳といいますか、名簿をつくっております。こういったものにつきましては、同意のあった方、この方につきまして台帳に記載をしておるところでございます。これが災害時要援護者台帳、こういったことにつきましても同様であります。

また、平成26年4月から、災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿を作成することとなりました。これにつきましては、個人の同意を得ることなく、村で保有している個人情報の利用が可能となったところであります。現在、その台帳の整備を進めております。しかし、この法律の改正によりましてできた名簿、これにつきましても、災害時ということに限られておるところであります。災害時には個人の同意を得ることなく、自主防災組織や消防機関、警察、または社会福祉協議会などに対して情報を提供することができる、こういうことになっております。平時には、同意が得られた方のみ情報提供することができるということであり、同意を得た方の情報提供というのは可能であるというふうに考えております。

しがたいまして、ルールづくりも必要である、そんなことは感じておるところであります。

一番肝心なことは、これは地域による把握であります。同意を得ていただきながら、支え合いマップをつくっていただければ一番ありがたいことでもあります。地域活動というのは本当に重要となってまいりますので、地域の努力をお願いしてまいります。これは自主防災会を含めまして、そんなお願いをしておりますし、これからもしてまいります。

法律という一つの個人情報保護という、そういう壁がありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 法律などとか、プライバシーの壁があるのは、私どもも実際取り組んできて、非常にあるということを承知はしておりますが、今も村長の回答の中にありました災害時のみでなく、ふだんの、例えば徘徊になって、いなくなったというのは、災害時ではありませんので、そういう場合に、じゃあ、情報共有はどうするのかという部分で、とりあえずいろんな関係機関で相談をしながら、どこまでできるかというようなことを一歩前に進んでやるという計画を進めていくのはいかがでしょうか。この辺をちょっとお聞きしたいなと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 本村のような場合の規模であれば、そういう事例というのはわかるわけでありまして、したがって、その都度対応をしておりますので、そんな点はぜひ御理解もお願いいたします。

これは大都市になると、これはなかなか大変なことかなと。本村の場合には、そういった部分につきましては、すぐ対応できるというふうに思っておるところであります。したがって、情報の共有というのは、ある程度なされておるというふうに私自身は考えておるところであります。ただ、それをどういうふうにルールをつくって、どうしていくのかというのは、これはこれからの検討課題であります。法律等の壁もありますので、その辺を踏まえて、十分検討していく必要があるというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 自主防災会の中でも話が出ます。役員が変わりますので、いわゆるプライバシーに対する問題だとか、その問題を新しい役員の皆さんにどこまで徹底させるかというのは、組織の頭の皆さんもかわってきますし、地域の班長さん方もかわってきます。そういう点で、常に一歩最初に戻って、プライバシーの問題を勉強しながらやっている。そこで、もうちょっと何とかならないのかなというのは毎年意見として出てきますので、この辺について難しさはありますけれども、一歩進んで、じゃあ、ここまで、この役員の段階の皆さんまでだったら、要請があれば、それにこたえていくということの調整をぜひ村等でもしていただいで、進んでいていただきたいなというふうなことを要請しながら、2番目の質問を終えたいと思います。

3番目の質問であります。

安全な大芝高原に来ていただくために、ユニバーサルデザインをぜひ取り入れていってはどうかということでもあります。

今までの質問等の中でも、道の駅の研究、これも村で進めていくと。それから、6次産業化の取り組みについても、具体的にこれから取り組んでいくと、村の中ではワーキングチームもできて進んでおります。さらに、今度の補正予算の中でも、来年に向けて、観光協会設立に向けての準備ということの補正予算もありました。

そうした中で考えられるのは、この村にとって唯一観光資源と言えるのは、この大芝高原と、それとそれの周りに対する環境だというふうに思います。私も、以前の質問の中でも取り上げてきたところでありましてけれども、大芝高原というのは平地林の平らな高原であります。こんなすばらしい平らな公園は、中央道の沿線の中でもほかには見当たらないというふうに思っております。そういうところということは、体の弱い人、車いすの方、つえをついた方、そういう人たちも大芝高原に来やすい条件があります。さらに、それを完全にどんな人でも来られるような大芝高原に仕上げていくということが大事じゃないかなというふうに思います。

質問として、日本で一番安全なネイチャーパークを目指しての大芝高原をつかっていったらどうかなという提案であります。それには、まず、どのような人たちが利用してもこの高原は利用できる、そのために、ユニバーサルデザインの調査をぜひここで実施するべきだというふうに考えております。今の大芝高原、そうはいっても、大分整備がされてきましたが、この間もマレットゴルフ大会がありまして、行きますと、マレットゴルフ場の入り口にポールがあります。普通に歩いていけば通れますけれども、車いすの人だと当然あそこは通り抜けができないような形になっています。それから、砂利の道等もありまして、歩行困難なところもありますし、看板が少し曲がっちゃっているのかなというような部分もあります。そういう中で、一般の健康な人たちにとってみれば、何の不自然もなく訪れられる公園ではありますけれども、少し障害を持った方が来ると、まだまだ使いにくい部分というのは多くあると思うんです。ですから、これからの日本で一番安全なネイチャーパークの大芝高原を目指すには、ぜひこの段階で、いろんな人たちに来てもらって、車いすの人たちも来て、実際に来て、歩いてもらって、こういうところを指摘してもらおうと。それから、計画を立てて、順次使いやすい大芝高原に仕立てていくと。こういうことで、まずは、このユニバーサルの調査を実施して、観光等も含めたことに対する準備を進めていってはどうなというふうに思いますが、村長の考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原関連の御質問であります。ユニバーサルデザインの調査を実施すべき、こういう御質問でございます。

まさに、この大芝高原につきましては、現状でもユニバーサルデザインのある程度できておる公園であるというふうには考えております。まだまだ不十分である、そういった面もあろうかと思っておりますけれども、万人向けの公園であるというという認識は持っておるところでございます。

今までも、可能な限り、そういった整備をしてきております。多目的トイレや障害者用駐車場スペースの設置、あるいは園路の整備、オストメイトトイレの改修、こんなことも実施してきておるところでございます。

これからさらにということでありますので、今、ちょうど公園施設の長寿命化計画予算をお認めいただきまして、策定をしていくということになっております。これは、そもそも、いろんな施設の改修、交付金事業でやっていきたいという中で計画をした部分であります。公園全体のイメージアップや使いやすさ、こういったことも必要となつてまいりますので、そういった計画の中で、公園の先進地等の調査をしながら、計画づくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、その中で、そういった調査も含めて行っていく、こういう考え方でおりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。計画ができれば、それに沿って施設整備をやってまいりますので、より使いやすい、利用しやすい、みんなに親しみやすい、そんな公園になるんじゃないかというふうに思っております。

きょうの新聞にも、観光地の調査の報道がありました。大芝高原、天候にも恵まれてふえておるという状況であります。上伊那の場合には、駒ヶ根高原ロープウェイと大芝公園ということになっておりましたけれども、そんなことで、大勢の皆さんには訪れていただいているんだなという実感を受けたところであります。ただ、その中で、なかなか経済効果とこの部分は結びついていかないという悩みもあるわけありますので、その辺ももう一検討必要であるということで、観光協会等々も設立しながら、この辺の検討も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 長寿命化計画の中で調査も含めてということで、ぜひ、この本格的な調査を実施していくべきだというふうに思います。何といたっても大芝高原は、近隣の市町村の観光地と呼ばれているようなところと比べても、標高差58メートルの平らなところで、それが展開できるという、このすばらし条件をさらに生かして、日本一の安全な大芝高原を目指していきたいなど。

今までも、園路だとか、いろんなところで改修はされてきておりますが、やっぱり、その都度、その都度のような感がぬぐえない部分があります。そういったところで、ぜひ全体的な調査をして、それに基づいて、お金のかかることですから、順次改修は進めていくというふうに考えたらいいんじゃないかと思えます。例えば、車いすで訪れる方も、車いすで常日ごろトレニングしている方と女性の方で、腕に力が余りない方、同じ車いすの生活の方でもいろんな方がいます。そういう中では、両方の皆さんの意見も現地で体験してもらって、意見を聞いて、それを計画に生かしていくと、こういうことも大事だなというふうに思いますので、この点も含めて、長寿命化計画、ぜひこの調査を実施していただいて、前に進んでいっていた

だきたいということも期待しながら、私の質問を終えたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

あす12日より、サッカーファンのみならず、世界じゅうが注目するワールドカップサッカー、ブラジル大会が開催されます。世界最高峰の熱い試合が繰り広げられることでしょう。日本代表、侍ブルーの活躍を期待します。頑張れ、日本。

さて、最初に、安心して子育てできる村にするために、子育てしやすい村を一步進める提案をさせていただきます。

（1）として、子供の権利に関する条例を制定してはどうかです。

子供の権利条約は、世界じゅうの子供たち一人一人に人間としての権利を認め、子供たちがそれを行使できる、1989年、平成元年に国際連合において採択され、我が国は1994年、平成6年に批准しています。子供の権利とは何かですが、安心して生きる権利、豊かに育つ権利、自分らしく生きる権利、参加する権利などです。子供が健やかに成長するために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法や国際連合で採択された子ども権利条約が、子供の権利をより具体的にわかりやすく定めることと、それを保障する大人の役割や南箕輪村の取り組みについて定める必要があると考えます。第4次総合計画の第1章に、心豊かな人づくりの村とありますが、子供の権利については明確に書かれていません。南箕輪村では、子供の権利を保障し、子供に優しい社会環境を整えていくことが重要だと考えます。そのために、村や大人の役割を明確にして、子供にかかわる大人が連携し、共同して、全ての子供に優しい村づくりを進めるために、条例を制定しませんか。いかがでしょう。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

子供の権利に関する条例制定をしてはどうかという御質問でございます。

安心して子育てできる村にするために、子供の権利に関する条例を制定してはという御質問でございますが、百瀬議員のおっしゃる子供に優しい村づくりにつきましては、私も以前から、子育てに優しい村、子供が伸びやかに育つ村を目指してきているところであります。

子供の権利の保障につきましては、子ども権利条約だけではなく、日本国憲法や

児童福祉法、児童憲章等にうたわれており、村といたしましても重要であるとは考えております。子供の権利を守るためには、まずは子供を取り巻く環境整備が最も重要であると考えています。これまでも、村総合計画や次世代育成支援行動計画等に沿って、子供の幸せを第一に考え、子供に対する権利が最大限尊重されるように配慮し、子育て支援や児童虐待防止、相談支援体制の充実、保育園・学校の整備など、さまざまな施策を推進してきております。

その中で、現在、新たな村の総合計画や子ども・子育て支援事業計画を策定している途中であります。計画策定に当たっては、小学生から大人までアンケート調査を実施いたしましたので、その結果を踏まえまして、子供の権利が十分尊重されるよう、総合計画審議会や子育て支援事業策定の会議で検討してまいりたいと思っております。その中で、子供の権利条約、そういったものが必要であるというようなお声や機運が高まってくれば、条例整備をしていくこともいいんじゃないかというふうに考えておるところであります。

今、自治基本条例、これはまちづくり基本条例でありますけれども、その制定も、本村の場合はまだしておらないところあります。必要であるかどうか、このことは別といたしまして、そういった機運が高まってくれば、この自治基本条例の制定というのも必要ではないかなというふうに考えておるところであります。

しかし、そういったお声というのは、いまだに、余り聞かれないところありますので、こういったさまざまな計画策定の中で、そんな機運が高まってくれば、また考えてまいりたいというふうに思いますし、制定はその時点でしていく必要があるというふうには思っております。

問題は、条例制定をする、これは相対的な部分であります。同時に、その中身と申しますか、実体が伴った、そういったいろんな活動というのが必要となってまいりますので、現在、本村におきましては、そういった活動を重視しながらやっておりますので、機運が高まることを期待しているところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） いろいろな条例をつくるのが、私はいいいことではないと思っておりますけれども、やはりこの権利という子供の権利、機運と言われましたけれども、やはり大人が知らない、子供もこのことを知らないというのが実態だと思います。私も、ある展示会というか、催し物に出て、こういうものがあるんだなということで調べさせていただいて、今回、質問をしております。松本市だとか、青森市あたりは、この権利に関する条例をしっかりとつくって、子供の権利、住みよい自治体をつくっているということもお聞きしております。未来の南箕輪を背負っていく子供たちのことを行政としてしっかりと考えていただきたいと思っております。

次に、まっくん元気ノート、これは私がつけた仮称なんです、提案したいと思っております。

現在、子供ができて、妊娠がわかってから、就学前、6歳までは母子手帳、こういうものを村でもお配りしているそうですが、母子手帳に記録を残せるようになっていきます。その後の記録を残すノートはありません。小中学校では、1枚の健康調査票だとか、環境調査票というようなものに記録を残しているんですが、保護者もそのために書き直さなければいけないだとか、負担があります。そこで、成長過程や年代ごとの記録を残せるノートの取り組みが必要だと考えます。

このことは、前回、一般質問で、緊急安心カードというものを提案しようと思ったんですが、1枚の紙なんですけど、救急隊にそれを見せれば、子供が迅速に処置されるというものだったんですが、それを提案するために、3校の校長先生のところに調査に伺って、お話をしている中で出てきたことなんです。現場も、こんなようなノートがあれば、非常に使いやすいんじゃないかというお話を伺ってきました。緊急連絡先だとか、持病のある・なし、アレルギーのある・なし、緊急の対応のできる内容、年代ごとの注意するポイント、体の変化について、食の重要性だとか、先ほど言った子供の権利について載せて、多感な子供時代のサポートノートにしてはどうかと考えます。また、子供に対しての父親の積極的な子育てへの参加を促すために、父子手帳の取り組みをしている自治体もあります。そんなような取り組みをしてはどうかと思いますが、いかがでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まっくん元気ノート、仮称のようでございますけれども、導入をという御質問でございます。

百瀬議員からは、いろんなノートだとか、いろんな票だとか、そんな御提案をいただいております。

母子手帳につきましては、3種類から選べる、こんなことで発行しておるところでございます。乳幼児から学童期までのいろんな記録、予防接種を含めましての記録、記入をするようになっております。しかし、この母子手帳におきましても、現在でも、これをなくしてしまったとか、記入をしていないという例もかなりあるわけであります。

また、学校の例が出されました。学校でも保健調査票、あるいはいろんな調査票等々があるかと思えます。小学校から中学校まで、継続的に活用され、高校進学の際には、進学先まで引き継がれていくシステムとなっているものであります。したがって、このような調査票をどう活用していくかということ、これが大事なかなというふうに考えておるところであります。

3校の校長先生のとのお話の中でということでありましたので、まずは学校現場でしっかりと検討していただきたいなど、そういう声を学校現場からお聞きしたことはございませんので、本当に必要であるのかどうか、その見きわめを学校現場でしていただければというふうに思います。したがって、この辺は、教育委員会で、学校現場で本当に必要かどうかという確認といいますか、そういったことをお

願いたしますので、そんなことで御理解をお願いいたします。

今、現在の社会というのは、いろんな資料とか、いろんなものが多いわけであり、ます。その中で必要最小限こういったものが必要だということを選定しながら、見きわめながら、つくっていくこと、このことが必要ではないかというふうに考えておるところであります。したがって、今申し上げましたように、学校現場で、本当に幼児期からそういった継続してわかるものが必要であるということであれば、それはつくっていく価値があるというふうに思いますので、そんな確認は学校現場から声を上げていただければというふうには思っております。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 元気な子供でも、一人一人の支援ノートは必要だと考えます。学校の先生ともよく話をして、提案をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、放課後児童健全育成事業、放課後学童クラブについてお伺いします。

現在の状況をお聞きすると、南箕輪小学校、南部小学校とも、1年生から4年生まで、大勢の児童が利用している状況で、現在の施設は満員状態で、余りふやす裕はないと伺いました。児童福祉法や設備及び運営に関する基準を満たしてはなりません。子ども・子育て3法では、平成27年から、6年生まで拡充するようになっていますが、村の対応はどうなっているか伺います。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員から御質問がありました放課後児童健全育成事業についてお答え申し上げます。

現在の学童クラブの登録者ですが、南箕輪小学校94名、南部小学校40名、合計ですが134名でありまして、昨年と比べて、南箕輪小学校で33名、南部小学校で2名の増となっております。

受け入れ児童の対象範囲等々につきまして、今、百瀬議員さんが言われるとおり、現在の学童保育の対象はおおむね10歳未満ですが、4月から小学生へ拡大されます。そういうことから、希望等を把握しながら、クラブの運営について検討が必要であろうと感じております。

しかし、対象年齢は、事業の対象範囲を示したものでありますので、全て希望した6年生まで受け入れを義務化したものではないと考えます。高学年ともなれば、朝の登校から、保護者が迎えに来る夕方まで、学校や児童室等々で過ごすということではなくて、各家庭で、子供の発達に応じた約束等々を決めながら、家庭で過ごす時間、例えば、テレビとか、ゲームとか、そういうものも含めまして、留守番等々もですが、そういったことも含めまして、大切な勉強である。また、自立への第一歩というふうになるのではと考えております。いかがでしょうか。

また、南箕輪小学校の場合、今言いましたとおり、94名ということでございます。ですから、荷物を入れるロッカー、こういうのも不足している状況等々から、受け入れ人数が多過ぎると、いろいろな面で支障を来してくるかと思います。また、施設建設というふうになると、南箕輪小学校の敷地内は建設するための用地がございません。ほかに用地を求めなければならないというふうになります。ですから、既存の施設活用が可能であるかどうか、募集人員も含めて検討していかなければならないと思っております。

いずれにしても、国で作成予定である放課後学童クラブ、新しいガイドラインの内容を確認して、総合的に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） どっちにしても希望をとってということだったんで、希望があれば、村として考えていかなければいけなくなると思います。その中で、施設面をどうするかというのが一番ネックになってくるんだと思いますが、ほかの自治体では、民間委託で取り組んでいるところだとか、あとは児童館みたいな施設をつくって取り組んでいるところだとか、空き工場ですかね、あいているところを利用しながら取り組んでいくところだとかいうところもお聞きしていますので、実態を把握した中で、しっかりと教育委員会として今から取り組んでいかなければ、年度末になってからでは遅いと思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、安心して暮らせる地域にするための取り組みで、地域包括ケアシステムの推進について伺います。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制づくりです。村も、平成24年から地域包括ケア実践事業を実施していると思いますが、今年度からは、平成27年度からの介護保険改正に伴う予防給付の市町村事業への意向を見据えた生活支援サービス等の取り組みや支援体制が必要になります。

そこで、課題を共有するため、医療介護関係者、民生委員、区長、商工会、事業所等の地域包括ケア委員会、地域ケア会議の取り組みを提案します。お配りした資料の、すみません、3枚、今回お配りしているんですが、資料1の左下が地域ケア会議というふうに書いてあると思います。その中で、地域資源の発掘や地域包括ケアマップ、先ほども出てましたが、支え合いマップ等の政策もできてくると考えます。また、各地区の自主防災の中に、福祉部を設ける取り組みも必要だと考えます。

3月定例議会で質問した有償ボランティアの取り組みも、支援サービスの中に入ってくるとは思いますが、資料2のほうの下の資料、1枚めくっていただいて2のと

ころの下の段なんです、ここには自助、共助、公助にもう一つ、互助というものが書かれております。この取り組みも必要になってくる取り組みです。今から支援専門職や人材研修の取り組みが大切だと考えます。県でも、地域包括ケア重点支援事業として、補助金が用意されています。活用して取り組んでみてはどうでしょうか。

全体的なイメージは、資料3のイメージになってきます。資料3のイメージが全体的なイメージなんです、地域住民の新しいきずなを形成していく活動でもあります。高齢化に負けない地域社会を住民参加で築いていかなければなりません。

村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域包括ケアシステムの推進を地域ケア会議という御質問でございます。

これまでは、個別理由に基づきまして、関係者会議、伊那中央病院関係者とケアマネジャー、民生委員と地域包括支援センターとの懇談会等々、関係者ごとに実施をしてきたところであります。今後につきましては、今、百瀬議員の質問の中にありましたように、医療、介護、福祉、地域の各団体の代表者の方とのそういった組織、地域ケア会議、これは必要であるというふうに思っております。開催をしてみたいと、つくってみたいと思います。平成27年度の介護保険制度の改定に向けて、出された意見を高齢者福祉や介護保険計画の策定に生かしていきたいというふうに考えております。したがって、地域ケア会議は設置し、開催していくということで御理解をお願いいたします。

それから、さまざまな御質問をいただきました。

有償ボランティアにつきましては、ことしの10月から実施できるように、今進めておるところであります。それぞれボランティアの募集、あるいは利用者の募集等々を始める準備をしておるところでございます。まっくん支え合い、助け合いでしたか、支え合いですか、そういう名前にしてきて、合いは愛情の愛を使いたいなという、こんな担当課からの話もあるところであります。そういったものを整備しながら、高齢者社会に対応していきたいというふうに考えております。

それから、県の地域包括ケア重点支援事業の活用をという御質問がありました。これにつきましては、有効利用できるものは活用してまいります。そんなことでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 有償ボランティアについては、私も3月のときに質問して、何件か、もう問い合わせが来てまして、百瀬さん、いつからやるんですかというようなお話も伺っていますので、もう少し待ってください、10月ぐらいには村で取り組んでいただけますというお話はしています。楽しみに待っている方もいます

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

介護、医療については、広域での取り組みも必要だと考えます。南箕輪村、上伊那地区がモデルになるような地域にさせていただきたいと思ひます。三重県の桑名市では、地域包括ケアシステム推進協議会条例を制定して、昨年の12月より議論を活発に行っていると同様です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、認知症の取り組みについて伺ひます。

認知症と加齢による物忘れは違ひます。認知症は脳の病気であり、変性性認知症と脳血管性認知症などがありますが、生活に支障がなくても、早期に対応することで、症状の進行を抑えることが期待できます。

そこで、また、ちょっと提案なんですけど、こういうものを取り寄せましたが、これは飯田市が取り組んでいるチェックシートです。物忘れ相談表です。村でも、冊子についてのチェックシートはあるみたいなんですけど、手軽にできるチェックシートがまだありません。これ、ぜひとも取り組んでいただきたいと思ひます。

それと、先ほどの地域包括ケアシステムにかかわりますが、その中で、また、村長、ノートのことを百瀬、言うのかと言われると思ひますが、寄り添いノート、これは神奈川県が取り組んでいるノートです。それと、近くは富士見町が今年度から取り組んでいる医療福祉安心手帳というものもあります。高齢者とその家族の方が、安心して自分の住む地域で医療と介護をすき間なく受けることができるノートです。医療介護関係者が情報を共有でき、本人の状況がよくわかると好評だそうです。寄り添いノート、導入しませんか。

また、心の体温計を自殺予防のために村では取り組んでおりますが、ネットから診断ができますが、認知症のバージョンもあるんですね。先月は、DVバージョンを追加していただきましたけれども、新たに認知症バージョン、糖尿病バージョンもありますので、ぜひともこの導入をしていただきたい。あわせて、3月に提案しSOS黄色いハンカチも導入を考えていただきたいと思ひますが、村長いかがですか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 認知症関係の御質問でございます。

村では、この認知症で要介護状態となるものが約30%占めてわけであり、多いわけです。介護状態になる原因の中で、30%は認知症が原因であると。したがって、早期診断、支援体制の構築が急務となっております。

御質問の中にもありましたけれども、介護保険制度説明会や出前講座などに用いるパンフレットの中には、チェックシートというのがあるわけですけれども、なかなかこれはめくっていかないと見にくいというか、見つけづらいといひますが、そういった面もあるようでありますので、早々に同様のチェックシートを用意して、介護予防事業や出前講座などの機会を捉えて活用してまいります。これは、活用していくということで御理解をいただきたいと思ひます。

寄り添いノートの御提案がございました。これにつきましては、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、心の体温計のバージョンアップの御質問がございました。認知症、糖尿病につきましては、効果を考察した上で追加導入、これは検討してまいりたいと思っております。心の体温計、つくりましたので、バージョンアップはしていく必要があるというふうに思っております。

SOSハンカチにつきましては、もう少し状況を見きわめさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 認知症介護の質の向上をさせるため、フランスで考案されたユマニチュードというケアも取り入れ、普及させるべきだと考えます。ユマニチュードとは、人間と接するという意味です。認知症患者のいら立ちや暴力などが劇的に改善することが確認されています。しっかりとお願いしたいと思えます。

次に、村の高齢者福祉サービスの中の福祉入浴券交付事業について伺います。

対象者は70歳以上の方、身体障害者手帳1から4級、療育手帳、精神障害手帳を受けている人です。年5枚交付されていますが、入浴できない人はどうするのかと担当課で聞いたところ、使わない人は連絡をいただいて、次年度から送りませんとの返事でした。

そこで提案ですが、この入浴券も、ゆうゆうチケットのように、入浴以外にも使えるように考えませんか、村長、いかがでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 福祉入浴券の御質問でございます。

確かに、利用率を見ますと、平成25年度、2,451人の方に対し、1万2,255枚交付をさせていただきました。利用件数につきましては、7,922枚で、利用率が64.6%となっております。しかも、この利用率は、若干であります。年々減少傾向にあるところでもあります。交付されても、高齢や入院等により利用できない方もおられます。入浴以外の部分で、何らかの形でのサービスの提供が可能かどうか、これは検討していく余地はあろうというふうに思います。使われる部分が一番理想でありますので、使われない方につきましてはどうしていくのかという、この辺は検討させていただきたいと思えます。

こういった事業につきましては、多くの村民が対象になる事業であります。公平性というのは確かに必要でありますけれども、事業の種類や内容により、大変難しい問題もあることも事実でございますので、その辺も考えながら、使われないというか、利用できないという方につきましては、どういった形がいいのかというのは検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） せっかくのサービスですので、平等に使える方法を考えていただきたいと思います。

3の質問に行きます。

みんなで応援しよう消防団。

消防団は、江戸時代に義勇消防の元祖として発足して以来、さまざまな編成を経て、今日に至っております。

平成25年12月13日に公布、施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受けて、消防団の装備基準が改正されました。情報通信機器、安全確保の装備、救助活動用資材等を充実させるようになりましたが、村ではどのように充実させているのか、また村消防機械器具等整備条例、消防団規則にそのことを載せなくてよいのか伺いたいと思います。また、処遇の改善はどう変わったのか伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 消防団関係の御質問であります。

現在、消防団員数230人に対しまして、224人ということで、6人の欠員が出ております。

申し上げるまでもなく、消防団員は、村民の消防団につきましても、村民の皆さんの安心安全を守るために、昼夜を問わず御活躍をいただいております。しかし、社会状況の変化等々によりまして、団員確保は大変難しくなっております。

そうした中で、昨年の12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されたところでございます。当村は、この法律が施行される以前から、団員の防寒着一式等々、装備の充実につきましても、他市町村に先駆けて取り組んでおるところであります。そんな点は御理解いただきたいというふうに思います。村といたしましても、消防防災体制の現状を的確に把握し、地域防災力の向上に資するよう、引き続き全面的に協力、支援をしてみたいと思っております。

装備につきましても、村の消防団の本部幹部分団長会で検討していただき、順次実施をしてみたいというふうに思っております。その中で、条例や規則の改正や廃止が必要であれば、当然やっていくということを考えております。

処遇の件でありますけれども、団員の退職報償金の引き上げ、これは全国的な条例といいますか、法律の改正によりまして、今議会に提案をさせていただいたところでもあります。報酬関係、手当関係につきましても、上伊那の状況で見ますと、これはトップクラスにあるわけでもあります。したがって、今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。順次見直していく必要はありますので、見直しはしてきておりますけれども、現状では上伊那でトップクラスという、そのこ

とは理解いただきながら、将来に向かっては処遇改善に向けて努力をしてまいりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 安心安全を守っていただいている消防団員の皆様、本当に消防団になってよかったというような処遇にさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、地域からの補助金の格差について伺います。

先ほどの処遇改善にもつながりますが、件数の多い地域、少ない地域の消防団への補助金の違いがあります。格差が生まれております。団員の人数や行っていることは余り差がないと感じていますが、この件は現場の消防団員の皆様からも出ていて、消防委員会でも話題になったと聞いています。この格差が活動に影響があるとすれば、村として考えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地域から補助金の格差についての御質問であります。

村は、条例に定められております団員報酬や訓練手当を支給しておりますし、消防機械器具等の維持管理の経費、そして消防ポンプ等の車検費用や燃料費、運用面の基本的な支出は全て村で行っておるところであります。

各区が出しております費用につきましては、各区と異なりますか、各分団の消防団の活動費、食糧費的なものが主になっておるところでございます。消防団というのは、各地域に密着した組織でありますので、それぞれの区の歴史やそういったものもあるわけであります。区の行事にも消防団は参加しておりますので、そういった意味合いから出ているものだろうというふうに思っております。

この地域からの補助金の格差によって、消防団活動に影響、これは私はないと思っております。全て必要なものは村で措置をしておりますので、そういったものはないというふうに思っております。村でも、このほかに、行政事務委託費等々を支出しておるところでございます。

ただ、区の役員の皆さんというか、区長会の中にもそんなお話はありました。消防費が大変だというお話があったところでもあります。この辺は、各区でもって工夫をしながらお願いしたいというふうに思っておりますので、今のところそういったものを村から補助として出す考えは持っておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 消防委員会も議員からも出ておりますので、そこでしっかりとまた検討を、いい方向性をつけていただければと思います。

次に、消防団員への支援処遇について伺います。

村の取り組みは、大芝の湯が100円引きで利用できることです。あとは、辰野の

消防団との協定で、辰野自動車学校の普通免許が1万4,270円免除、中型免許と普通大型自動二輪が5,250円の免除、荒神山温泉が150円引きなどがあります。

そこで、もう一步進めるために、商工会にお願いして、利用できる店舗をふやす取り組みができませんか。また、みんなで応援しようですから、消防団の家族の方にも支援優遇を考えていただきたいと思います。

長野県でも、2007年度から、消防団活動に協力する事業所への応援減税を始めています。減税額は事業税の2分の1、上限10万円です。対象になるのは、①として消防団協力事業所、②団員が2名以上いる、③消防団活動を行うことで昇給・賃金などに不利にならないことを定めた就業規則がある等の3点が必要です。減税の実績は、昨年度までの6年間で147件、約1,000万円だったそうです。

団員確保や団員になってよかったと思える施策が必要と考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 支援優遇につきましての御質問であります。

消防団員の支援優遇につきましては、過去にも御質問いただいております。今、議員が申されたとおり、現在のところ三つの優遇を受けることができる状況であります。拡充をとということでございます。

そういった御意見をいただく中で、昨年、消防団本部幹部分団長会でも、支援優遇について検討しておりますが、まだまとまっていないのが現状であります。その中で出された意見といたしましては、今、百瀬議員の質問にありましたように、商工会との連携により、村内の事業所、店舗等の利用範囲の拡大をしたらどうか。また、現在は団員のみのお優遇制度となっておりますが、消防団員は家族の理解と協力、援助があつて務まるものと認識しており、団員の家族にも優遇されれば、理解が深まり、団員確保、ひいては安心安全な村づくりにつながるのではないかと、そんな意見も出されておるところでございます。したがいまして、今検討の段階でございますので、消防団の検討結果が出ましたら、村としても商工会やさまざまな団体をお願いして、そういった支援をしてまいりたいと思っております。これは消防団独自で検討していただくことが一番いいのかなと、どんな方策がいいのかなとということでございますので、その検討結果を待っておる状況であります。

ただ、団員確保には、いろんな優遇策というのは必要だというふうに思いますけれども、それによって消防団員が確保できる、こういう状況というのはまだまだ、これは本当に難しい、厳しいというふうに思っておるところであります。したがいまして、いろんな施策を組み合わせるやっていくことが必要であるというふうに思っております。したがいまして、報酬だとか、いろんな部分を総合的に検討してまいります。

一番は、やはり地域への思い、これが一番だというふうに私は思いますけれども、なかなかその意識といいますか、そういった高まり、このことが難しいことであり

ますので、その辺も含めて、また検討もしてまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 当然、消防団が自主的にやらなければいけない部分もあると思いますが、行政からの働きかけも必要だと考えますので、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、防災アドバイザーの活動について伺います。

村防災アドバイザー設置要綱には、第2条に任務の内容が書かれています。ことし9月で2年目になって、改正になると思いますが、活動状況だとか、今後の活動予定等を伺いたいと思います。また、防災士の件も同じです。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 時間の関係がありますので、簡単にお答えを申し上げます。

防災アドバイザーにつきましては、25年度、6名の方が3班で担当地区を受け持ち、活動しております。その結果といたしまして、25年度末には、8地区で災害時住民支え合いマップも作成済みとなったところであります。そういった支え合いマップを中心としながら活動をしていただいております。今後も、未地区につきまして働きかけをしてまいります。

防災士につきましては、現在14名の方が活動しております。この防災士につきましては、防災訓練やいろんな場面で地域の中心的な役割を果たしていただかなければなりません。重要な人材となるというふうに思っておりますので、もう少しふやしていきたいというふうに思います。平成25年度から、消防団分団長経験者につきましては、その経験から養成課程が免除される、取得しやすい、そういった体制となっておりますので、そんなこともPRしながら、今お願いしているところであります。各地区に2名から4名ほど、この防災士をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 活動計画をしっかりと立てていただいて、お願いしたいと思います。

次に行きます。

ことしの防災訓練の計画について伺います。

去年は泊まりで2地区が行いましたが、名簿等の管理が一緒には行われなかったと聞いております。また、実践的に行う被災者支援システムの完成度を高めるため、同時の活用が重要だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災訓練の御質問でございます。

同時活用ということであります。実際になれば、これはネットワークが構築していないという問題点があるわけであります。したがって、なかなか難しい分野であるというふうに思いますし、このシステムを構築していくには多額な費用がかかるという、このことは御理解いただきたいなというふうに思います。

防災訓練につきましては、できる限り継続をしていくことが必要でありますので、ことしも1泊訓練実施をして、希望があれば実施をしてみたいと思っております。

システムの構築をしないと、なかなかうまく運用できないという面がありますので、この辺はどうすればできるのかということは、これからの、将来に向けての検討課題となっております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） しっかりと運用できるように、せっかく入れたシステムですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、姉妹都市提携について伺います。

観光協会の設立の動きがあったり、また22日には南箕輪の日の式典も行われ、ふるさと大使の皆さんも来ていただけます。大いにアピールしていく必要があると思うんですが、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 姉妹都市の提携の御質問でございます。

本村は、平成3年2月に、静岡県土肥町と姉妹提携をいたしました。しかし、合併によりまして、本村の場合、議会とも協議し、姉妹都市解消に至った経過があるわけであります。私自身は、将来的にはどこかの自治体と姉妹提携をしていきたいなという思いを持っておるところでございます。しかし、相手があることでありますので、簡単にはいかないというふうには考えております。

姉妹提携の場合には、自治体同士の自然環境や歴史、そういったものが似ているとか、あるいは一番いいのは、いろんな地域や団体のグループ同士の交流があって、そういうところと結んでいくことが一番いいというふうに思っております。住民レベルの交流がきっかけとなって、そういったことに発展していけばいいのかなというのが理想であります。ただ、これも大変難しい部分もあろうかというふうに思います。

したがって、今、防災の話も出されておりましたけれども、防災協定を実施することによって、姉妹提携へ発展していければ一番理想かなというふうには考えておるところであります。したがって、そんな観点から考えてまいりますけれども、今申し上げましたように、住民の皆さんや議員の皆さんから情報提供もお願

いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 村の将来の発展には、必ず必要な取り組みだと考えます。私も気にして働きかけていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

世界平和のスポーツ、サッカーの祭典、ブラジル大会が始まります。また、憲法解釈も今注目されています。最後に、新・人間革命の冒頭の一節です。平和ほど尊きものはない、平和ほど幸福なものはない、平和こそ人類の進むべき根本の第一歩であらねばならない。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1 番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問を続けます。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 議席番号 6 番、丸山豊です。

通告いたしました大項目 3 点について質問いたします。

その前に、5 月 31 日、6 団体のマレットがあった日ですが、午前中、南小の公開授業がありました。半年前、実は、私ども福祉教育委員会で少し心配した不安定なクラスがあるということで、授業の視察を行ったところではありますが、当時は、きちんとなかなか授業がうまく受けられておらず、ばらばらのような状態だったという印象を持っておりました。しかし、今回伺ってみると、実は、私もその学年のところに入って見たわけなんですけれども、どのクラスが前の少し不安定なクラスだったかなということがわからないくらい、もうそのクラス、その学年は 4 クラスあるわけなんです、非常に整然として授業を受けられておりました。

それで、たまたまそのクラスの神子柴の方なんですけれども、おばあさんが来ておられて、お孫さんがそのクラスの児童だということで事情をいろいろ聞いたところ、昨年までは授業参観、余り来ないでくれと、余り顔を出さなくてもいいよ、つまらないという、そんなようなことで、余り積極的に呼んでいただけなかったそうです。しかし、ことしになって、授業参観があるということで話をしたところ、ことしはもうぜひ来て、見てくださいというようなことをおばあさんに言ったと、そんな話を廊下で立ち話をしてわけなんですけれども、非常におばあさんも喜んでおられて、本当にうれしかったというお話を聞きました。

先生や教育委員会の皆さん方が一生懸命改善する努力をしていただいたと、そんなことだろうと思います。感謝と敬意を申し上げます。これからも、ま

たいろんな、また別なクラスが発生するかもしれませんが、引き続き、子供たちに暖かい御指導というか、そんなのをしていただければと思います。質問に入る前に失礼いたしました。

それでは、1点目の質問から入らせていただきます。

全国学力・学習状況調査についてということでお尋ねいたします。

ことしの全国学力・学習状況調査が4月に実施されました。この調査結果について、昨年まで文部科学省は、都道府県ごとの平均正答率など、全体状況をまとめて公表していました。都道府県は、市町村別の正式公表や市町村は学校ごとの成績結果公表を認めてはいませんでしたが、今年度から都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の同意を得た上で、市町村教育委員会は各自の判断で学校別の成績結果について分析し、改善策を示す場合には公表できるようにいたしました。本村は、学校ごとに対応で、公表しないということで、校数が少なく、数字で比較すること自体が無意味、数字をひとり歩きさせるべきでないという報道がされておりました。この件について何点かお伺いいたします。

1点目の質問であります。

全国学力テストの趣旨は、各地域の児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、改善を図ることと定義されているところです。4月23日の信毎報道によると、これはトップ記事でありました。県内市町村教育委員会の多くが、学校別公表は避ける見通しであります。しかし、保護者にしてみれば、子供の成績やほかとの比較など、知りたい気持ちを持つのは当然ですし、私が尋ねた複数の保護者も公表でよいという意見のほうがほとんどでありました。まずは、児童生徒のことを最優先に考えなければならぬのはもちろんですが、同時に、文科省はなぜこういう決定をしたのか。説明責任があるとするならば、考えられるリスク、これは公表することが過度の競争懸念、あるいは序列化、学校や教員への批判や負担などをもたらすということですが、このことに対し、どう整合させるのか考えなければならないことがたくさんあります。

そこで、我が村の三つの小中学校はどうするのかなど、村の考え方、対応についてお聞きします。また、このことについて、教育委員会は保護者の皆さんとの意見交換はしたことはあるのか、お聞きいたします。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議席番号6番、丸山豊議員さんから御質問がありました件ですが、その前に、5月の参観ありがとうございました。今後も、教育委員会、学校とも、子供たちのために努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

全国学力・学習状況調査についてお答え申し上げます。

今年度も、4月22日、全国一斉に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、

それと算数、数学の2教科で学力テストが実施されました。それらの結果についてですが、開示する、開示しない、メリット、またはデメリット等々を含めて、いろいろな御意見があらうかと思えます。何よりも、教育の目標というものは、子供たちがみずから考え、判断できる、生きる力、これを育てていくことであります。

1番、2番、3番の御質問につきまして、教育委員会としての考え方等々につきましては、教育長よりお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、教育委員会として、保護者とこの結果の公表について話し合いを持ったかと、こんなお尋ねでございますが、今まで教育委員会という組織として、意見を求めたことも、それから公開し合ったこともございません。よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 意見交換はしたことはないということでもありますけれども、それはなぜかということと、もう一つ、村の考え方、公表する、しないという村の考え方について、もう少し詳細な言い方を。今、教育委員長さんが言われた、開示する、しない、メリット、デメリット、いろいろあるということで、ちょっとお話があったんですけれども、今、新聞報道によりますと、ここに書いてあるとおりのことであろうと思えます。学校ごとに対応で、公表しない。学校ごとに対応で、公表しないということであるということは、実は私どもの委員会へも出されている資料がございまして、中学校については実は保護者の皆様、生徒の皆さんへということで、全国学力・学習状況調査の結果について公表資料ということで出していただいております。小学校は両方とも、こういうのはどうもありません。そのことについて、今のような状況の中で、これからどうされるのかということでもありますけれども、このままの状態、同じことということであるわけですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） すみません。議員さんのお尋ねのことは、4月23日の信毎の記事を読まれてのことだと思います。あの信毎の資料を見る限りは、南箕輪から北の3町村が詳細な数字は発表しないと、逆に、伊那市から南のほうの町村は発表を辞さないような内容の中身になっているということでありまして、えらい意見が違う。これは、今までも、教育長会議の中では意見交換をしてきたわけでありまして、意見交換の中身は、私どもの村で今やっているような方向でと、こういう中身であったわけでありまして。そこで、つい最近でございますが、教育長、また集まりまして、一体、南の方の市町村はどうするの、こういう話をしましたら、結局は私どもと同じなんですね、中身は。つまり、文字、文章の表現でもって、自分の村の学校の教育がこの辺のところにあるよと、数字は示さない。それから、もう一つ、この試験には個人表がついておりまして、それも戻ってくるわけでありまして。それは、学校の中で、いろいろ検討を加えて、そして課題であるとか、そんなもの

をつけ加えながら個票を前にして、懇談会の席上で子供たちに、あるいは親に知らせると。こんなことで、大体、上伊那の8市町村は一致しておりますので、つけ加えてお願いをしたいと思います。

なお、数字はひとり歩きをするので、その数字を使って細かなところまでつかれますと、今度は学校や、それから先生方が非常に窮地に陥ると。それから、私もも何らかの公なものを出さざるを得なくなってしまうので、そこは学校の判断に任せるというふうになっておりますので、つけ加えておきます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） そうすれば、今までやられていたことと同じことということでもいいわけですね。

ちょっとお尋ねいたしますけれども、公表ということですよ、公表、公表といって、いっぱいもう出ていて、表へ出るのかなとかいう、そういう印象なんですけれども、実は教育委員会のほうには、もちろん県からも国からも来てあるやつが点数まで示されておられるのかどうなのかということをお聞きしたいんですけれども。平均正答数だとか、平均正答率だとか、そういうような数字とか、あるいは学校の序列が、長野県だったら長野県の77市町村のうちのそういう一覧表か何かになって、その学校が何か上位にいるだとか、下のほうにいるだとか、そういうことという一覧表はないわけなんですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 一切そういうものはございませんで、平均正答率だけが示されております。

それから、あとは、文部科学省がこういう調査をするということは、学習指導要領の中身がどれぐらい定着しているかと、それから地域によっては差異があるのかどうかと、そんなことを中心にする調査でございますので、決して長野県全体の市町村の中で、どこがトップで、どこが一番下で、うちの学校がどの辺だと、こういうものは一切ありませんので、つけ加えておきます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

そうすると、先ほど、保護者の皆さんと意見交換をしたことがないということなんです、何か理由があつてしないわけですか、これは。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実は、平成19年から、この全国学力テストはなされておりました、途中、東日本大震災のあった平成23年度だけがやられていないと。22年度までは抽出なんです、主に抽出であったと。それから、24年度以降は、悉皆といいまして、全部の学校、全部の生徒にと、こういうふうにならなくなって内容が違っておりますので、そんなところも加味して、余り表立ったことが、外に出ないようにということでございますので、御了解をお願いします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

2点目のほうの質問に入ります。

学力・学習状況調査の目的には、調査を把握、分析し、課題を検証するとともに改善を図るとされております。例年、取り組まれていることで、結果が分析され、課題も浮き彫りになってきていると考えられます。本村の傾向は、どんなトレンドというか、傾向を示しているのでしょうか。中学の公表資料によれば、全体的には長野県の傾向に似ているとのことでありますが、もう少し具体的に教えてください。

あと、平成24年、平成25年の公表資料、今もちょっと紹介したものなんですけれども、中学はAという、知識とか、理解を試す試験のほうですね、Bという、活用ということでありましたけれども、年度によってこれが逆転しているということの公表みたいなのが載っております。小学校の傾向はどんなふうかということ。

それから、あと生活面では、非常にありがたいお言葉も載っております、小学校、中学とも自尊心が非常に強いという、こういう評価をいただいております。これは、我が村の特徴でもあるかなというように、私は2年分のこの資料しかちょっとないものですから、2年分の資料から拾い上げてみますと、自尊心が強いというところに、毎年そういうところに示されております、自尊心が強いということが。それに、また課題として、主なるところをお聞きします。よろしく願います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） お答えをします。

中学校は非常に丁寧でございまして、特に3年で、しかも高校進学を控えておるといようなことがありますので、丁寧な説明になっているかと思えます。柴校長になりました24年、25年ですが、これは保護者のほうにも知らせる義務があるであろうというように、A4、4枚にわたって、詳細な結果を公表しております。全部、文章で書いてありまして、ちょっと読ませていただきますと、10月31日の日付、これは平成25年度でございまして、こんなふうになっています。3年生には、既に個表も返却しました。個表というのは個人表でございまして。その中には、どこができた、どこが比較的できていないというように言葉も入っているわけですが、今後に生かせるよう考えてまいりたいと思えます。御家庭でも家庭学習等の参考になさってください。なお、本調査の学力は、学校における教育活動の一側面の評価にすぎないことを申し添えます。したがって、これは全てではないですと、学校の教育の。そんなふうな前書きがありまして、出ております。

小学校のほうは2校ともA4、1枚で出てありまして、ここにも同じような言葉の表現で、本村の小学生の学力の実態、あるいは生活実態調査の結果が載っておるわけでありまして。

ちょっと、具体的に申し上げますと、こんなふうであります。中学の結果は、全

体的には8月末に新聞等で報道された長野県の傾向と似た傾向にあります。南箕輪中学校の特徴としては、国語、数学ともに、知識A問題のほうに定着がよく、B問題、活用のほうにやや課題がある傾向がありました。生活面では、生活習慣がしっかりしており、自尊感情が高いことなどが上げられると。具体的に問題を上げて、どこのところがよかった、どこのところがいまだ少し勉強しなくちゃいけないと、これは国語も数学についても同じような形で、例を具体的に挙げて、わかりやすく説明をしております。

小学校のほうは、6年生というようなことがありまして、競争社会の中にまだ巻き込むには早いのではないかとということで、A4、1枚で私は十分であろうと思っております。

そんな点でよろしいかどうか。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。わかりましたと言っても、私、正直言って、これ持っているものですから、私は読めばわかったわけなんですけれども。実は、聞いている人たちとか、また外のほうへ発信できればということで、ちょっとそんなような質問にしたんですけれども、もしかしたら、ちょっと量が膨大になってしまうかなという、そんなような心配もあるものですから、ここで結構です。

ただ、一つだけ、私も自尊感情というのは、実はどういうものかということのをちょっと調べさせていただいたというか、これが非常にいいことが書いてあるものですから、これはアメリカの学者が言っていることだということでもありますけれども、自尊感情が高いということは、高い、低いということについては、学習行動においては、自尊感情が高い人は、困難に出会っても粘り強く努力するが、自尊感情が低い人は、すぐに諦めてしまう傾向がある。また、対人関係においては、自尊感情が高い人は、他人からの称賛や批判にさほど左右されず、感情が安定しているが、自尊感情の低い人は、褒められるとその相手がよい人に思え、けなされると悪い人に思えるようなところがあり、感情的に不安定な傾向があるということがされておまして、この南箕輪の小学校、南箕輪の中学とも、24年は南小、南部小でこういう評価がされまして、また25年度は南中と南部小でこういう評価をされていたということで、非常にうれしいコメントが載っております。よい面をさらに伸ばしていただけるように、お願いしたいと思います。

それでは、3点目のほうの質問に入ります。

この学力・学習状況調査による傾向が今示された、また課題が上げられたということによって、小学校、中学校、それぞれで、傾向に対する学習対応は変わってくるのか。当然、学力の向上を図らなければならないと思いますが、弱い部分を克服していくというか、取り組み方はどうしているのか。教職員全員で同じ問題意識を共有するということができれば、改善されないのではないかと考えます。

南部小は、児童数も少数で、先生の対処の仕方も、クラス数が複数ではない分だ

け取り組みやすいのではないかと思います。南箕輪小と南箕輪中学は大規模校でもありまして、弱点克服には大変な難しさがあると思います。どのような取り組みがあるのか、お聞きいたします。

また、歴史的にも紆余曲折があったこの調査であります。必要と思えるかどうか、御意見、御見解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） ただいまの御質問ですが、平均正答率の問題から、今度は子供の毎日の生活にかかわる部分ですね。例えば、3時間以上勉強、家庭学習する子供はどれぐらいいるかとか、それから夜寝る時間が遅いか、早いかとか、テレビを見る時間がどうだとか、そんな細かいところまでにわたっての生活習慣を問うたところで、それを見ますと、大体、平均値くらいかなと思っているわけですが、その中で成績が非常に安定していたというようなことで、高い評価をいただいたんだろうと思っています。

各教科とも、二つの教科ですが、夏休みが終わった後、9月の中旬にかけて、学校ごとにそれぞれ細かなところまで成果と、それから課題について、委員が問題を指摘します。それを職員会議にかけまして、全職員が問題意識を共有するような形の職員会を数回設けまして、その結果を子供たち家庭に伝えると。中学校の場合には、1年生、2年生の家庭にも同じ通知が行っていると。それから、小学校の場合には、6年生の家庭に同じ通知が全部配付されるということでありまして、保護者の大半は、私に言わせると、南箕輪の学力検査についての状況、事情をわかっているはずだと思っているわけでありまして。

最後になりますが、学テは必要かということではありますが、私は、いつも3月になりますと、よく教頭と電話で連絡を取り合います。特に、3月の中旬になりますと、後期の高校入試の結果が出てくるわけでありまして、前期の試験に合格した者は後期を受けないわけですが、後期を受ける子供たちの中に、滑りどめの学校を用意しながら受験をする子供と、もう当然合格できると思って、教員の指導もあって受験をする子供と、二通りに分かれるわけですが、最終的には数名、どうしても高等学校に進めない子供も出てきます。そういう子供につきましては、第2次の募集のある学校、これはもう本当に限られてくるわけで、多分、再挑戦する子供にとっては非常に気の毒なことになるかもしれませんが、遠くまで学校、2次募集のある学校に行かざるを得ないような、そういう子供も出てくるわけでありまして。教頭と直接話をしてみますと、もう後期の試験に落ちちゃった、後もない、これから2次募集で遠い学校に行かなくちゃいけない、もう涙ながらに家で泣いていた子供をようやく学校へ保護者とともに呼んで、そして、将来の進路まで含めた形の話し合いを持つと。その子供と親の涙を見た者は、このたった1回の学力テストですが、余り必要はないんじゃないかと。むしろ、毎日、毎日の学習とその積み上げと、それによる中間考査、期末考査、これを積み上げるだけで十分ではないかと、これ以上

15の春を泣かせるなという言葉もありますが、大変な試験を過密な授業の中で、カリキュラムの中で組んでいく必要はないんじゃないかなという感想を私に漏らしてくれた教頭がおります。私も、まさにそのとおりではないかと思っているところです。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

もうちょっと、別の観点でお聞きします。

南小と南中は大規模校であります。だから、ちょっと先ほども言ったように、教えるににくいとか、それなりのメリットがあるとは思いますが、非常に南部小に比べれば、南小と南部小を比べれば、先生の教えやすさとか、そういう面から言えば、南部小のほうが楽かなという、ちょっと私は一瞬思ってしまうけれども、大規模校にもそれなりのメリットがありまして、先生間同士の、いわゆる切磋琢磨できる、お互いに勉強し合えるとか、そういうものというのは高まってくるような気もいたします。指導力とか、授業力というのですかね、そういうものも高まってくるんじゃないかという、そういう大規模校のメリットがあるんじゃないかなというふうに勝手に思っておりますけれども、そのところだけ、ちょっと一言お願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 一般には、少人数の学校のほうがよく手が行き届くと考えがちですが、構成メンバーによっては、これはがらっと変わります。例えば、30人内外の子供たちが受験をする、テストを受ける、同じ。受けても、1人2人、本当に字も読めない、計算もできない子供がいれば、成就率はぐっと下がるわけです。そこにいくと、100人単位で受ける方では、1人2人の理解のできない子供たちのやつがうまく飲み込まれるというようなことがございまして、実は、南部小学校はずっとよかったんですけども、去年の場合は逆になりまして、こちらの小学校のほうがかなりよかったというような結果もあるわけで、一概に人数が多いから、少ないからとは、これは教えるににくい、教えやすいということはありませんが、そんな結果でございまして。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

確かに、私も2年分の調査を見せていただいたときに、南部小と南箕輪小学校が24年度と25年度でちょっと逆転されているコメントになっているのを見て、びっくりして、今同じような気持ちでいたわけです。ありがとうございました。

それでは、4点目のほうの質問に入らせていただきます。

全国紙には、学力調査成績優秀県、あるいは下位の県などの知事さん方のコメントが載っておりました。かなりこだわっているように感じました。秋田だとか、福

井だとか、いつも上位にある県の知事さん、あるいは静岡の最下位であった知事さんがすっかりしていた記事もありました。また、静岡の場合なんか、校長先生の名前の公表などという、そんなようなコメントも載っていたと記憶しております。

こここのところは村長の立場ということになるものですから、ちょっとお聞きいたしますが、村の責任者として、この調査についての御所見をお願いいたします。保護者は、順位も知りたいし、成績も少しでも上に行きたいと考えるのは常であると思いますが、点数至上主義はよくないと言っている方たちの保護者のときはどうだったかなということ、そんなことを選択すれば、どのようであったかと私もつい思ってしまうかもしれませんが、理事者の立場で、村長にお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 調査の結果の公表であります。このことにつきましては、教育委員会や学校での決定でありますので、私が申し上げる立場にないところであります。

今、御指摘のように、保護者の順位を知りたい、成績も少しでも上に行きたいという気持ち、この気持ちにつきましては、保護者の立場に立てば、個人的にはこれは理解できるところであります。私も保護者の立場だったときはそうだったのかなというような、そんな気持ちもしておるところであります。

しかし、点数至上主義というのは、これは弊害もありますし、いかがなものかなという思いもあるところであります。人間というのは、やはり個々により、学力のみならず、全ての面で個人差はあります。これは当然のことです。それぞれの個性を生かし、個々の能力を大切にしていかなければなりませんし、社会はそういった多様性を持っております。もちろん、学校は勉強するところでもありますので、学力は重要であります。同時に、人格形成、社会への対応、仲間づくり等々、人生を生き抜くために必要な学びの場でもありますし、またそのとき、そのときの年代でしか経験できないこともあるわけでもありますので、幅広い教育、このことも必要であります。そういった両面を大切にしていくなような学校になってもらいたいと思っておるところであります。そんなことで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

それでは、大項目、2番目の教育委員会制度の改正についてということでお尋ねいたします。

5月20日に、衆議院を通過いたしまして、会期末までに参議院を通過し、教育委員会の制度が改革されようとしています。教育委員長と教育長を一体とした権限を新たな教育長にし、教育委員会の会議があり、別に教育委員会と首長による総合教育会議が設置されます。

今までの政治的中立性をうたっていた教育委員会の会議に、選挙で選ばれた首長が参加することについて、村長の御所見を伺います。教育委員長と教育長のわかり

にくかった関係など、弊害もあったわけですが、独立した教育委員会の言い分というか、主体性が弱まるとの意見が多いようですし、南信地方の教育長が意見として、総合教育会議を首長がよい方向にリードすれば問題ないが、暴走するととめられないと心配した記事が掲載されいました。独立した政治的中立性の確保と市長、村長の権限強化は相入れない部分でもあり、まだまだ工夫の余地ありと思います。私は、個人的には、今回の改革は前身ある一歩であると考えます。ただ、私が見た限り、村と教育委員会の関係はうまく機能していないとは思えませんでした。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員会制度の改正についての御質問であります。

教育の政治的に中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることを目的といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が今国会で審議されており、平成27年4月1日から施行される予定であります。これは予定ということであります。

従来の教育委員会制度では、御指摘のとおり、一般的には教育委員長と教育長との関係がわかりにくかった面はあります。しかし、独立した行政機関として中立性が保たれていたところでもあります。大津のいじめ事件をきっかけに、見直し議論が起こり、現在に至っておるのが現状であります。

本村のような小規模な自治体では、意思疎通が図られており、教育委員会との課題が共有されております。そういったことを考えますと、現行制度でも全く問題ないというふうに私は思っておりますが、法律の改正でありますので、改正されれば大きな転換になるということでもあります。

教育委員長と教育長の一本化、首長の直接任命、罷免、総合教育会議の設置など、大きく変わってまいります。制度が変わっても、基本は子供の健やかな成長であり、そのための教育の自立を図ることであると思っております。

一般論といたしまして、今までよりも意思決定が早くでき、事業執行がスムーズにできる面もあると思いますが、今、御指摘のように、時の首長の考え方により、教育の中立性、教育委員会の自主性が保たれるのかどうかといった心配ももちろんあるわけであります。この辺は心配なところかなというふうに思います。

また、本村の場合、振り返ってみますと、過去には首長選挙の後に、すぐに教育長が辞任に至ったというような事例も合ったところでもあります。私はこのとき職員でいましたけれども、これはまさに選挙の後遺症だと思っておりました。本当にこんなことでいいのかなという疑問を持たざるを得ない状況でありました。そうしたことだけは、私は避けていかなければならないと思っております。

したがいまして、今以上に議会の役割が大切となってまいります。しっかりとした対応、首長もしていかなければなりませんし、議会もしていかなければならない

とっておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） この総合教育会議というのは、首長というか、村長が主催するということになっております。そこには、教育に関する施策の大綱を策定しなければならないというのが、まず最初に掲げられておりました。この件について、早急に、もしこの法律ができるようなことであれば、この策定に着手されるのかどうか。

もう一点は、先ほどの質問にもありますけれども、学力調査云々のこの試験については、総合教育会議の議題とするのかどうなのかというのを今の段階で答えられることであれば、お答えしていただければと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） この法律の内容というのは、私もまだ詳細に熟知をしているところではありませんけれども、概要につきましては、総合教育会議の設置というのが義務づけられているというふうに考えております。会議には首長が招集し、首長、教育委員会により構成されるという概要になっておるところでありますので、当然、この総合教育会議の設置はしていかなければならないとっております。その会議によりまして、大綱の策定だとか、教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策等々、協議、調整をしていかなければならないというふうに考えております。

この会議で今御質問がありましたように、全国の教育学力調査をどうするのかというのは、これはまだ、そこまで私が今の段階で申し上げるというわけにはまいりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

みんな、これからのことであろうと思いますけれども、ちょっと先走って質問することになってしまいまして恐縮しております。ありがとうございました。

次に、大きな3番目の6次産業化の中間報告についてということでお尋ねいたします。

先日、村側から、活動検討報告として、中間報告の提言書、概略版というものが出されました。さまざまな視点で検討されて、今後さらに1年をかけ、徐々に肉づけがされ、最終報告となっていくことと思います。成功のためのエールを送りながら質問いたします。

一番目ではありますが、最初に、ワーキングチームの目指しているところは何か、役割は何か、村に提言書を出すことか、今回、中間であるので、来年には最終の報告書が提出されるのか、責任は誰のところにあるのか、村長なのか、受託者なのかなど、聞きたいことばかりですが、まとめて中間報告概略版を受けて、どんな6次

産業化構想、あるいはビジョンが想定されるのかお伺いいたします。

報告書の提言も、6次産業的に手法による村の複合的發展のためにと題され、6次産業化と意味が違うのだらうかとも思います。村長は、誰がどういう形でやるのか、十分な議論がないと難しい、機運が高まるか見きわめも必要になると、そこが問題であるとのことだが、個人、法人、団体など、対象はいろいろあると思います。基本は、南箕輪の産物で、加工された付加価値をつけて販売されて6次産業化となるわけで、米、果樹、野菜、花卉などの原料からアレンジされ、波及するものと考えます。しかし、そんな簡単に文字にするようなわけにはいかないようにも思えるが、いかがでしょうか。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 6次産業化の御質問でございます。

ビジョンは描けたかどうかということでもありますけれども、端的に申し上げますと、まだビジョンは描けていないという段階でございます。今回、ワーキングチームにつきましては、任期1年が終わるということで、2年任期でありますので、その中間的な報告を受けたということでもあります。あくまでも、これはワーキンググループとして検討の中間報告ということでご捉えておるところでございます。

6次産業化、やはり、今御指摘のように、農産物に付加価値をつけて、加工販売をしていくという、こんな大きな目標があるわけでありまして。南箕輪村の場合には、何でもつくれる、何でも一般的にはとれるわけでありまして。したがって、特色、特産品というもの非常に難しい地域でもあることは事実でありますので、その辺も難しさはありますけれども、何とか付加価値をつけて、加工できればという期待もあるところであります。

この問題につきましては、本当にこれは難しい問題であります。大きな問題であります。時間をかけて検討していく必要があるというふうに思います。最終的には、私、全協の中で申し上げましたように、本当にこの機運が高まって、やり手、つくり手とやり手、こういった人たちがうまく出てきてくれればいいなという思いもあるわけでありまして。ただ、これからの検討課題の中で、じゃあ、どういったところが請け負っていくのかという、この辺まで踏み込んだ議論をしていかないと、なかなか結論的に達するというのは難しいというふうに思っております。

今は、全国どこでも、この6次産業はブームであります。本当に付加価値をつけていかないと、軌道に乗らないというふうに思っております。地域おこしで、いろんな加工品が出ておりますけれども、最終的にはそれで生活ができるという、こういう状況を生み出していかなければなりませんので、本当に地域おこしの珍しいものの6次産業化であれば、これはいいわけでありましてけれども、もっと大きな意味で、本当に農業をどうしていくのかという、このことから考える6次産業化というのは大変難しいなというのが、今の率直な感想であります。しかし、検討結果、研究を重ねていただきまして、何とかしていきたいという、この気持ちはいまだに

持っておりますので、検討結果を見守りたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 6次産業化の資料といたしますか、農林水産省が各農政局、地方の農政局のほうに出している資料、それぞれの関東だとか、中部だとか、東北だとか、それぞれが6次産業化の資料を結構出しております、その中を幾らかとか、読ませていただきますと、もう最初から何が書いてあるかというのは、もうかる農業というところに行き着くように、これが6次産業化だというふうに書いてあるわけなんです。だから、いろんな報告書、この報告書を見ても、もちろん利潤が上がるような、今、村長も言われたような、本当に農業で食べていけるような6次産業化に持っていかなければいけないだろうという、そういうことは確かに思いますので、全くそのとおりだとは思いますが、この報告書の最後のところ、開発公社をパワーアップした上で、同公社が主体となるのが最適だと思われまして、もうまとめの段階に何か入ってきているような記事とか、掲載されております。この南箕輪開発公社のパワーアップと、それから村長の言っている、今言われたような心配されていること、誰がどういう形でやるのかとか、十分な議論がないと難しいだとか、機運が高まるか見きわめが必要になるとか、ちょっとそういうところで、少し報告書のところと、村長がコメントされているところと、少し何か、ちょっと温度差があるのかなと、そんなような印象を受けますけれども、そのところはどうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） この問題につきましては、私自身がワーキンググループへ注文をつけるということはないものですから、そういう報告になっておる部分もあるかと思えます。ワーキンググループとすれば、本当に誰がやるのかという、それが本当に大きな問題でありますので、ここが一番悩みの種だというふうには思えます。したがって、端的に考えますと、今の開発公社をパワーアップして、受け皿としていく。これが一番ベースに乗りやすいといたしますか、もうかるか、もうからないかというのを抜きにすれば、一番ベースに乗りやすい話だなというふうには、そういう点では理解をしております。

したがって、最終報告、結果がどうなるかという、このことを見きわめてまいるというふうにご検討なさるところであります。これからも、ワーキンググループでありますので、自由な研究、検討をしていただきたいなというふうにご検討なさるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） じゃあ、2点目のほうの質問に入らせていただきます。

今後の具体的な取り組みをお聞かせくださいということですが、どの程度までと

というのは、事務的にどの程度で進んでいるかということにもなるわけですが、J A上伊那も、6次産業化に向けた新会社の設立が総代会で承認されたようです。どのような内容で展開されるのか、情報を得ているのでしょうか、教えてください。

それから、ライバルとして切磋琢磨し、競争していくのか、相互に連携を図って、協力、議論するとしているが、J Aの新会社とはどのように対処するか、相乗的な競合がよいのか、あるいは共同体でよいのかとか、いろんなことが考えられますが、お考えをお願いいたします。

また、まっくんファームも身近な組織であります、6次産業化について検討された経緯はあるのかということをお教えいただければと思います。今回、村を上げて、2年で大きな費用をかけて取り組む政策であります。じっくり取り組みたいとの決意であります、まっくんファームは産業課にある事務局があります。この組織の活用などについて、どのように連携ができるか、お考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） J Aの加工施設の問題であります。

新会社の設立につきましては、ギャバ米の取り組みを始め、そんな加工品から取り組んでいきたいということのようであり、これを皮切りにしながら、さらに取り組める加工品があれば取り組んでいくという方針であります。これはJ Aの独自計画ということとなっております。

J A上伊那、南箕輪支所の職員も、このワーキンググループの中に入っておりますので、情報の共有というのはできているのではないかとこのように思っております。これから、どういにかかわり方をしていくのかということでもありますけれども、もう少し検討していかないと、これはなかなか結論に達しないだろうなというふうに思います。そういったJ Aのそういう加工の新会社ができれば、そういったものとかかわっていくということ、私はこれはいいことだなというふうに、個人的な部分では思っておるところであります。

それから、まっくんファームにつきましては、6次産業化、視察研修は行っておりますけれども、取り組んでいるという実態はないところでもあります。したがって、まっくんファーム自体が6次産業化に取り組んでいるという、これから取り組んでいくということも、これはなかなか難しいのかなというところでもあります。

本村の場合、信州大学農学部や上伊那農業高校といった学術機関もありますので、そういったところから連携を始めてもおりますし、今この会が中心となりまして、田んぼの体験授業というようなもの始めました。こういったことも一つの成果であったのかなと、こういったことが拡大して行って、交流人口、観光との連携というのもつながってくるんだろうなというふうに考えておるところでございます。

この6次産業化につきましては、本当に県内でも大きな問題に発展しているところも、自治体もあるわけであり、慎重に検討をしていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

次に、4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。

私からは、今回、項目としましては大きく二つに分けて質問をいたしますが、これは、この一般質問の中継をごらんいただける村民の皆さんにぜひお願いしたいのが、村報6月号が各御家庭に届いているかと思えます。私、今回、この村報6月号をまた用いて、村の大切なことを理事者側、村長にお尋ねしていきたいと思えますので、ぜひごらんいただける方は、お茶の間でこの6月号をお手元に御用意いただいて、この質問を聞いていただければと思えます。

それでは、早速一つ目の質問をさせていただきます。

村の今後の人口増やその推移のあり方、施策について村長にお尋ねいたします。

この今開かれている6月定例会の冒頭の村長の挨拶の中で、村長は、この村は子育てしやすいイメージがあり、20から30代女性の減少率も余り下がらない予測、これは日本創成会議の発表ですけれど、20代から30代の女性も将来、他の地方自治体、地方の厳しいところと比べたら、若い女性も減りにくいという発表もあり、そういう中で、上伊那広域連合としては、南箕輪以外の上伊那としましては、やはり人口増、苦しんでいるところが多いですので、その人口増対策を上伊那広域連合全体としては検討していきたいということで、これは村長のコメントなんでしょうか、ほかの自治体から呼び込むのではなくという言葉が村長の挨拶にありました。そういう中で、まず、南箕輪村の人口増の実態をお尋ねしたいということで、(1)の①としまして、この村の出生数、生まれてくる赤ちゃんの数と転入、郡内からか、郡外からか、また県外からか、そういった実情を昨年1年で結構ですので、それに対する実情の状況とその実情を村長はどのように感じているか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

人口問題の御質問でございます。

出生数、25年度の関係と転入の関係でございます。

まず、平成25年度中の出生数と転入の状況であります。出生者数につきましては160名であります。人口比からいくと、1.数%になろうかというふうに思います。転入数につきましては、全体で679名であります。転入数の内訳であります。郡内から372名、郡外から143名、県外から143名、これは同じ数であります。国外から21名であります。ここ数年は、出生者数、転入数ともに、死亡数や転出数を上回り、

おかげさまで昨年の9月末には人口が1万5,000人を突破するに至りました。6月1日現在の人口は、1万5,018人となっております。

人口増加には、さまざまな要因が重なっていることが考えられます。その要因によって、転入者がふえ、多くの若い子育て世代が定住し、出生率が県内トップクラスとなっていることが大きく影響しているものと思っております。

議会冒頭の挨拶の中でも触れましたが、全国的には人口が減少する中、当村は人口が増加すると推計されております。しかし、この状況がいつまでも続くということはありませんというふうには私は考えております。単なる自治体間での人口移動による増減ではなくて、上伊那広域全体も含めまして、大きくは日本全体での人口減少に歯どめをかけるため、国を挙げて少子化対策への取り組みが必要であると感じております。そんなことを申し上げたところでございます。

感想でありますけれども、この数値の感想でございます。自然増、これは飛び抜けて県下トップであります。昨年は、自然増があったのが2団体であります。本村が確か63人だと思いました。もう1団体は1人でありました。飛び抜けてトップであります。このことが、人口増加の大きな要因となっており、大変好ましい傾向であるというふうに考えております。本村の場合には、自然増、社会増ともに増加して、本当にバランスのいい増加となっておりますのが特徴であります。数値を見ましたら、県外や郡外からの転入も多くあり、自然増も多く、大変ありがたいなというふうに思っておるところであります。

40年で人口が倍となりました。人口が倍になるということは、行政的には、経費を含みまして大変苦勞も多いところでもあります。本村の居住地面積を考えてみますと、居住地の面積というのは20平方キロメートルであります。本当に効率的にいい村であります。そういったことを考えれば、交通の利便性等々もかなり影響しているのではないかとこのように考えておるところであります。

ただ、自然環境を維持しながら行き届いた行政運営のために、私は、適正な人口規模というのは必要ではないかなというふうに考えておるところであります。その数がどれぐらいが適正であるかどうかというのはわかりませんが、私の個人的な考え方とすれば、20平方キロメートルという面積を考えますと、今の1万5,000人というのは本当に適当な規模ではないのかなというふうには思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） まずは、今、出生数と転入についてお答えいただいた中で、特に転入の数値的なものは、私もお聞きしたものをパーセンテージに変えますと、郡内から南箕輪に引っ越してこられた方が、外国人を除いていますけれど、57%、そして郡外、県外を合わせると40%ということで、60%近い方が郡内からの引っ越しだと。これを郡内の他市町村から見ると、南箕輪がこういうふえ方という

のは余りうれしくないんじゃないかなという気もするわけですが、村長としましては、ほかの自治体から呼び込むのではなくという言葉としまして、この村独自に、人口増をまたさらに狙っていく必要はないというような今御意見だったと思いますが、ほかの自治体から呼び込むのではないとしたら、今後、村長としてはどんな施策を展開していきたいか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今の御質問でありますけれども、私の本心としましては、他の自治体から呼び込むのではないという部分につきましては、こういう言い方をさせていただいたと思います。定住化促進で、Iターン、Uターン等で他の自治体から呼び込むことも必要でありますかと、これは必要でありますかという、こういう言い方をさせていただきました。日本全体が人口減少に歯どめをかけるよう、真剣に捉えていく必要があるという、こういうふうに申し上げたところであります。

したがしまして、私は、IターンやUターンで自治体が他の自治体から呼び込む、このことは必要であるというふうに思っております。地域の活性化という部分、都市部への集中、このことを避けるためには、やはり必要かなというふうには思いますが、それ以上に、日本全体で人口減少に歯どめをかけていく、真剣に考えていく必要があるという、こういうふうに申し上げたところであります。

特に、日本創成会議の発表によりますと、消滅する可能性のある、消滅可能都市という言い方をされておりますけれども、全国で50%近く、そういうふうになるというような報告がなされております。そうならないためにどうしていったらいいのか、このことを真剣に捉えていく必要があるんだろうというふうに思います。このことは、一自治体での取り組みには限度がありますし、できる問題ではありません。したがしまして、日本全体でどうしていくのか、ようやくそういった機運に国もなってきたところであります。

私は、一番この人口増に対して大きなのは、やはり企業の力、企業を巻き込んでそういったことを考えていかないと、それは無理だろうというふうに思います。結婚しやすい環境づくり、そして働きながら子供を産み、育てやすい環境づくり、これは企業の皆さんに、本当に真剣に捉えていただかないと難しいというふうに思っております。そういった企業環境をつくっていただく、そうしていかないと、なかなか人口というのはふえていかないだろうというふうに、私自身はそういうふうに思っております。したがしまして、国も、その辺をしっかりと捉えていただき、企業、民間を巻き込んだ検討、展開を期待しておるところでございます。

自治体にできることといたしましては、やはり、これは限界があると、今、限度があると言いましたけれども、これは限度があるところであります。

私自身は、働きながら子供を産み、育てやすい環境づくりの整備、こういうことに力を入れてまいりました。保育園の充実、学童保育の充実、また財政規範を守りながら、財政的支援も実施をしてきたところであります。そんなことの要因もあり

まして、南箕輪村は子育てに優しいというイメージが定着したという、このことが人口増、大変大きかったかなというふうに考えております。誰も、どこの自治体も、人口増ということを出し出す、子育てということを出し出す前に、やはりそういった施策を打ち出したことがイメージ定着につながったというふうに思います。今となれば、本村よりも、もっともっと子育てに力を入れているところがありますので、そういう点では、イメージ定着は大きいなというふうには思っているところであります。

これからも、今申し上げましたけれども、それは私の個人的な見解として、20平方キロメートル、自然環境を守りながらということを考えれば、今ぐらいの規模が本当に理想かなというふうには思っておるところであります。

また、後ほどといいますか、村づくり委員会で第5次の総合計画検討している中で、アンケート調査も実施いたしました。公表も、これから委員会の中で検討しながら、していくというふうに思います。

南箕輪村の魅力、これはやっぱりトップは自然環境、景観でありまして、2番目といたしましては子育て、教育の整備、充実でありました。3番目が交通の利便性、そして4番目は買い物しやすい、この3番目と4番目は生活の利便性ということにつながります。まさに、この三つが子育ての条件として合っているのかなという、こんな思いがしたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 私も、今のこの（2）の質問で、言葉足らずだったことをおわびいたします。上伊那郡内からこの村に、転入者のうちの60%ほどが郡内から来ておられるわけですが、上伊那の郡内から南箕輪に人口がふえるのではなく、できるなら都会の人たちがもっと地方に住んでほしいなという思いが私にもございまして、そういった点で、ちょっとお聞きしたつもりでした。おわびと訂正をいたします。

（3）のほうの質問、これは提言的な質問をいたします。

私、5月の末に、障害者支援とまた地域活性化の民間事例として、個人的にちょっと視察してきました。皆さんにお配りしてあります事前通告書9ページ、10ページの、まず10ページをちょっとぱつとごらんいただきたいと思います。民間ですので、企業名は私、ここでは申しませんが、身近では、信州大学の病院、この絵の中の④としたところです。松本の信州大学病院店に某フランチャイズのコーヒー店が入っている、それを経営している大きな障害者支援の法人が愛知県の豊橋市にあります。①とありますけれど、ここに本部があつて、そこが、例えば④の松本の病院店にコーヒー店を構えた。その記事が9ページの右上にあります。大手新聞社の記事ですが、ここでは、2段目ですね。障害者の就労支援をする企業が運営して、知的障害や精神障害などのある人も働ける喫茶店として。これは、まだオ

オープン当初の記事で、現在は、このフランチャイズのコーヒー店をこの民間企業は全国展開しているわけですが、松本店が全国の中で一番売り上げがよいそうで、月に四、五百万稼いでおられると。

また、この記事に出てくる、また10ページの左上にある夏目さんという経営者なんですけれど、現在37歳で、非常にやり手な方です。直にお会いしてきました。この方は、まず、この障害者支援を始めて10年ということなんですけれど、10年前、障害者の皆さんがお仕事をしても、平均月収が1万円に満たない実情が余りに理不尽だというか、おかしいんじゃないかと、お仕事なんだから、もっと稼ぐことができるんじゃないかということモチベーションに、こういったことを始められたそうで、現在では、この会社のホームページがあるんですけれど、そこに毎回トップページに載っているのが、現在、全国で200名ほどの障害者の方々がグループ企業に入っていて、そこでは平均月収が4万円を超えているという報告があります。

それで、記事としましては、この新聞記事の左上には、伊那市の社協で、やはり作業所の展開ですね。この夏目さん、経営者さんをコンサルタントとして呼んで、実際に事業がうまくいくように、いろいろコンサルティングしてもらっていると、そういうような活動の紹介があります。

この企業が、本当にいろんなことをやっているのだから、これ、民間の活動ですから、先ほど村長が、同僚議員に6次産業のところで答えられていたことにもつながるかなと、民間の活動ですから、これを村に、役場にやってくれとか、村に即やってくれという意味で私は質問するわけじゃないんですけれど、いろんな意味でヒントが多いかなと思いますので、紹介していきます。

まず、10ページの①のグループ本部です。パン屋さんから、この企業は始めました。パン屋さんで、障害者さんが3人、スタッフ2人ぐらいから始めたということなんですけれど、現在では、この写真に載っております本部には40名ほどの障害者さんたちが働いておまして、ここで、私、個人的に4名で視察したんですけれど、そのとき、みんなで、こうやって小坂様なんて書いてくれたんですけれど、この旗を用意して、たった4名の視察にも元気にそのパン屋さんと、あと名刺の制作をしているスタッフたちが仕事の手を休めて、こうやって迎えて、ようこそ視察に来てくれましたという、元気なお迎えの仕方をしてくれています。

パンさんは、実際には、収益的にはほかのもうけている部門に比べたら収益は低いそうなんですけれど、実際にパンをつくって売ることによって、障害者の皆さんが地域の皆さんと交流する場として非常に役立っているとのことなんです。

その写真の①の右上のある写真、これは名刺をつくっているところなんですけれど、この名刺なんかは、某日本の大手化粧品メーカーとか、そういった大手、本当に全国でよく聞くような名前の会社の名刺等をうまく作成、営業を持ってくるのがうまいんだと思うんですけれど、粗利率が95%ぐらいだというようなことで、相当すばらしい経営をされております。

また、②としまして、ここにママショコラティエという、ここがまた南箕輪でも一つ参考にならないかなと思ったのが、ちょっと質問には私、書き間違えてしまいました。産休、育休中ではなくて、産休、育休に入る直前や産休、育休から明けた社員がおられる大きな会社のママさんたちが、本当の職場ではまだちょっと仕事がちょっと重荷だという方々が、このママショコラティエという部門に入って、ここもチョコをつくるパティシエを独自に呼んだりしているんですけど、その開発により、子育て真っ最中のママたちが、加工としてはそんなに大変でない作業をしながら、表参道とか名のあるところで結構な利益をもたらすブランドをつくり出している。

③の美容タオル洗濯事業に関しましては、これは、市内でつぶれてしまった洗濯屋さんの施設をこの会社が買い取りまして、ここで、現地を見ましたけれど、20名ほどの障害者さんが、美容タオルですので、種類はそんなになくて、効率のよい作業現場をつくり出して、お仕事をよりよくできるようにしております。

また、⑤の発想もおもしろいなと思ったんですけど、右の下のほうに⑤、ソーシャルオフィスとありますけれど、ここにあります東京にある大手の会社の、大手企業では皆さん御存じのように、50名に1人以上は障害者を雇用しなくてはならないという法律のもと、その大手企業の本社扱いで、この地方都市の障害者を本社扱いで雇うことで、また雇われた障害者をこの企業がジョブサポートしながら、実際に雇用を生み出している。そんないろんなことをされている企業があります。

いろんなヒントが隠れているかと思うんですけど、民間でありますので、即これを村にどうということは言いにくいんですけど、6次産業を村でも考えている部分もありますし、私としましては、村長が日本一の子育て村を掲げて、これだけこの村を全国的にも有名な村にしてきた経過がありますので、今後のこの村のあり方、人口増ばかりがよいことではないと思いますけれど、この村独自の政策を考えておられることがありましたらお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今、具体的な事例をお示ししながら、御質問いただきました。

民間事業者として、本当に頑張っているなという感想を持ったところであります。こういったさまざまな事例を参考にしながら、今後、村内における就労体験と継続的に就労できる場所の提供といたしますか、そういったことができればいいことでもあります。そんなことの参考にさせていただければというふうに思います。

障害をお持ちの方たちにつきましての就労というのは、本当に難しい面もあるわけでございます。平均賃金にしても、本村の場合でも1万円ちょっとぐらいかなという状況であります。今、4万円というお話を聞きまして、本当にすばらしいなというふうに思ったところであります。

そういった民間企業のノウハウも学んでいくことも必要でありますので、参考と

して捉えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） この一項目めの最後に、まとめた質問をもう一回させていただきますけれど、先ほども村長が、子育てしやすいこの村のイメージが定着したおかげじゃないかという発言がありましたけれど、実際に9年ほど前、唐木村長が一候補として、日本一の子育て村を掲げて当選され、その後、実際にいろんな施策を唐木一直村長らしさを発揮されたんだと私は思っておりますけれど、村長が、また村が公言して掲げていく施策の影響力というのは多大なものがあるんじゃないかなと。9年ほど前は、先ほども村長の言葉にありましたけれど、まだ子育てのことを掲げることで自体が少ない状態だったのかなと思うんですけど、あの当時も、日本一の子育て村を村長が掲げて、その後、しばらく議会でも、日本一の子育て村というのはどんなことをやるんだということを村長は議会でいろいろ言われていたことを思い出します。村長としましては、その9年ほど前のことと、そして今まで、こうやって進められてきた施策の変化といいますか、村長の当時を思い出して、この村長に発言する言葉の大事さというか、私としては、さっき働きながら子供を産み、育てやすい村というのを村長は掲げてきたし、これからも掲げたいということだと思うんですけど、私も先ほどの企業を紹介しながら、例えば、子育てママが楽しく働ける村とか、障害者が元気に働ける村というのをぜひ唐木村政にはまた掲げてもらいたいなと思っているところがあるんですけど、村長の過去を振り返って、公言することの大切さ、また施策の大切さ、そこら辺、村長はどういうふうに感じておられるか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 10年になりますか、もう3期目、1年過ぎましたので、あの当時のことを考えますと、なぜ、私が子育てということを申し上げたかといいますと、あの当時でも、日本の将来人口は減っていくという予測があったわけでありまして。そういう中で、人口減少に歯どめをかけていくには、やはり子供を大切に育てる村にしたいなという思いがあったところでありまして、また同時に、人口減少というのは、産業、経済活動、生産消費を見ても大変な問題になるだろうと同時に、社会保障も大変な問題になっていくんだろうなという思いがあって、そんなことを掲げさせていただいたところでありまして。

私の基本的なその当時の考え方は、今でも変わっておりませんが、女性も社会に出て働いて、社会進出をすべきだという、こういうことは原点にあるわけでありまして。そんな思いで日本一の子育て村にということを出したところでありまして。

最初は、子育てに優しい村から、日本一になってしまいましたけれども、いろんな経過がありまして、そういったことを掲げてよかったかな、発信ができたのかな

という思いはしておりますけれども、一方では、それに近づける努力をしていかなければなりませんので、発信をして、実施をしていくという、このことは本当に難しいなというふうに感じたところであります。

本当に日本一の子育て村にしていくには、働きながら子供を産み、育てる環境づくりから、それも大事でありますし、同時に、その子供たちをどう育てていくか、このこともさらに大切になってまいります。本村の場合には、今、子供たちの環境というのは非常に大変な状況もあるところでありますので、今後は、その辺をしっかりと捉えて、質、内容の充実を図っていかなければならないと考えておるところであります。

さらに、今、小坂議員の質問にありましたように、障害者の皆さんとか、あるいは子育てママというような話もありましたけれども、そういう発信ができればいいわけでありましてけれども、あれも、これもという、こういうわけにはまいりませんので、その辺はそんな理解をお願いしたいというふうに思います。

まずは、子供たちの保育や教育の内容の充実、心の豊かさといいますか、そんな面がどうすればできるのかな。これは、今、うちの村の一番悩みでありますので、その辺をまた教育委員会を含めまして検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） では、大きく二つ目の質問のほうに移らせていただきます。

村報6月号から、端的に質問していきたいと思っております。

まず、1から3ページには、今回、南箕輪の水、水道水のことについて紹介されています。3ページ、いろいろ表が載っておるんですけど、結論としては、村の水道水は水質がよく、おいしい水の要件を満たしており、おいしいと感じさせる水だと、安全で豊富な水の供給を訴えておるんだと思います。また、折り込みで、上伊那広域水道用水企業団さんの6月の第1週ですかね、水の週間ということで、そこら辺が紹介されているんだと思います。

せっかく紹介しておりますし、南箕輪の水道水は私もおいしいと思っておりますので、そんな中で、この水のブランド販売化と、私はちょっと提案で書かせてもらいました。これは、特に高く売れるとも思いませんし、ただ、水をこうやってPRするからには、何らかの施策もやっていけるんじゃないかなと。また、ふるさと納税者にふるさとの水をプレゼントしてみたり、これは現在もあると思いますが、災害時の備蓄水をもっといろんな村内、村で開かれる会議やイベントの場でどんどん出して、この南箕輪の水道水のよさをPRすべきだという思いも込めて質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 第1点の水の問題であります。

御承知のとおり、村の水道水の約85%は、上伊那広域水道用水企業団からの供給であります。もみじ湖の水であります。うちが圧倒的にこの水道水を活用しております。したがって、この上伊那広域水道用水企業団は5市町村からなっておりますので、水道の水というのはほぼ同じというふうに考えておりますので、これは企業化というのは大変難しいと、差別化が図れないということ、南箕輪の水道水だけおいしいというわけではございませんので、その点はぜひ御理解をお願いいたします。

水につきましてのブランド化しているところもあるわけでありまして、これは、本当に地下水を利用したりとか、渓流水を利用したりとか、そういったところが圧倒的に多いわけでありまして、本村の場合には、山間の渓流等の活用、本村の地形から見れば、これは本当に難しいわけでありまして、地下水につきましても難しいわけでありまして、水ブランド化ということは、厳しいというよりは難しいというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。民間事業者で商品化ができるのであれば、それはやっていただければなという思いであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） この水道水の質問は、伊那市の議会でも同じ質問をされている方がおられまして、特に伊那市では、質問者の席にも水が用意されていて、首長の席にもありますので、お互いに飲んで、おいしいなんていうコメントをしながらも質問や答弁がされていたのが印象的でした。

二つ目に入ります。

村報の、今度は4ページ、5ページに、村の生活環境をみんなで守りましょうということで、特に、水田の美しい村の写真が載っております。ここで、見出しのところに、最初の導入文ですね。土地の未管理、空き地の管理がされておらず、草が伸び放題とか、ほか環境問題がいっぱい載っているんですけど、いわゆる耕作放棄地の解消につきまして、私もこの議会に長年おる中で、多くの議員さんたちが耕作放棄地の解消の問題をテーマに取り上げられて、行政だけの対応ではどうしても解消しにくいという答弁というか、実情があったことを覚えております。

そういう中で、一事例としまして、田畑地区の田畑農地・水環境保全会では、農業委員さんと、また区との連携で、最近なんですけれど、一つの区内の田んぼで、林のようになってしまっている田んぼを農業委員さんが苦労されて、その地権者、村内の方ではない地権者だったんですけど、その地権者と話しまして、ようやくその林の伐採、伐根、そして林だったところが、一見農地のように見える状態にまで戻した作業を区民が行いました。そういった実際の活動が田畑では行われて、その田畑の水保全会のメンバーも、これが全地区、他地区に広がっていくべきだなということをおっしゃっておりまして、今後、こういった活動が村内に、村と

してどのように広がっていったらという、村長としての期待をお尋ねしたいと思えます。6次産業化のことはちょっと後にお聞きします。まず、その期待等をお答えいただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 環境保全、耕作放棄地の質問でございます。

本村におきましては、農業委員さんの本当に御努力によりまして、耕作放棄地は減ってきております。昨年度で見ますと、24筆の約3ヘクタールが減少しております。これは、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

これは取り組みといたしましては、しっかりと本人の意向確認をするようになったという、このことが大きな要因であると農業委員会は分析をしております。今までは、文章指導だけでありましたけれども、直接面談をしてお話をするという、このことが大きかったかなというふうに思います。それに、田畑地区では農地・水保全会、名称は今年度から変わりますけれども、そういった会が一緒になってやってという、これは素晴らしいことでありますし、全村へ広がっていけば、これは本当にいいことだなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） これ、せっかく用意したので。耕作放棄地の解消とともに6次産業化を進展させているのが、資料としまして11ページにもちょっと紹介させていただきました。

先ほどの、同僚議員の質問で村長が答えておられました。我が村は、本当に作物としてはいろんなものがとれる。条件がよい村であるからこそ、特産品を特にピックアップしてPRすることが難しいんだという実情があるのは存じております。

耕作放棄地の解消、まっくんファームの活動も含め、本当に6次産業化を危機感の余りない村として本当に発展させていくことは難しいんじゃないかと思うんですけど、村長としまして、この農地を守るというか、南箕輪の自然環境も素晴らしいと村民が思っている中で、この自然環境の維持、また水保全の活動、そして民間に期待することなど、関連させて発展させる施策、検討できることは村長としてありませんでしょうか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農地を含めて、自然環境を守っていくことは大切なことでもありますので、これは行政の責任として守っていきたいというふうに思います。しかし、行政だけでは到底できるものではありませんので、いろんな団体に担っていただければというふうに思います。

今、耕作放棄地の問題から、こういった問題に発展してきておりますけれども、問題は耕作放棄地、減少はしてきておりますけれども、心配は、もっとつくりやすい一般的な農地でも、つくり手がなくなってきたおるといふ、このことは本当に真

剣に捉えていく必要があるかというふうに思います。耕作放棄地よりも、はかり知れない大きな問題かなというふうに思っております。この辺はまっくんファームとも検討していくという、こういう答弁も以前からしてきておりますので、真剣に検討をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 次の質問に移ります。

村報6月号の8ページには、2月18日が本来、村の日の制定なんですけれども、皆さん御存じのとおり、大雪で、記念式典が流れてしまって、ちょっと時期外れというか、時期がずれて、6月22日、日曜日に村の日制定記念式典シンポジウムが開かれますよという案内を村民に出されております。当時、制定した2月号で、歴代の村長の顔とか、また2月号の特集の中で、南箕輪のよさ、村民の歌のこととかを振り返っておられます。こちら辺も、村民の方には、ぜひまたいろいろ見ていただきたいなと思うんですけれども、この制定記念式典にける村長に思い、村民に伝えたいこと、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 時間がなくなってきておりますので、端的に答弁申し上げます。

南箕輪村は、誕生して以来、合併も分離もない、本当にまれな村であります。そういった歴史経過を後世に伝えていくこと、このことも大事なことでありますし、村民に自覚を持っていただき、郷土への愛着を持っていただく。こういった日にしていきたいなという思いで、南箕輪村の日を制定させていただいたところであります。

記念式典では、南箕輪の歩み、この映像をつくりましたので、それを放映させていただきたいと思っております。これは、15分ぐらいに短くまとめてありますので、また式典以降も、小中学校の教材としたり、あるいは伊那ケーブルテレビでも放映のほうをお願いしていくつもりであります。そんなふうに考えておるところでございます。本村の場合には、転入をされた皆さんが半数を超えておりますので、そういった地域の歴史を学んでいくことも大切でありますし、地域に対する誇りを持っていただくことも大切でありますので、そういったさまざまな思いがあるところであります。共助が根づく村になっていくような、そんな思いであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） （4）の質問に移ります。

村報6月号には、今度開かれる6月29日の村のポンプ操法、ラッパ吹奏大会の案内チラシが入っております。中を開くと、出場チーム紹介ということで、最近、本当に消防団の皆さん、団員を明るく、楽しく紹介するという、これを見ると、本当

に村の若者たちが頑張っておられるなというのを楽しく拝見できる、とてもいい表現じゃないかなと私は見ております。また、消防団では、フェイスブックやツイッターなども活用して、消防団の活躍を内外に紹介しております。

こういった消防団の広報の実践について、村長、どのように見られているか。団員への支援策は、先ほどの同僚議員にお答えいただいていたので割愛します。村長のこの消防団員の広報の評価についてだけお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 消防団の広報関係の御質問でございます。

消防団では、ポンプ操法大会のチラシ、ここにもありますけれども、これはすばらしいなというふうに感じております。また、このほか、ケーブルテレビを通じたり、あるいは成人式の中でも紹介をしたり、新入団員の募集など、積極的な広報活動しております。大変ありがたく、頼もしく感じておるところでございます。この技術というのは、本当にすばらしいなということで感じております。こういったことを続けて、団員確保につながっていけば、本当にありがたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 私は、この消防団、若い世代がどういった広報をしていくかということの一つの一例として、とてもすばらしいじゃないかなと思って紹介しているわけですが、最後、資料としてつけました12ページのところでですけど、フェイスブックやツイッターの利活用ということで、これは皆さんも記憶に新しい、大雪が本当に全国的に大変だったわけですが、佐久市では、これは市長のツイッターではあるんですけど、市内の大雪の状況を住民が個々に写真にとつては、ここはこんなふうだよという状況、大変さ、刻々とそれを投稿していく中で、市民同士が情報の共有ができたということで、これはまた全国的にマスコミにも紹介されたと思いますけれど、本当に称賛を受けた表現の仕方であり、住民の声の集め方です。

私としましては、南箕輪がフェイスブックやツイッターの活用、ちょっと薄いかなと。一時まっくんが、人気のなかったまっくんが、やはりホームページ上で楽しい語り合いを、かけ合いをする中で、一番人気のなかったまっくんだからこそ、インターネット上で関心を受けて、今こうしてあるという現状もあります。南箕輪の広報、ホームページも頑張っておりますけれど、いわゆるネットワークサービスですね。ただ情報を一方的に流すのではなく、読者が自分の思いや声、状況を投稿できる、こういったSNSの活用を南箕輪ももう少し積極的にしていくべきではないかと、消防団の活動のことも参考にして、ぜひ村でも活用していただきたいという質問であります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるフェイスブックやツイッター、ともに有効な情報発信、また対話の手段として、今や広く認知をされておるといふことでもあります。

長野県下の状況を見ますと、県ではツイッターを、また市町村では、約20の市町村がどちらか、あるいは両方とも導入しておるといふ状況であります。全国には、ウェブサイトまでフェイスブックに移行した自治体もあると、こんなお話も聞いておるところであります。

活用していったらということでもありますので、できることであれば活用していきたいなというふうに思っております。活用していきたいなというより、活用していかなければならないだろうと。それぞれ、フェイスブック、ツイッター、弊害や利点もあるわけでもあります。この両方を考えながら活用していくというところはいいことでもありますので、できる限り活用してまいりたいなというふうに思います。ただ、いろんな場面で活用していければいいわけでもありますけれども、職員数等々の関係もありますので、できるところから始めていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 例えば、議会の一般質問を中継することもそうなんですけれど、村が、議員が、どんなことを考え、どんな政策を行っているかを広報することも大切です。それをまた村民がどう思っているか、どういうふうな声を持っているかを、特に若い世代の声をいつも行政側は集めにくいと思います。ぜひとも、こういったソーシャルネットワークサービスを使って、住民同士がお互いに声を寄せ合い、聞かせ合うことをぜひ村としても進めていっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わりにいたします。

議 長（原 悟郎） これで、4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時35分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

通告したとおり、6点についてお聞きいたします。

先にお礼を申し上げたいと思います。1週間くらい前ですか。大型農道へ出る右側に看板があって、見通しが悪く、草が生えて、車が出られないという住民からの要望がありました。建設水道課へ行き、担当の職員にお願いしました。そうしたら、「通知を差し上げますので、連絡をしておきます。」ということでしたので、「連絡だけでは困る。ちゃんと刈ってもらえるようによくお願いしてください。」という

お話をしました。すぐに、次の日に、刈ってあったからとお礼の電話がありました。本当に、早速の対応、ありがとうございました。

まず、第3次保健計画策定から、保健の充実をということで。

毎年、田植えが終わること、健診が始まります。特定健診、特定保健指導、メタボ健診ということで、新聞を見ますと、「受診率減少に転じる。46%を下回る。」というような見出しが目に入ってきました。健診と保健指導を医療保険者に義務づけられて、平成20年からメタボリックシンドロームに着目したことの健診です。平成20年の受診率が39.8%で、24年は46%になったが、今年度はちょっと下回りそうだなというようなお話です。

メタボ率というのが12.7%で101人、24年は12.9%で130人ということで、ひっかかっているそうです。健康診査に基づく村民一人一人の自己健康管理が大事なことで、重症化予防、それから発生予防、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の病気を予防して、最終的には内臓脂肪を減らし、医療費を減らすということが目的だそうです。

男女の腹囲の平均、男性は85センチ前後ということで、これらはみんなほとんどが該当してしまって、多くの方がこの基準値は大丈夫かというような問題もあるようです。メタボ基準の研究者が製薬会社から寄附金を受けていたというようなことで、公平性もちょっと問題があるところですけども、健診をやっている以上、これらの中から問題を探っていくのが普通かと思います。肥満というか、BMI 25以上の方が全体では、さっきも言ったように16.8%、腹囲がひっかかる人が全体の22.6%、これは23年の統計ですけど。それが、毎年継続して受けている受診者はいいのだけれど、初めて受診した方が、とても傾向が悪いというような結果だそうです。

いずれにしても、常に体重とか、肥満とか、腹囲の改善されないままに、毎年、毎年、健診を受けているのが実態ではないかと思います。何を言われるかわかっているから、2年前からもう行かないと言っている人とか、一応安心のために受けているとか、既に医者の治療を受けているから行かないとか、いろんなことを言っていて、受診しないのではないか、だから受診率が上がらないのではないか、治療を続けていることで受診していない人もあるのではないかと考えてみました。一度、健康に関する調査というのを健やか係等で受診する、しないを今問うているんですけども、健康に関する調査というものを一度やってみたらどうかなと思います。

こんなように、渋々ながら受けているというようなことで、毎年、毎年、引き継がれている健診、昔はモロヘイヤを配ったり、おかひじきを配ったりして、ちょっと目先を変えたんですけども、受診率向上とか、そういった健診、運動、体の環境、健康の生活習慣をつけていくという行動には移っていないのではないかと思います。

そこで、特定健診受診率向上の施策は何かということをお伺いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9 番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

特定健診受診率向上の施策は何かという御質問でございます。

御指摘のとおり、メタボリックシンドロームに着目した健診を行う制度で、平成20年度から始まりました。本村でも、国民健康保険の被保険者の健康管理のため、まずは健診を受診していただきたいと、さまざまな受診率向上のための取り組みを実施しております。広報誌やケーブルテレビ、メール配信などを使っての啓発はもちろんでありますし、土日の健診日を設定したり、個人への受診勧奨などを行ってきておるところでございます。また、受診料を引き下げたり、無料指名年齢をふやしたり、契約医療機関で受診ができるよう体制を整えたり、より受診しやすい体制作りも取り組んできておるところであります。近年では、個人の受診勧奨を強化して実施しており、連続して未受診の方、健診結果が要注意であった方、そんな方に受診の進めをしているところでもあります。

健診率につきましては46%、25年度はまだ出ておりませんので、どの程度になるかわかりませんが、ほぼ同じぐらいになるのかなというふうに思います。息の長い取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。さまざまな努力はしておりますけれども、なかなか伸びていかないということでもあります。

御質問の中にもありましたけれども、毎年同じことというか、そんな面もあるところでもあります。私自身のことを考えても、特定健診を毎年受けろと言われておりますけれども、受けたことはないものですから、大変申しわけないなと思っております。もう少し暇になれば、毎年受ける時間も出てくるかなというふうに思います。ただ、健診だけは毎年受けております。これは自分の健康状態を知ること、これは本当に大切なことかなと。指摘されたことを守れているかということ、全くできていないというのが実態でございまして、これも大変申しわけなく思っております。問題は、時間的な余裕というのも必要かなと、そんな思いもしております。食生活、運動、こういった問題、大切になってまいりますので、この職をやめれば、そういったことがきちんとできていくのかなと思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

交通安協の女性部では、よくケーブルテレビでいろんな交通事故防止についてPRしておりますけれども、すこやか係とか、食改さんにも出ていただいて、何か、そういった広報でもいいんですけれども、健康寸劇等をやってみたらいかがでしょうか。また、御検討をお願いします。これは意見ですので。

次に移らせていただきます。

どう、生活の中に運動を取り入れるかということですがけれども、よく運動している人は、20歳から64歳が50%から60%で、65歳以上は6割を超えているようです。運動をしている人は増加傾向にはあるようです。しかし、40%が運動をしていないということで、将来、介護保険とか、国民健康保険の医療費もふえてくるのではないかと心配されるところです。

大芝のセラピーロードや森の交流施設に行ったら、健康貯金ということで、10円でも、100円でも募金箱を置いておけばどうでしょうか。健康貯金のつもりで、村への感謝の意味を込めて、中へ入れるために行くというような奇様な方もいるのではないかなというような気がいたします。だから、募金箱を置いておけばどうかかと、毎日通う人もいないかなと思ったところです。

そんなような中で、先日、私が、昔、保健師をやっているころの健康増進推進員さんがこう言ってくれました。毎日の中で、自分の頭で考え、村長は時間がないと言っていますけれども、歩いて通うとか、何とかすることもできるわけで。「やせようと思って、朝早く起きてグラウンドまで歩いて行って、20分は歩いたり、走ったりしてやってみたんですよ。ちょうど1週間、何だか、とつても体が軽い、そして血圧が低くなったこと、とつても下がったんだよ。」とつい最近私に言ってくれました。そういったちょっとしたことかと思いますが、本当は早くえさをやったりして、時間が余って、家へ帰ってしまわないで、運動場へ行って、そういったことをしているんだよというふうに、自分でも体の、気持ちの変化とか、体調の変化があるようで、うれしがって話してくれました。

どう生活の中に運動を取り入れるのか、お伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活の中にどう運動をどう取り入れるのか、これはいわゆる運動は大事だよという、大切だよということを行政側とすればより周知をしていく、このことが必要かというふうに思います。今までもやってきておりますけれども、いろんな教室も開催してきておりますけれども、なかなか意識の向上につながっていかないという面もありますので、その都度、PRをしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

運動というのは、今よりも10分多く運動する、体を動かすだけでも、健康寿命が延びるというふうに言われておりますので、そんな点もPRしながら周知をしてきたいというふうに思っております。きっかけといいますか、習慣が大事かなと、今、唐澤議員御指摘のように、やる気になればできるんじゃないかなという面もあるわけですので、そんなきっかけづくりも必要であるというふうに思いますので、そんなPRもさせていただきたいと思います。南箕輪村には、森林セラピーロードというすばらしい運動するところがありますので、場所がありますので、その利用の促進に努めてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 大芝高原のところへ行って、本当にみんなが健康になればいいなと思います。セラピーロードは本当に素晴らしいと思います。

次に、健康部のすこやか係で、健康マイレージ事業を取り組んでということなんですが、健康マイレージというのは、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化して、健康づくりの積極的な参加を誘導するというので、たまったら景品と交換というような感じですので、健康診断を受ける、健康教室、指導を受ける、そのほか、講演を聞くといったような簡単なものかと思いますが、これは40歳以上の方に北九州市ではやっていて、近隣市町村では、健康づくり以外に公民館講座を受けるとか、何かボランティア活動をするとか、コミュニケーション活動をするとかというような、そのほかのポイントで3,000円券を商工会と提携して、それらの各商工会で1年間分の3,000円分を引いてもらうというような事業をやっているところもありますけれども、あんまり大がかりにするとちょっと大変かと思うので、健康づくりだけに限ってポイント化してはどうかと思いますが、村長、お伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康マイレージは、やっているところもある御指摘であります。そのとおりであります。

先の質問にもありましたけれども、前向きに検討していく必要はあるだろうなというふうに思います。受診率を上げるためにはどうしたらいいのか。健診を受けた方、あるいは健康講座に出た方、そして何よりもセラピーロードを歩いた方、この辺を総合的にどう事業化できるのかという、このことは前向きに捉えて、検討してまいります。これは、していく必要性はあるというふうに思っておるところであります。ほかの議員さんからも、12月にも質問をいただいたところでもありますので、そんな点を考えながら検討してまいります。こういったことが受診率の向上や、あるいは健康教室への参加を促すきっかけになれば、あるいは運動するきっかけになればというふうに思っておりますので、検討してまいります。

ただ、どういったものに、どれぐらいのポイントというのは、十分検討しないと難しい面もありますし、本村の場合には、商業施設がさほど多くないわけでありますので、その辺も加味しながら、村としてどうかかわることができるのかということも考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 商業施設といいますが、ガソリンスタンドだとか、電気店、美容院、キャンプ場、ありとあらゆるところ、酒屋さんとか、スナックとか、飲み屋さん、居酒屋とか、お菓子屋さんとか、薬局とか、そこらの網羅的に全部やっているとところもあるので、ないことはないと思いますので、御検討をお願いします。これは要望で結構です。

次に、人間ドック協会の基準値への考え方はということで、新聞報道や、それから週刊誌等で、人間ドック協会で、血圧は147まではいいよとか、ヘモグロビンA1cだの、コレステロールだのの値の基準が緩和されたというような報道がありまして、先日、全国紙では、その基準範囲というよりも、判別値はこうだよというようなことも出されて、やはり予防のためには、基準範囲を超えていても別に心配、何も治療しなくてもいいという意味ではないというような報道がなされております。だけど、お医者さんによっては、あなたの血圧はこれぐらいだから、まだ薬は飲まなくていいというような変更もあったところもあるようですが、これらの影響についてどうお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 確かに、人間ドック学会から、新たな健診の基準値範囲が公表され、話題となっております。これは報道もされておるところであります。しかし、この学会でも、今、後数年の追跡調査をして、結論を出していく、すぐに判定基準を変更するものではないというコメントであります。専門家からも、誤解をせずに、適正な治療を続けてほしいと呼びかけがなされておるところでございます。

村では、いろんな機会を通じて、そんな周知はしてまいりますけれども、これに対する直接的な影響というのは今のところないところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 確かに、惑わされずに、主治医の意向で治療は続けていくというのが筋かと思しますので、そういったことに報道が過密になっているというような気もしないでもありません。

次に、予防接種が個別接種になった原因は何かということなんですが、それは、私も、昔は集団接種というのは、1歳までにいろんな予防接種を組み入れて、お母さんたちに必ず来てもらってやるというのが普通かなと思っていたんですが、都合が悪いと機会が遠のくとか、問診票を持って医療機関に行く、自分の都合のいいときに、子供の体の都合のいいときにというような傾向になってきたようで、やはりこれは時代の流れというか、もうこういう時代になっちゃったのかなというような気がします。そういった理由についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予防接種の問題であります。

今、議員御指摘のとおりでございます。集団接種の場合には、接種日に体調が悪かったり、都合が悪かったりすると、間隔があき過ぎてしまう、適正なスケジュールで実施できない、こんなデメリットもあります。個別接種のメリットといたしましては、子供の身体状況をよく知るかかりつけ医で、体調のよいときに、奨励されている月例や接種間隔で実施することが可能である。こんなことの理由で、集団接

種から個別接種になったところであります。また、同時に、接種後に体調が悪くなったときの対応につきましても、医療機関で実施したほうが安全であるということも言われております。総合的なそんな状況から、検討して、医療機関の負担がふえる、こんなことの懸念もありましたけれども、医師会や各医療機関が御協力をいただけるということでありまして、個別接種に切りかえたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ワクチン管理だとか、それから、お母さんたちが、自分の子供がいつ、何を受けなきゃいけないかという知識があるか、ないかとか、そういった心配もされますけれども、この予防接種の協力機関の一覧表を見せていただいて、多くの医療機関ができてきたというようなこともあったりして、集団接種じゃなく、個別接種になったのかなというような気がしました。健診のときに、ぜひチェックしていただいて、子供がワクチンを受けなければいけないのが、風疹の二の舞をしないようにしてもらいたいと思いますが、接種率を確実にするための方策をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 接種率の確実性につきましては、乳児健診の際には、予防接種を受けているかどうか確認をしております。未接種の方に対しては、接種の勧奨を実施するところであります。また、医療機関から、1カ月ごとに接種済みの通知確認が参ります。それを精査しまして、未接種者へ勧奨をしまいたします。これは、1カ月ごとということでありまして、担当といいますか、担当課に聞きましたら、1カ月ごとに来ますけれども、ある程度まとめてということでありましたので、そんなことはだめだよということで、1カ月ごとにきちんとしていきなさいということで、私のほうからも指示をしたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 確かに、きめ細かにチェックしていただくようお願いして、子供たちがそういった抗体を早目に受けて、つけていくようお願いしたいと思います。

次に、交通弱者対策、巡回バスの利用促進をどうするのかということなんですが、今朝も、まっくんバスに、私が中込線から出ようとしたときに、まっくんバスが迂回してきましたが、やはり人は乗っていませんでした。公共交通機関の充実を図るために、まっくんバスをうちの村は利用しているんですけども、こういったものは総合交通対策検討委員会とか、地域公共交通会議の意見を踏まえて、手段を決めているかと思います。

先日、ちょっと句会で、2人の方がまっくんバスについて句を詠んでおります。

「客なしのまっくんバスの菜の花道」、「村巡回のバスは無人やバラ芽吹く」とい

うようなことで、皮肉な句だなというようなことで、私はこんな句は詠めませんよと言ったんですけれども、ちょっとそこで何か問題があるのかなというような気がしたんです。

ここ数年、利用者は横ばいで、まっくんバスでおりても、これはちょっと違う余談ですが、大芝の味工房やパルがあいていないというような声も聞きますし、どこかの駅は必ず乗るんだけど、ここの駅は絶対乗らないとかっていうのも、多少はデータの的にはあるんだろうなと思います。

乗る人が自分で考えて巡回バスに乗ってよというようなことかなとも思うんですが、ある方、70代の女性から相談がありました。ある医療機関に行っているが、その前ではとまらないので、中央病院へ行き、大芝へ行き、一巡してからやっと停車場所があるのでとまる。それから診察すると、午後のバスまで待っている。行きでとまれるようなフリー交差点でとまれないかというような相談があって、村に聞くと、無理だとの回答でした。区長さんにも相談したようで、区長からは次の駅でおりればいいじゃんというような返答があったと。村にももう一度かけ合ったんですけれども、何とか村でも考えたいという返事があり、その後、何のナシのつぶてということで、何も解決策がなかったんです。そこで、私もいろいろ考えて、70歳以上であれば利用可能の社協の福祉移送サービスの利用を紹介しました。月2回であるということで、片道4回になるわけですが、利用回数が限りがあって、ずっと使うわけにはいかないので、その車と、それからまっくんバスを不便でも利用しているというようなことで、今の現状になっております。

ほかの町村をちょっと調べてみましたら、一応、巡回バスの利用促進をどうするかということでお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 巡回バスの利用促進という御質問であります。

高齢化社会になれば、本当に足の確保というのは重要な問題であります。この問題、非常に難しい問題といえますか、どうやっても、なかなかいろんな問題点がありまして、利用者に御満足いただけるということは大変なことでもあります。

まっくんバス2台体制というのは、審議会等々をつくりまして、どうしていったらいいかということで、そういう答申をいただいて2台体制にしておるところであります。

1日の平均乗車数は65人です。ですから、乗っておるといって、便によっては乗っていない部分もありますけれども、65人ということでありまして、1年間の利用者数は1万5,775人というふうになっております。1万6,000人近くの皆さんが1年間に利用していただいておりますので、一定の効果はあります。ここ3年間の乗車数の推移では、徐々にではありますけれどもふえてきております。3年目につきましては194人ふえました。したがって、乗車する方はふえてきておりますので、一定の効果があるというふうに思っております。そのう

ちの、やはり圧倒的に多いのが、大芝の湯、大芝高原で2,414人、中央病院が951人、役場が679人、また商業施設が1,304人という、これは商業施設何カ所もありますので、そういったことで、病院と買い物、それから大芝、そんなことでは一定の効果があるというふうに思っておるところであります。したがって、これはもう少し継続はさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 2番と3番、ほかのちょっとあるところの事例なんですけれども、デマンドタクシーとって、デマンドというのは要求したり、需要があるから回すタクシーなんですけれども、これがタクシー会社が9人乗りの車両3台を走らせておまして、片道400円で、市内の病院とか、駅とか、公共施設に限定して、5地区に分けて、1地区あたり週2日、1日2往復、事前登録が必要で、朝連絡をして自宅まで迎えに来てくれるわけです。公共機関へ行って、用を足して、また電話をして、何時からということで、また自宅まで送ってくるということで、デマンドタクシーは住民なら誰でも利用できるそうです。これは市民誰でもできる。65歳以上の車を運転しない人には、割引タクシー券の100円引きの券をあげて、500円につき2割を引いていく。遠いところは6割引きということで、ほとんど安い料金でやっているそうです。これは、3週間に一遍にふやして、週3日運行し、共通停留所に大型店が加えられ、割引タクシー券ですので、やはりこれも予約がないときは走らせないので、空タクシー、空車ということはある得ないというようなことをお聞きしました。

即まねするというわけではないんですけど、65歳以上で車を運転しない人というのが、こんなに自分のうちから、デマンド型のほうが自宅からという気軽さ、家族がいてもいいということで、タクシーは業者が用意して、自治体負担は全くないというようなことですが、まっくんバスの利点は予約の必要がなくて、気軽に利用できるという利点はあるものの、全く利用しようという気にならないのはなぜか。帰ってくるには不便だからではないのかなと。自宅から自宅の車社会になれてしまっているからではないのかなというようなことを考えましたが、今の現状がある中で、どうしていくかということは確かに課題ですけれども、2番、3番について、せめて年齢を引き下げるとか、そういうようなことでもして、何とか利用を、福祉に厚い村というようなことができないでしょうか。

議長（原 悟郎） 2番、3番あわせて答弁をお願いします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉移送サービス、65歳以上にできないかという質問であります。

現在は70歳以上ということになっております。これも75歳から70歳に下げました。回数が2台となったということでございます。利用実績がふえております。利用回

数というのは、平成24年、2,181回で149回の増加となっております。病院の通院の利用は全体の6割ということであります。これも一定の効果はあるというふうに思っております。

70歳未満につきましても、世帯の状況により、サービスができることになっておりますので、必要により担当課へ相談をいただければというふうに思います。そういうふうになっておりますので、よろしく願いいたします。本当に、そのサービスが必要かどうかという判断はさせていただきますので、その辺はお願いしたいと思っております。

デマンドタクシーの御質問であります。

これ、都合がいい交通手段だというふうには思っておりますけれども、ただ、これにも問題はあります。予約が前日ということでもあります。前日までの予約。それから運行日数が不足することもあります。それから、料金も今のまっくんバスと比べると倍という、やっているところ、実態でいきますと倍ということでありまして、利点もありますし、都合の悪い部分もあります。

このデマンド方式、本村の場合も検討いたしましたけれども、検討結果、まっくんバス2台体制ということで決定をさせていただきました。このデマンドタクシーが本当にいい方法だなと思っておりますけれども、なかなかふえてこないという部分があります。これは、どこかに要因があるんだろうというふうに思います。その辺をまた検討させていただきたいというふうに思います。

本村の場合には、福祉移送サービスというサービスも実施しております。まっくんバスと福祉移送サービス、それからタクシーの初乗り料金の割引とございますか、チケットを出しておりますので、そういったものを総合的に利用いただければありがたいというふうに思います。この辺は、また周知もしていく必要性を感じておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 利点もあるしというようなことですが、村の状況もお聞きしてみると、障害者のタクシーとか、昼間独居の方の福祉移送サービスも回数が片道4回までということなので、もうちょっとふやしてもらうとかすれば、もう少し利用する人もありがたいのではないかなと思っておりますので、年齢枠と、それから回数をふやすというようなこともぜひお願いして、私のこの交通弱者のは終わります。

次に移ります。

春の雪ということで、大雪の被害の農家を支援した農業ハウスの撤去や再建に、村が補正ということで、3月27日の臨時議会で補正を通したんですけれども、「春の雪ハウスつぶれて四苦八苦」という、句会で俳句が詠まれました。今回、大雪で破損したのは、農業用というか、業務用で、自家用のハウスは違うのかなというふ

うな気がしたんですけれども、とりあえず役場へ連絡して、その方のお名前を登録してもらったところ、最終的に21棟が農業ハウスということで補助が出る。1割負担で復旧、復興ができるというようなことで、大変、その方は喜ばれているんですけれども、4カ月も過ぎているんだけれども、なかなか再建がおこなわれている。自家用の農機具置き場もそういう対象になったというようなことですけれども、もう少し早目の対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 早目の対応がという話であります。

今回の農業被害につきましては、国の経営体育成支援事業による補助金活用でありますので、この活用で1割負担でいろんなものができるという、こういう制度であります。国でも、この5月23日に、ようやく説明会があり、その時点でいろんなものが示されたところでもあります。したがって、これは国がおこなっておるということで御理解をお願いいたします。村単独での事業ではございませんので、国の事業ということでありますので、村でどうにもならないということでございます。これでも村はいち早い対応をしておりますので、この説明会等々でも、申請ができるように、そんなことをさせていただいたところでもありますので、本当にいち早いそういった対応はしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） いち早く対応して下さったということで、このお家も大変喜んでおりますが、できる限りのやり方をお願いしたいと思います。

その次の防災士をふやす考えはということで、NPO法人の日本防災士機構による防災士の研修の資格の研修があるんですけれども、地域防災のリーダー養成だとか、防災士の養成、研修、運営、避難所運営、そんな災害訓練というようなことで、各地区で400回以上の研修を実施して、結構人気のあるところなんですけれども、こういったところへ、ほかの町村では、そういった研修費用を全額を、何人か送りこんで養成しているというようなことも聞きましたけれども、うちの村はこういった考えはないのかどうかお伺いします。

議長（原 悟郎） 2番が飛びましたけれど。

9番（唐澤 由江） 原因は何かというのがわかりましたので、国のことということで。

議長（原 悟郎） それじゃあ、3番について、唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災士の御質問でございます。

防災士というのは、災害時には避難所の運営、救出活動、また地区内で専門的に活動できる重要な人材であり、ふやしていきたいというふうに思っております。

補助制度がという、ほかの市町村、自治体の例も出されました。うちはいち早く、この制度に補助金を出していただいてもらっておりますので、そんな点は御理解をお願い

いします。

また、先ほどの御質問にもありましたけれども、消防団の分団長以上の経験者であれば、書類申請で取得できるように法が改正されておりますので、この辺をPRしながら、防災士をふやしていきたいと。したがって、各地区2名から4名、今14人でありましてけれども、少なくとも28名から40名ぐらいまでふやしていきたいという、そんな考え方は持っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 多くの地区で、防災士があれば、そういった避難所、その災害に対して、避難所運営とか、そういった段取りとか、そういうのができるかと思っておりますので、安心であるのではないかと思います。

次に、2月18日の南箕輪村の日の制定記念式典のシンポジウムが、6月22日に行われるということですが、但馬久美さんと南箕輪合唱クラブで、村民の歌を歌うということですので、それ、今、その歌の歌詞がわかるようなもの、村民歌を普及させる必要があるのではないかとということと、歌詞をわかるようにということと、そのときの状況の放映等について伺います。

議長（原 悟郎） 1、2、一緒によろしいですね。

唐木村長。

村長（唐木 一直） ちょっと質問の内容がよくわかりません。歌詞がわかるようにという、もう一回お願いを。

9番（唐澤 由江） メロディーを流しているんですけども、6時に。それに歌詞をつけて放映してもらいたいと。

村長（唐木 一直） 6時の時報放送のことでよろしいわけですか。

あれは、あくまで時報放送であります。防災行政無線を利用する場合は、2種類の方法がありまして、一斉通報、それから時差通報、この二つがあるわけです。災害緊急時の場合は一斉通報をやっておりますし、いろんなお知らせをするときには時差通報で、これはハウリングの問題がありますので、そういう方法をとっております。時報につきましてはチャイムのみで、これは一斉放送でやっておりますので、あれに歌詞を入れて流すと、これは大変なことになるということでもありますので、その点は電子音のミュージックのみの放送としておりますので、それは御理解いただきたいと思います。6時の放送に歌詞を入れて流すと、これはワンワンしてしまいますので、ちょっと不可能であります。そんな点はお願いいたします。

また、村民歌を普及させる必要があるのではということでもありますけれども、これは普及させる必要はあると思っておりますし、今、いろんなところで歌い出しております。あとは、学校でどう取り組んでいただけるのかという、この辺につきましてはまたお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） そのシンポジウムで、ハウリングしちゃって聞こえないということですので、シンポジウムの様子のビデオの上映とか、ケーブルテレビの放映、有線放送で流すとか、そういった広報をしていただいて、せっかくの式典です。それらをまた後で放映していただくようお願いしたいと思います。

次に移ります。

大芝高原の充実と観光の村を目指してということですが、大芝高原の一体のあるべき姿は、村長のビジョンはというようなこともありますけれども、観光協会が設立されるということで、その趣旨と目的は何か、職員体制は何かということなんですが。

先日、6次産業化の活動、計画、検討計画書が示されました。昨年1年のワーキングチームを発足させ、その成果として、農産物の加工としての取り組みやいろんな農業、ファミリーの農園事業とか、いろんなことが組み込まれております。しかし、これらの主体は誰がやるのかということが問題になっているわけですが、6次産業がもうかるなら、本当にとっくにやっていることだと思います。なかなか難しいことで、絵に描いたもちになりやすい。何が、誰がやるのかということではなくて、いろんな工夫をしながらやっていかなければいけないと思うんですが、近隣市町村を見ますと、やはり誘客を図るには、いろんな大型バスの駐車場とか、いろんなものを絡み合わせてやっていると思います。味工房に新鮮な野菜を産直してみたり、いろんな面であるかと思いますが、とりあえず観光協会設立の趣旨と目的は何か、お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 観光協会につきましては、観光振興を主体的に担っていく団体が必要であるという、こういう思いから設立をしていきたいということであり、各市町村では、観光協会というのは設立されておるわけであり、上伊那でも本村だけないという状況でありますので、同一歩調をとって、いろんな観光振興に取り組んでいきたいという思いで設立をさせていただきたいということで、今議会でも補正予算としてお認めをいただいたところでございます。

観光協会をつくることによって、今まで村でやっていた部分が、観光協会でかなりの部分を担っていただくということでもありますので、できるだけ早目に取り組めるという利点はあります。村で取り組む場合には、予算を通して、議員に説明をして、いろんなことを経てからやっていかなければなりません。いろんなことをやっていかなければなりませんので、観光協会に主体性を持たせながらやっていきたいというふうに考えております。そんな目的で設置をしてみたいです。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 早目に取り組めるということですので、期待をしていき

たいと思います。

屋外運動場の改修で、フットサルとか、ゲートボール、人工芝を張って、社会体育の充実をぜひお願いしたいと思います。そのほか、マレットゴルフやキャンプ場とか、大芝荘、それらの関係と絡み合わせて、いろんな利用の運動の後には、そういったところを利用する。味工房で産直で野菜を買うというような、いろんなものが絡み合って、大芝高原が元気になったり、栄えるのではないかなと思いますが、お願いします。

議 長（原 悟郎） 2番、3番、一緒に。

9 番（唐澤 由江） はい、お願いします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 屋外運動場、大芝公園、味工房の関連であります。

前々から御説明申し上げておりますけれども、今年度、国庫補助公園事業整備を受けるために、長寿命化計画を策定して、大芝公園全体を公金事業でやっていきたいという、こういうことで今計画づくりを始めたところであります。これが順調に行けば、来年からいろんな事業が実施できていくのかなというふうに思っております。

その中で、屋内運動場の改修、これは必要であります。やってまいります。事業ができて、それが認められればやっていきたいと思っております。まず、一番先に行きたいのは、50メートルプールの撤去と駐車場化、あわせて多くのお母さんたちから、大芝の遊具を充実してもらいたいというお声がありますので、それは早急に取り組んでいきたいなというふうに思っております。それから、この屋内運動場、テニスコート、園路、トイレ、いろいろやっていかなければならないことがありますので、国庫補助を受けながら実施できるように、今計画を策定しておりますので、そんな点はお願いいたします。

また、味工房で新鮮な野菜、産直、これはそのとおりだろうというふうに思います。ただ、今の味工房の施設というのは非常に狭いものですから、これをどういうふうにしていったらいいのか、これは本当は6次産業化の検討の中でも関連してまいりますので、そんな点で考えていかなければならないのかなと思っておりますけれども、当面は軽トラ市というのを始めましたので、この充実を力注いでまいります。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。

議 長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、明日12日の午前9時から一般質問を続けたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕
御苦労さまでした。

散会 午後 4時26分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

8 番 都 志 今朝一

2 番 久保村 義 輝

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞夫	農業委員会長	宮下勝美

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年6月12日 午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。

それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） おはようございます。議席番号8番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました4項目について、村長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1項目めの村防災計画の見直しについてお伺いいたします。

まず、1項目の南海トラフ防災推進707市町村指定による防災計画の見直しについてお伺いいたします。

政府は、3月28日、南海トラフ巨大地震対策の基本方針となる防災対策推進基本計画が示され、津波対策などを進め、最悪で30万人以上と想定される死者数を今後10年で8割減らす目標が明記され、全壊消失建物を半減させ、対策を強化する防災対策推進地域を設け、長野県の34市町村を含む29都府県の707市町村を指定し、政府が28日に指定した南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域で、長野県内では震度6弱以上の揺れが想定される。飯田、下伊那、上伊那、諏訪の南信全28市町村と木曾郡4町村、南佐久郡2村の計34市町村が対象となった。

減災目標は、2014年度にまとめる防災戦略に盛り込み、南海トラフ地震の基本計画は人的被害を減らすため、津波避難ビルの指定推進や木造住宅密集地の防火対策を重点的に掲げ、数値目標は全国の住宅耐震化率を2008年79%を15年に90%、20年には95%にし、住宅内の安全確保のため、全国の家具固定率13年度40%を65%に引き上げ、公立学校の耐震化15年度までに完成させ、国立・市立学校ではできるだけ早期の耐震化を目指し、体育館のつり天井などの非構造部材も脱落防止対策を講じるなど、耐震化を進め、電気ガス、水道設備の耐震化を図り、被災後に早期復旧できるように体制を充実させ、緊急地震速報の精度の向上を図り、また火災対策では、電気が原因の出火を防ぐために、揺れを感知し、電気を遮断する感震ブレイカーの普及を加速させ、特に危険性の高い木造住宅密集地で集中的に取り組み、避難場所や避難道路を整備し、建物の不燃化を進め、地震時に危険な密集市街地を20年度ま

でに解消を目指すなど、南海トラフ地震対策基本計画要旨に基づき、村でも平成26年度総務課管理防災係主要事業の中にも上げられ、南箕輪村地域防災計画の見直しも計画されております。

南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域指定による村防災計画の見直しについて、村として、どのような見直しになるかをお伺いし、計画の見直しの質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えを申し上げます。

南海トラフ防災推進の村防災計画の見直しの質問でございます。

国の中央防災会議では、今後発生が懸念される南海トラフ地震について、最新の科学的知見に基づく被害想定等を行い、対策の検討を行っております。

平成25年8月に公表されました被害想定では、南箕輪村では震度6弱が予想され、市町村別の被害想定は出ておりませんが、長野県で最大全壊棟数2,400棟、死者数約50人、負傷者数約2,000人と推計されているところであります。

また、昨年11月には、議員立法により、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正が行われ、12月に施行されております。この特別措置法第3条に基づき、3月28日には、村は、南海トラフ地震が発生した場合には、著しい地震災害が生ずる恐れがあるとされ、地震防災対策を推進する必要がある南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。また、特別措置法では、推進地域の指定があった場合には、市町村の防災会議は、地域防災計画に推進計画として南海トラフ地震防災対策を定めるように努めることとされております。

今、長野県では、これまで想定していなかった場所、規模の地震の発生や将来起こり得ると言われております南海トラフ巨大地震に備えることのできる実践的な新たな被害想定を検討しております。この被害想定は、想定される地震ごとに、また市町村ごとに被害が出される見込みで、平成26年度末に報告される予定となっております。したがって、村では、長野県の新たな地震被害想定を盛り込んだ長野県地域防災計画の動向を見ながら、地域防災計画を定めていきたいと考えております。また、県の防災計画は見直しをされておるところであります。それに基づきまして、村も防災計画の見直しを行っていく予定であります。

また、災害対策基本法の一部改正に伴う変更につきましては、随時改正してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

南海トラフ地震関係の見直しにつきましては、これからということで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 防災計画の見直しはこれからというようなことですが、1点だけ、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

村防災計画の見直しについては、村、区だけでなく、村内の企業との連携も必要と思われる。災害発生時の時刻がいつ発生するか特定されず、就業中のことも考えておかなければいけないと思われる。また、時間帯においては、帰宅が困難になることも考えられる。また、企業の現段階で独自で保有している防災の資材、機材及び食糧などの備蓄品の数量の確認など、つかんでおく必要もあると思われる。今回の見直しの折に、企業との連携も考える必要性があると思われる。村としての考えをお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災対策、防災対応につきましては、さまざまな対応が必要となってまいります。今御指摘のように、企業との連携というのも必要であろうと思っております。御指摘を重く受けとめて、今後の課題とさせていただきます。以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 村内には、旧耐震の建築物もかなり多く残されております。耐震工事もなかなか進んでおりません。また、人口の増加に従い、村の防災計画にもさまざまな課題や問題点も出てきていると思います。村民の命と財産を守る大切な計画です。細部にわたる見直しをお願いし、2件目の今年度の防災訓練での重点項目についてをお伺いいたします。

今年度、防災訓練が8月31日に予定されております。

昨年の訓練では、デジタル防災行政無線を使用した情報連絡などが重点項目の一つに置かれて行われました。一定の成果も出ていると思われる。また、初めての1泊訓練も2地区で実施されました。1泊訓練の開設では、初めての開設でもあり、区、自主防災会との連携と、避難所運営に対してのルールの作成と分担の明確化が必要とも思われます。また、各地区ともに取り組んでいる災害時住民支え合いマップの作成と作成済みの地区においては、内容の最新の確認などの取り組みなどに加えて、災害発生時、村から避難勧告の発令時に、最寄りの避難所への避難が1人では困難であったり、家族の介護だけでは避難できない方の登録、被災時要支援者の登録台帳の見直しも必要とも思われます。

防災訓練の詳細の打ち合わせは、7月に入ってからになると思いますが、以上で、2件目の今年度の防災の重点項目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今年度の防災訓練の重点項目につきましてであります。

本年度の防災訓練につきましては、7月開催の自主防災組織連絡協議会におきまして、その詳細を検討していく予定でございます。

基本的には、毎年の訓練、同じようになろうかと思っておりますけれども、昨年度に引き続き、1泊による避難所開設訓練の実施をしていきたいと考えております。各地区の自主防災会では、希望調査を行っております。昨年度実施しました北殿、北原

地区の2地区での反省を踏まえまして、本年の訓練をより実践的になるよう、実施地区と練り上げていきたいと考えております。希望があればということでもあります。

昨年度、2地区の1泊訓練、初めて実施をさせていただきました。さまざまな課題や反省等々が浮き彫りになってきたところでもあります。それを踏まえて、ことしも当初予算から器具等の整備、充実をするための予算もお認めいただいております。こうしたことをやってみないとわからない面がありますので、昨年度実施してよかったというふうに考えておるところでもあります。

村の総合防災訓練につきましては、デジタル無線を使っての情報連絡訓練、このことに重点を置いていきたいというふうに思っております。毎年、役員が交代するという地区もございますので、よりなれていただくことを基本にしながら、情報連絡訓練に重きを置いてまいりたいと考えておりますし、避難者カードの安否確認等につきましても実施していきたいというふうに思っております。記入をしていただく、これはなれていただくことが重要であります。こんなことにも重きを置いていければというふうに思います。この避難者カードにつきましては、村の災害対策本部において管理する被災者支援システムへの入力をしていく情報ともなっております。

災害対策基本法の改正に伴いまして、地域防災計画で指定することとなる指定緊急避難場所、これは一時的に避難する場所も決まりましたので、住民の方への周知を図るよう訓練を実施していきたいと考えております。

いろいろ申し上げましたけれども、自主防災組織の連絡協議会におきまして、訓練内容を検討いただき、各地区に即した訓練をしていただければというふうに思っております。

住民支え合いマップの御質問もいただきました。現在、8地区で完成しております。残る地区につきましても、取り組みの支援をしてまいりたいと考えておるところであります。

防災訓練につきましては、これは繰り返し実施していく、そのことによって住民の意識を高めていく、これが一番大切だろうというふうに思っております。いつも申し上げておりますけれども、まさに継続は力ということがありますけれども、繰り返し訓練することによって意識を高めていく、こういったことに重点を置いてまいりたいというふうに思います。簡単な訓練でも、繰り返し実施することによって、やはり防災というのは必要だなという、こういう意識が芽生えて、さらに広がっていくことを期待しております。

以上です。

議長(原 悟郎) 8番、都志今朝一議員。

8番(都志今朝一) ちょっと、関連質問をお願いします。

昨年度、地区の自主防災会で、栄村を視察しました。視察の折、担当職員が、被災日の宿直の職員であったために、生々しい現況の説明を受け、感銘を受けました。

訓練そのものも大切なことかと思いますが、このような経験のある人の講演会などの計画が村としてできるかどうかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 実際に被害を受けられた皆さんの生の声を聞くということも大切なことであり、そういった専門的な知識を持った方の講演を聞くということも大切なことでもあります。ことしの防災訓練で実施できるかどうかということは、これは大変ちょっと日程的な問題もあり、難しいというふうには思いますが、こういった講演会の機会というのは必要でありますので、またできれば、そんな機会もつくってまいりたいというふうに考えております。

昨年は、上伊那消防広域協議会で、「大規模災害に臨む心構え」と題しまして、陸上自衛隊の学校長の武内陸将による防災講演会が開催され、私も、議員の皆さんも聞いていただいたところであります。命の大切さ、地域の皆さんを守るためにどのように考え、備え、行動すべきかという、こんなお話、大変参考となったところであります。

したがって、これからも、村として、そういった講演会等の開催に努めてまいりたいと思っておりますので、ことし、開くことができるかどうかということは、ちょっと難しい状況にありますけれども、来年度以降、そういったことも計画をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 防災訓練も継続的に実施していくことが必要と思われま。毎年やっていると、マンネリ化にならないようにしていただき、いつ起きるかも、いつ起きてもおかしくない災害に向けて対処できる体制づくりをお願いし、3件目の防火水槽の入れかえについてをお伺いいたします。

現在、村全地区に設置されている数は103カ所であります。このうち、地下の埋設型の数が73基であります。耐震性貯水槽は現在5基を備えております。地区別では、湧水の少ない地区には、多くの地下埋設型が設置されております。北殿地区においては、防火水槽の設置数が15カ所であり、地下埋設の数が5基あり、水源は水道であります。ほかの10カ所の水源は、湧水と西天竜の用水を使用していて、渇水期には水量も少なくなり、一定の水量が確保されない場合もあります。

また、防火水槽の大きさにもばらつきがあり、有事には必要の水利が確保できない場合も考えられます。また、水源が湧水などのため、泥などの堆積物なども多く、泥上げなどの管理も大変であり、また冬の管理も大変であります。安全面においても、金網などの腐食も見られ、危険とも思われます。

村の規則で、消防機器、器具などの整備事業分担金徴収規則の第2条で、分担金の金額が定められております。防火水槽については、地元の負担金が事業費の15%に相当する額と定められており、各区の予算も厳しく、入れかえも進まないと思

われます。

村として、今後の取り組みはどうであるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防火水槽の入れかえの御質問であります。

御指摘のように、防火水槽につきましては、地区要望として上げていただき、村で設置をしてきたおります。数につきましては、議員が申されたとおりであり、103基のうち、73基がふたがあるというもので、30基がまだそういった防火水槽になっていないところであります。

議員、御指摘がありましたけれども、設置につきましては、地元負担金が15%というふうに決められております。この辺が一番課題であるのかなというふうに思います。

今、防火水槽を設置する場合につきましては、耐震性の防火水槽に変更していく必要がありますので、その整備、1基600万円以上かかるところであります。そうしますと、地元負担が90万円というような多額な額になりますので、この辺に問題があるというところは認識しておるところであります。

この防火水槽の国庫補助につきましては、2基以上になりますと基準額の50%の国庫補助が受けられるということですので、村といたしましては、できるだけ2基にまとめて国庫補助を受けるような、そんなことで整備を進めておるところでございます。地区からの要望を踏まえまして、また3カ年実施計画の中で調整し、計画的に整備をしてまいります。

今、御指摘のありましたように、なかなか進まないのは、この15%の地区負担という、これは非常に大きなものがあるわけでありまして。この辺は、将来にわたっての私自身は検討課題かなというふうに思っております。防火水槽にしろ、消防屯所にしろ、地元負担があるわけでありまして。消防ポンプにつきましては、ポンプ車以外は全部村が設置するというようになっております。この辺をどうするかということは、また検討していきたいというふうに思っております。

これは、何年も前からそんな要望といたしますか、議会の議論もあつたところでありまして。そういったことを踏まえまして、また検討していくことでもあります。ただ、いつ切りかえるかということは、これは一番難しいところでもあります。一定の整備が済んだところでやらないと、地区によって不公平が出てしまうというような状況もありますので、その見きわめというのは、仮に実施する場合、大変重要になってくるのではないかなというふうに考えておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 火災の折には、消火栓に並び必要な設備です。多くの水槽の入れかえができることをお願し、4件目の防災無線の難聴地区の改善につい

てお伺いいたします。

これについての質問は3回目になると思います。平成25年12月定例会の一般質問のその後の経過、村から報告のあったものの中に今回と同様の質問を行いました。総務課よりの対応で、「3月までに電波の基礎調査が終了する。その結果により対応、検討する。」との報告があります。

調査の結果と、その後の対応はどうであるかをお伺いし、4件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災無線の難聴地域の改善であります。

防災無線につきましては、屋外子局、これは風向きや天候によってかなり違ってきます。この辺の微調整というのは毎年やっておるところであります。問題は、戸別受信機が受信しにくい地域があるということでありまして。これは、沢尻地区を中心としながら、低い土地、受信をしにくいということでありまして。

当初の計画では、ことしの2月から3月にかけて調査を実施する予定でございましたけれども、大雪のために順延をしております。4月末に、実際に運用できそうな周波数帯で試験電波を流して、受信状況の調査を開始したところでありまして。まだ結果がまとまっておりませんので、この調査の結果を精査した上で検討してまいりたいと思っております。再送信子局の増設等が最良な方法であるのかどうか、この辺を見きわめながら予算化をしてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。調査は、今まだ継続中ということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 調査をなるべく早くしていただきたいと思っております。

防災関係の対応については、どれをとっても重要な課題が多いと思われまして。計画性を持って進めてもらいたいと思っております。

続いて、2項目めの道路の新規認定についてお伺いいたします。

昨年度、総務経済常任委員会で、村道認定の現場を確認しました。宅地造成には、建物が建築され、擁壁も設置され、道路は隅切りもされておりました。この隅切り部分に電柱が設置されており、せっかくの隅切り部分の意味がないように思われます。

建築基準法施行令、道に関する基準の中にも、「角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分道を道に含み、隅を切り、設けたものであること」とうたわれております。

道路部に構造物があることが疑問に感じており、事前のうち打ち合わせ、また図面審査などでのチェックが必要とも思われるが、今後の対応についてをお伺いし、2項目めの村道認定についての質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

す。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、村道認定についてお答えをしていきたいと思ひます。

まず、今、都志議員からもありましたが、村道認定に当たりましては、総務経済常任委員会でも現地調査をしていただきまして、その意見をもとに、議会の議決で村道認定をしているところでもあります。その認定の採択基準につきましては、現在、道路の有効幅員でいきますと4メートル以上、縦断勾配では12%以下というような状態で、あと、階段状でないという道路についての認定としております。また、位置指定道路につきましても、擁壁、安全施設、境界等で、道路がしっかりできていることということをお条件にしております。また、認定に当たりましては、道路敷地については無償で村へ所有権移転をしていただけることと、あと、その敷地について、抵当権等、他の権利がついていないこと、そういった基準で行っております。

今、質問のあったように、今回、道路の隅切り上にたまたま電柱が入っていたと、この状態をどう判断するかということになりますけれども、見ていただいたとおり、既に周囲の宅地開発が進んでおりまして、たまたま隅切りのある宅地にはもう既に住宅が建っておりまして、なおかつ、そこには電柱がもう入れられない状態で、やむなく隅切りのところに入っていたという状態でありました。本来ですと、隅切りの意味を、用をなさないという部分もありますが、実際、道路幅員、それからその他の道路の状況から見て、その隅切りがなければ、車が旋回で回れないという状況ではないという判断のもとに、やむなくということで、委員会に諮ったところでございます。

以上のように、一応の認定基準をもとにいたしまして、事務局サイドで事前に審査を行い、なおかつその結果をもちまして委員会に諮ってまいりますので、その段階でまた御意見等いただければ、今後に生かしていきたいと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 事前の打ち合わせとか、そういう図面でチェックするとか、そういうことは事前にできるわけですか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 事前の打ち合わせですけれども、当初からの打ち合わせということはちょっとできない状況です。実際に道路の築造とその後の村道認定という話が持ち上がってからの申請になりますので、その状態で既に電柱が入っていたりとか、住宅がもう建っていて、もう電柱とか消火栓等が設置できずに、やむなく道路敷に設置せざるを得ない状況とか、そういう状況での審査という場合もあります。ですので、事前に全てがチェックできる状態ではないですけれども、申

請の上がった状態でのチェックということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 一度、構造物が完成すると、移動並びに解体などは難しくなります。事前のチェックが欠かせません。疑問なく認定ができることをお願いし、3項目めの職員の資格取得についてお伺いいたします。

昨年度は、職員2名が、国家試験である社会福祉士の試験に合格しました。1年間の勉強には、役場の職務をこなしながらの挑戦であり、大変な努力の結果だと思っております。職務を行う上では、幾つもの資格が必要な部署もあるように思われます。採用試験が事務職での採用でもあり、畑の違いもあると思われます。現場での対応でも、現場の代理人は有資格者であり、検査する側が無資格ではと疑問に感じております。人数の制限もあり、部署の異動もあると思っております。多くの職員が、より多くの知識を供用することも大切とも思われます。資格取得には、日数も経費もかかります。

では、お伺いいたしますが、今後、村の職員の資格取得の件について、どのような考えをお持ちかお伺いし、3項目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員の資格取得の御質問でございます。

職員はさまざまな仕事をしていかなければなりませんし、本村の場合には事務職ということで、本当の専門職を除きまして、事務職ということで対応しておるところであります。専門職につきましては、保健師だとか、栄養士だとか、あるいは健康運動士だとか、保育士だとか、そんな皆さんが事務職以外で採用しておるところであります。したがって、庁内の一般的な職につきましては、事務職採用ということで行っておるところであります。

これにつきましては、本村のような規模で、そういった今御指摘のような専門職をとっていくということは難しいことでもありますので、できる限り職員が資格をとっていただくということは大切なことでもあります。したがって、昨年度は、福祉関係の資格を2人の職員にとっていただいたと、本当に難関を突破しての資格取得になったところでもあります。合格率も非常に低いという中で、職員に努力していただきました。

事業といいますか、建設現場における資格であります。国家試験である土木施工管理技士、現場の主任技術者や管理技術者への適切な指示や指導ができる資格となっております。しかし、試験資格にも、大学等の指定学科卒業生でも、実務経験が3年以上というような資格であり、本当に難しい状況となっております。このような面を考えまして、専門的な知識を必要とする工事などは、土木技術職員のいる上伊那広域連合土木振興課へお願いしながら、工事を行ってきておるところでございます。

ます。また、昨年度からは、1級土木施工管理技術資格を持ち、平成24年度で上伊那広域連合土木振興課を退職した職員にお願いして、現在、再雇用的な雇用で本村に来てもらっているところでございます。さまざまな事業につきまして、建設水道課の職員に指導をしていただいておりますし、他の課の職員につきましても、いろんな現場がある場合は相談をさせていただいております。

したがって、土木関係の専門職、資格というのは、非常に難しい問題がありますので、それは困難であるというふうに思っております。ただ、いろんな資格に挑戦をしていただくことは十分可能でありますので、そんな意欲がある職員がいれば、また村でも研修機会はつくっていききたいというふうに思っております。

上伊那広域連合でも、土木振興課のあり方につきまして検討がなされました。特に町村では、職員の異動や事務の多様化により、高度な応用技術者を有した技術者を抱えることは組織的に難しく、土木振興課の継続が欠かせないとの結論となったところであります。広域的にこういった問題は対応していくことが私は望ましいというふうに思っておりますので、幸い土木振興課の継続ということになりましたので、そちらの方面で対応していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 資格取得には難しい問題もあると思います。否定ではなく、機会などがあれば、挑戦の気持ちを大事にさせていただきたいと思います。

続いて、4項目めの通学路の維持管理についての質問といたします。

ことして3年目になるグリーンベルトの工事の延長距離も長くなり、人家の少ない場所にも引かれております。また、畑、水田などの耕作者がいれば、土手の草刈りなどの折、グリーンベルト側に伸びた草などの処理もしていただいております。耕作者、地権者などの方には、共助でのお手をお借りしております。大変にありがたいことでもあります。また、一部では、地権者がわからない場所も点在しているところもあります。区の役員の方、近所の方々なども、1回程度の草刈りの手伝いはしていただいている現状もあります。また、場所によっては、土手ののり面の場所もあり、年寄りには手が出せない場所もあります。通学路、交通安全対策工事費の計上も盛り込まれております。今後もグリーンベルトの延長距離も伸びていくことと思われま。

では、お伺いいたしますが、今後、通学道路及びグリーンベルト沿いの草刈りなどの維持管理についてのお考えをお伺いいたします。4項目めの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） グリーンベルトを中心としながら、道路の草刈り等の維持管理の御質問でございます。

グリーンベルトを含めまして、村の道路延長というのは285キロあります。これ

を全て村が管理するという事は不可能でありますし、今までも区や自先の地権者の皆さんにお願いをしてきておるところであります。これからも、基本的には地元で、あるいは地権者の皆さんの御協力をいただきたいというふうに思っておるところであります。まさに、共助の部分でこういうことをやっていただければ、ありがたいというふうに思います。

村内にも、道路に関するいろんな団体ができてまいりました。神子柴区では、きれいなアクセス道路にしよう会、神子柴花の会、さらには田畑区のはるほ会等々、環境美化の道路関係の美化に取り組んでいただいております。各地区にこういった団体ができていただければ、本当にありがたいわけでありまして、そういったきっかけ支援といいますか、そんなこともしてまいりたいというふうに思っております。

基本的にはそういうことではありますけれども、今御指摘のありました道路ののり面等の危険な場所、あるいは地権者がわからないような、緊急的な場合には村へ相談いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 子供たちが安心、安全で通学ができ、生き生きとした子供たちが育つ村づくりをしていただくことをお願いし、以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

続いて、最終になりましたけれども、2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2番、久保村義輝です。

二つの項目について質問をいたします。

本日は農業委員長さんにも出席をいただきましたが、よろしくお願いたします。

まず、1番です。農業委員会に関する問題ということでお願いたします。

政府の規制改革会議の中の農業ワーキンググループが取りまとめをした農業改革に関する意見が出されております。この中で、農業委員会制度の見直しや農協組織の解体、さらに企業の農地所有に道を開く、このような乱暴な提案がされております。農業委員会の公選制廃止をする、あるいは都道府県農業会議と全国農業会議所制度を廃止する、このような提案もされておまして、地域の農業現場に深刻な影響を与える事案だと考えるわけでありまして、なぜ、このような提案がされたかという疑問が生ずるわけでありまして。

そこで、まず（1）として、行政委員会としての農業委員会、この事務局を村が務めているわけでありまして。この村の事務局に対して、この村内地域から農業委員会制度やその機能について、問題点や改変要求が出されているのかどうか、このことについて村長からお聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えいたします。

農業改革についての御質問であります。

御指摘のとおり、5月14日に、規制改革会議、農業ワーキンググループから、農業改革に関する意見書が提出されました。この意見では、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人の見直し、農業協同組合の見直しが提言されております。

最近の新聞では、農業協同組合の見直し、JA中央会につきましては廃止というようなことになっておりましたけれども、存続の可能性のような記事が出されております。詳細につきましては、まだ不透明なところがあるわけであります。

農業委員会制度の見直しについては、選挙選任方法の見直し、農地利用推進員の新設、都道府県農業会議、全国農業会議所制度の廃止、行政庁への建議等の業務の見直しなどが上げられておるところであります。

今、御質問にありましたことではありますけれども、地域から村に対して、農業委員会制度についての問題点や改変要望は出されているのかということではありますけれども、全く出されておられません。

農業委員会の職務というのは、市町村長から独立した行政委員会として公平中立に事務を実施することになっており、村の農業委員会でも、農地法に基づき、地域の農業の状況に精通した立場で、公正中立に任務にあたっているものと理解しておるところであります。遊休農地も年々減少してきており、農業委員の皆さんの努力のたまものだと思っております。

農業委員会制度につきましては、現状のままでも問題はないと私自身は思っております。村の農業委員会でも、引き続き、農地法に基づく農地の売買、貸借の許可、権限移譲による農地転用の許可、遊休農地の調査、指導などの農地に関する業務を進めていくことが法律に基づいた任務であると認識しているところでございます。

そういった意見というのは、村には届いていないということではありますし、最近、きのうの質問にもありましたけれども、教育委員会の改革、改変といいますか、そんなことも出されておられ、まさに行政を取り巻く状況というのは、本当にめまぐるしくなっておりますし、この農業の改革、あるいは教育委員会の改革を見ましても、市町村長に権限がかなり移ってくるような状況もあるのかなというふうに思っておりますので、したがって、首長としての責任というのは大きくなりますけれども、本当に公平性や公正性が保てるのかどうかという、この辺につきましては私もきのうも申し上げましたけれども、心配があるというふうに感じておるところであります。したがって、行政委員会というのはなぜできたのか、その辺も振り返っていきながら、本当に地域にとってどうなのかという、こういった改革が進むことを願っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） ただいまの質問については、役場が窓口になって、村民から見ると、役場の事務というふうに農業委員会事務、受け付け等は見られるわけでありまして、先ほど村長にお聞きしたわけでありまして。

中身としては、それは農業委員会の事務局ということで、独立はしているというふうになりますが、村民から見ますと、役場に取り込んだというような、私のところの農地の問題等で、村役場という指名でどうなっているという相談も来ますので、お聞きしたわけでありまして。当然、事務局には、相談だとか、こういうことをしたいがという、いろいろな相談事があってしかるべきですし、その中での少し理解不足で、お互いにもめごととなるような、そんな苦情も寄せられる部分はあるんだと思いますが、この制度そのものが悪いぞというような声は、今村長が言うにもないと。一つ一つの土地をめぐっての売り手、買い手とのことでのいろいろ御疑義はあるだろうと、そういうような相談はあるんだろうと思いますが。

今までの言ったことは、全て村というよりも、今後は農業委員会事務局ということで、農業委員会に関することというふうに扱ってよろしいかどうか、その点だけお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業委員会というのは、御承知のとおり、庁から独立した行政機関となっておりますので、農業委員会本来の仕事というふうに考えております。ただ、本村のような規模でありますと、当然、職員も産業課農政の職員が兼務というような状況であります。一緒にやっているというふうに村民にはそういうふうに見えるかもしれませんが、それは仕方のないというふうに思っておりますし、本村のような規模でいきますと、意思疎通というのは図られておりますので、農業委員会に関する重要なことにつきましても、私のほうへも報告あります。お互いに協力しながら、いろんな問題に対応していくことは必要であるというふうに思っておりますし、今後もそういったことで運営をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） それでは、村に対してはそういう問題点の指摘はないということで、一応終わります。

（2）であります。農業委員会の職務執行について、苦情や意見としてどのような問題が提起されているのか、いろいろの事情があるかと思いますが、答えられる範囲で結構ですが、そのような事情があるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

宮下農業委員長。

農業委員長（宮下 勝美） 農業委員長の宮下です。

2番の久保村義輝議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほども村長が言われましたように、一応、農業委員会としましては、事務局をお願いしまして、農業委員会活動に邁進しているのであります。

今言われましたように、職務執行中、苦情、意見等につきまして問題はあるかということでございますけれども、細かいことはまた話しますけれども、各地区で問題があったものは、各地区の委員さんが解決できるものはするということでありまして、事情によっては農地をまたぐというような形の中で、ブロック制みたいなことを引いて、解決をしております。

村の農業委員会は、選任が10名、選出4名、推薦2名ということで、16名の構成で行っております。毎月、農業委員会総会ということで、月初めに開催をいたしまして、農地法に基づいて農地の売買、貸借の許可・不許可を決定しております。本来なら、県知事が許可・不許可をするべく書類を上げるわけでございますけれども、村の農業委員会は県から権限移譲されておりますので、村の農業委員長の権限で許可・不許可を決定しております。また、遊休農地の調査や耕作者の所有者の意見確認を行っております。遊休農地の解消に取り組んでいるなど、農地法の規定に基づいて農地の耕作者を守る立場で任務を行っております。

現在のところ、農業委員会の職務執行については、特別な苦情や意見は持ち込まれておりません。南箕輪村は、他の市町村と比べますと、農地の転用件数が非常に多いわけですが、農地の基準に照らし合わせて、農地法の規定により審議を行い、許可・不許可を決定しております。

また、転用の内容では、昨年度の後半からは、太陽光発電の設置が大幅に出されてきております。農地の区分、転用可能な農地につきましては、今の情勢でございますので、許可判断を行っております。しかし、ことしの4月に、神奈川県から、大芝の第一種農地、約2ヘクタールの大規模な営農型太陽光発電の設置の申し出がございました。しかし、営農型太陽光発電というものは、あくまで買電が基本ではございません。農業が主体であり、営農を継続できることが大前提ということで、国からも指示されております。そのため、農業委員会の総会では、営農計画を中心に慎重に審議をした結果、国の通達どおりの営農継続が困難であるという判断で、不許可といたしました。しかし、業者は再度申請する意向があるということでございますので、今後も慎重に審議をして判断していかなくてはならないと思っております。

このように、今までの住宅建築を主体とした転用が多かったわけでございますけれども、農地転用の申請がさまざまなものが出てきております。今後も、農地を守るために、農地法の規定により慎重に審議をするとともに、遊休農地の解消を図って、農業委員会の業務執行をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 私も、かつて農業振興地域の会議、協議会に参加し、農業委員会が各地域で出てくる事案について、非常に真剣に討議をしているということをもっと感じているわけでありまして。農地を持っているけれども、農業がもう続けられない老夫婦、どうするかというような生活の問題から、農業をさらに発展させるために、土地を集約するのにどうするかというような、幅広い論議がされている中で、御苦労されていると思っております。この地域、地域から選ばれた農業委員さんが、本当に真剣に地域農業を守る立場から論議をされている。このことは非常に大事だと私も思っております。そのような観点から、（3）に参ります。

現在の農業委員会制度の中で、国からはいろいろと新しい改革という提案がされているわけでありまして、今、村長も言われたように、現状の中でいいのではないかというふうに答えもありました。私も、今の農業委員会制度は、現状の中でさらにいろいろと問題があり、改革すべき点があるならば、まさに関係者が協議をして、よりよいものにしていく、そのことが大事だと思うわけでありまして。

その点で、今まで特に苦情というものは出されていないという答弁でしたが、実際、農業委員会を運営している中で、今の制度で問題点がある、改革すべきだなと、もし考えるような部分があるのかどうか。この点と、農業改革に関する意見と出されたものに対して、農業委員会としての考え方がありましたらお答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 宮下農業委員長。

農業委員長（宮下 勝美） （3）につきまして、改革の必要性があるかという部分でございますけれども、村の農業委員会は、農地法に基づいて農地の売買、貸借の許可、権限移譲により農地転用を許可、遊休農地の調査、農地所有者の意向調査などを行っております。5月14日に出された改革会議の農業ワーキンググループから出されたおります改革に関する意見については、今の農業政策の上で大転換をするチャンスだという考えのもとで、非連続な農業改革を断行するような発言であります。

その一つが、農業委員会制度の見直しとなっております。その内容は、選挙選任方法の見直し、農地利用推進委員の新設、都道府県の農業会議、全国にあります農業会議所制度の廃止、また農政行政庁への建議等の業務の見直しが上げられております。

農業委員会におきましては、委員の選任がありますが、選挙制度を廃止するとともに、農協だとか、農地改良農業共済団体等の推薦も廃止、全員を市町村が選任するというような形の中で出てきております。

また、委員の数も、5名から10名程度という規模を提示されております。村の農業委員会は、現在16名の体制となっております。16名がそれぞれ各地区を中心として分担し、農地の異動、転用について案件を担当しております。農政、農振部会と2部

門に分かれまして、その内容等により、必要に応じ会議等を開いて、処理をしております。しかし、提案されている5名から10名ということになれば、1人当たりの担当区域が広まり、委員の負担が今以上に大きくなると考えております。また、今回の営農型太陽光の問題のように重要案件について、少数の審議では妥当な判断ができるとは疑問でございます。

このほか、都道府県の農業会議、県、国の農業会議所廃止が出されておりますが、特に、今回の農業型太陽光発電の問題につきましては、南箕輪村だけで解決できる問題ではございません。そのため、今回は、県の農業会議が一番親身になって対応してくれまして、的確な判断ができたのではないかと思います。まず、その判断が、全国的な前例となるような重大な問題であるということで、農業委員会は一致して勉強も行いましたし、県との話もしっかり事務局を通しやってきております。そういうことで、農業委員会の判断だけでない、これを判断させるということは荷が重過ぎるということで、各農業委員会の情報を共有して、ともに考えていく必要があるということでありますので、このような場合、農業委員会の上部機関である農業会議等、役割が重大であると、ここでつくづく感じたわけでございます。

また、行政庁への建議の廃止等が出されておりますが、農家の立場に立った意見、要望を的確に強く農政に反映させるには、やっぱり農業委員会の重要な責務だと考えております。

このようなことから、現在の農業委員会制度を守っていくことが必要であり、改革をすべきでないと考えておりますのでお願いします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） ただいまの質疑を通して、この規制改革会議の意見、提言というものは非常に乱暴だというふうに私は思います。特に、この新聞紙上でも、農業委員の公選制を廃止して、首長の任命制にするというようなことが出されておりますが、地域、地域の事情を知る、現実に現場を知っている皆さんから選出をされた委員が一堂に会して村内の論議をすると、このことは非常に大事だと思います。これを選任制にして、その選任する者の意向に沿った者が選ばれた場合、農地転用等についても、開発を大いにしようという人が出れば、どんどんと、本来ならば農地法上無理ですよというものも通ってしまう、非常に偏った運用がされるのではないかと、こういう危惧が示されております。今の政府のやるように、長の思うように人選をして何でも決めていくというようなことがあっては全くならないというふうに思うわけでありまして。こういう点については、今まで、農業委員会がしっかりとした基準で審査をしてきた、このことを今後もきちんとされるように、農業委員会としても、その意を大いに国に伝えて、頑張ってくださいたい、こんなふうに考えるわけでありまして。

その点について、一言お願いいたします。

議長（原 悟郎） 宮下農業委員長。

農業委員長（宮下 勝美） 今、大変ありがたいお言葉でございますが、そういうことで、農業委員会としても、責任を持った仕事をしていると自覚して、毎月行っている総会も本当に力を入れてやっているということで、村の農業をいかにどうするかということを実際に親身になって、ここまでやるかというぐらい真剣にやっておりますので、村の皆さんにも、その農業を守るという意気込みを農業委員さんにも向けていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） どうも大変ありがとうございました。

1番を終わります。

次に、2番で、これは除雪体制の問題であります。

県が除雪体制の強化に取り組むということを発表したわけでありまして。これは、2月の大雪のときに、県内各地及び県外との接続地点、特に山梨方面ですが、この道路網が長期にわたって通行不能となったと。この情報が私たちにも入らなかったんです、当初。山梨境のほうに、車が数百台も雪の中に埋まっているというようなことは、私も全く想像しませんでした。中央道が不通だと、これは2日かそこらで解除になるだろうと、除雪をするんだろうというふうに思っていたところが、報道すらあの地点に入らなかったということで、こちらでは一生懸命雪かきをして、おおよそもう片づいたなというところになって、だんだん向こうの情報が入ってきたということで、いや、本当に報道すらされないような事態になったなと思うわけでありまして。これが、また県にとっても、まさかということで、情報がかめなかったということから対応がなくて、主要な幹線が完全にマヒをしたという、今までになかったことというふうに言われています。

このような状況の中で、県ももっと全体の情報を早くつかむ必要があるということで、体制強化ということを表明されたというふうに思います。

村内については、この各地域、区との連携で、この村内についての除雪はきめ細かくされているわけでありまして、県と連携して、県道、国道の除雪、さらに前にお聞きしたときは、歩道は国道はしないんだというような返答だったという話も聞いておりますが、やはり道路というものは、全体が通じて初めて機能を発揮するわけですから、そんな点を充実させるべきだというふうに考えるわけでありまして。

そこで、（1）として、これまで県や市町村としての除雪体制の協議というものはあったのかどうか。それで、これは各市町村がそれぞれ除雪路線を決めてやってくるわけでありまして、実際には県道、国道とのつながり、全体がうまくつながってこそ機能発揮ができるという観点から見ると、やはり県と市町村との全体協議も必要ではないかと思うわけでありまして、このような点で、今までもそういうような連携協議があったのかどうか、また今後どうなのか、その点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪体制、除雪関連の御質問であります。

ことしの2月は、本当に記録的な大雪となりまして、村も苦勞をしたところでありまして、おかげさまで村の状況につきましては、まっくん除雪隊等結成をして、かなり有効に機能がされたというふうに私自身は思っております。記録的な大雪にもかかわらず、苦情がほとんどなかったという、この状況を見ても、そこそこ機能していただけたんじゃないかというふうに考えております。

国・県道の部分であります。国道、県道につきましては、本村の地域は全部県管理ということになっております。

除雪の協議はどうかということでもありますけれども、記録的な大雪前の状況であります。昨年までは、伊那建設事務所での除雪会議というのは、冬に入る前の11月に市町村、警察機関、除雪業者による国・県道の除雪体制の会議が1回だけありました。これは、ずっと1回ということやってきておりました。

昨年度の豪雪によりまして、3月に管内市町村、警察、除雪業者による上伊那管内の除雪にかかわる意見交換会が開催されました。4月には、豪雪災害事故検証会議が、上伊那の関係市町村の災害担当、道路管理者、警察関係者、中央事務所地域政策担当、国・県道の道路管理者により、2月の豪雪災害の検証が行われました。例年にない取り組みがなされております。ことしの5月15日に、信濃毎日新聞でも報道されているように、県ではこの検証会議を踏まえて、事後検証チームを組織し、三つの部会で検証し、出された反省事項の改善策といたしまして、国、県道と市町村道の管理者が相互に乗り入れて除雪を行う、除雪業者が機材を融通し合うなどの方法により、除雪効率を高める。そんなこと、あるいは除雪連絡体制の強化を図ること、それから大雪時の一般道路の混雑を避けるために、高速道路の全面通行どめを回避するよう、高速道路会社へ要望することなどを検討し、6月中に改善策をまとめるとしておりますので、今後、上伊那中央事務所より、除雪連絡会議等の開催があるというふうに思っております。検討事項の詳細は不明であります。ことしの冬から施行するものも含まれているようですので、県等と協力して、効率的な効果が上がる除雪が実現できるように努めていきたいというふうに考えております。

本当に、ことしの記録的な大雪につきましては、情報が遅かったという、この情報体制をどう確立していくか、情報を共有するということが非常に大切であるというふうに感じたところでありますし、私自身も、中央道や中央線あずさがあれだけ動かなくなったという、このことは想像もしなかったわけでもありますし、情報がわかるにつれ、除雪車が脱線をしていたとか、いろんな情報が出てきたところがございます。やはり、情報というのは、いち早く伝える必要があると感じたところでありますし、高速道路の全面通行どめの回避ということ、これは私は大切だというふうに思っております。昔よりも今、高速道路は厳しくなっております。雪が少し積もれば、もう通行どめにしてしまうという、これは本当に何とか会議をして

いただきたいなという思いが強いところでもあります。これは、多くの方から出されておるところでもあります。そこら辺も要望するというようになっておりますので、その結果を見守りたいというふうに思いますし、これからの会議等も持たれると思いますので、そんな要望もしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 高速道路、通行をしながら、除雪もしている体制がありますが、本当に大雪のときに、半日はとめて全面除雪をするというようなことは、逆に効率性からあってもいいんだと思いますが、山梨から来る主要県道、国道が、車が次から次に埋まってしまうような、ああいう事態を防ぐためにも、早く通行止めにして除雪をするんだとか、もう少し、そういう車が中に入らないうちに除雪体制をとるというふうにしないと、全部が埋まり込んだものを出すということは大変なことなんで、あれは本当に私たちから考えると、あんなばかなことがあるのかと思うんですが、現実にああいう県境のほうのことが、よく今まではそういうことはなかったということから起こったというふうに思うんですが、そういう点で言えば、通れないところには車を入れないということを早くしないと大変なことになるんだと思うんです。そこら辺、機動性を持った活動ができるようなことを提言もしていただきたいと思います。

それと、要らぬおせっかいと言われるかもしれないんですが、大型農道、大萱からゴルフ場まで行く500メートルか600メートルぐらいが伊那市の管轄なんですけど、村はずっと南原だから大芝のほうまで除雪していきますね。ああいうところは、どうせ除雪車が通るから、伊那市が少し委託、南箕輪に頼むよというような話でもできれば、全線がばっと除雪できるんですが、あそこだけはしないというようなことが起こるんで、そういう協調したところも今後必要ではないかと思うので、そんな点もお含みいただきたいと思います。

今後、県とも大いに連携をとっていくということだというふうに思いますので、成果を期待したいと思います。

それで、（2）に参ります。

村内県道の狭い部分、これは実際に大泉の地点ということがいつも私は気になっておりますが、春日道から西の部分が非常に狭いところがありますが、まずは雪を寄せるということが、車一車線でも通れるようにすることが大事だと思うんですが、これが凍結をして、ずっと長く存在すると、避け合いもできないというようなことが起こるわけでありまして、実際に村民の使う道でありますので、こういう点については県に対しても、当初は除雪、横に寄せるということがまず第一ですが、これは排雪をすると、雪をそっくりダンプに乗せて出しちゃうというようなことで、通行幅をふだんならばあれは車、普通車が避け合いできる道路になっているわけですので、そういうような点、村内にある県道、国道についての意見も大いに提言を

して、村民の生活の安全に尽くしてほしいと、こんな点で、そういう点を村からも提言すべきではないかと思うんですが、このようところがほかにもあれば、総合的な意味で、県にもう提起をしていく必要があると思うんですが、その点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 県道の除雪であります。

まず、一時的にはやはり除雪、端に寄せるといふ、車をまず通れるようにするといふ、このことが一時的には必要であります。さらに、通行幅が確保できないという部分があれば、排雪作業は今までも依頼をして、実施をしていただいておりますので、引き続き、そういった状況確認しながらお願いはしてまいりますので、今までもしておりますし、実際、県でも排雪作業をしていただいております。どうも手が回らないときは、県道であっても、やはり村民生活を守るという立場から、村も何らかの対応をしていかざるを得ないというふうに私自身は思っておりますので、両方の対応でやっていければというふうに思います。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） それでは、充実をするようにお願いしたいと思っております。

（3）であります。

国道・県道の歩道除雪、以前にも提起をしたんですが、そこまでは手が回らないので、国道については、歩道の除雪は地元でというようなことだという話をちょっとお聞きしているわけでありまして。しかし、あくまで村道は村道として村の責任、国道・県道は県が預かっているならば県の責任ということで、どこがやるかという前に、ここをどうしたらいいかということについて考えるのは、その管理者の責任だと思うんです。現実的には、地元をお願いするということがあってもいいんですが、やらないというだけで通すというのは余りにもちょっと不遜ではないかと思うんです。ですから、実際に、国道や県道といえども、村民がそこを使うわけでありまして。そして、まずは、車道を通れるようにすると、第一義でやっているわけでありまして。これは、これでまず大事だと思うんです、産業の一番の動脈ということでもありますから。ただ、その次には、住民の生活をやはり安全にしていこうといふことでは、歩道はどうしても除雪をしなければならぬと考えるわけでありまして。

一つは、春日街道の広い歩道が除雪できない、これも村として委託するというわけにはいかない地域におろしてないんだと思うんですが、実際には、あそこは本当に人が歩いた跡がぼつんぼつんとあっただけ、あとは一切通れないというようなことで、ずっと経過をしました。そんな点を見ますと、広い歩道を確保してありますから、やはりあれば除雪機で、歩行用の除雪機で歩けば通れるようになるんです。ですから、そこら辺も含めて、国や県の道路といえども、地元のその点をお願いするということでは委託されるならば、それも一つの方法ですが、管理者が全く関知しないというようなことがあってはならないと思うわけでありまして。そういう点で、

それぞれの道路管理者が除雪について責任を負うんだという意識づけをやっぱり村からぜひ提言してほしいと思うんです。春日道の歩道も通れなければ、本当に宝の持ち腐れ。しかも、底が通れなければ、今度は車道を歩くというようなことが起きるわけですから、やはり歩道は歩道として、きちんと通れるように、事故防止のためにも全ての道路に心配りがされるようなことが必要だと思うんです。

その点について、そういう点を県に要望していく必要がありはしないかと思うわけですが、この点についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 歩道の除雪につきましては、久保村議員からも何回か御質問いただいております。

歩道の除雪につきましても、必要性はあるというふうに思っております。したがって、要望はしております。要望はしておりますけれども、手が回らないというのが現実であります。心配りが必要ではないかというようなお話がありました。やはり、道路管理者としての心配り、これは必要であるというふうに思っておりますし、できなければ村で何とかならないかとか、そんな協議も必要かなというふうには思っております。その辺を含めて、また県とも話をさせていただきますけれども、一義的にはやはり管理者の県がやっていただく、これが必要であるというふうに思います。しかし、手が回らない、このことはそのとおりでしようというふうに私自身も感じておるところであります。その辺を含めて、どういう体制がいいのか、また県と話はさせていただきます。

村でも、ことしは記録的な大雪というようなこともありましたので、除雪機も用意いたしまして、春日街道の一部を除雪いたしました。ただ、あれだけ降ると、今、村で持っている除雪機ではどうにもならないという状況も感じたところであります。上へ飛ばす除雪機でない、それはちょっと無理かなということでもあります。したがって、次からは、そういった除雪機も、ことしも買いましたけれども、冬になる前に、そういった除雪機も必要であるという認識といたしますか、そんなことを持ちましたんで、そういったものも用意をしたいというふうに思いますし、今年度につきましては、ことしの2月の豪雪につきましては、職員も総出で153の歩道や春日街道の歩道をかいたところであります。除雪をいたしました。しかし、それはしれておりますと言いますか、全てをとというわけにはまいりませんので、地域、地域で御協力をいただく、このことも必要かなというふうに思います。

地域でも御協力をいただきまして、そんなことで歩道につきましても県にお願いはどうか、そういう要望はしていきますし、村も協力できるところは協力をしながら、村民生活に支障のないようにしていくことが第一でありますので、そんな対応はしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） はっきり言って、県が全てをやるというのは無理だと私も思うんです。だから、逆に言えば、その地域、地域の市町村に、この点は頼むと。先ほども言われた、ある程度大きな能力のある除雪機を使えば、50センチ、60センチの雪でも飛ぶんです。普通だったら、20センチぐらいしか対応できない小型を使っているわけですから、やはり大型のものを専属班に運転させて、2人なり、3人がついて、安全確認しながら歩けば、春日道の歩道だっていってれば片づくというようなことを考えると、ある程度能力のあるものを県に買ってもらって、あと運転費を村がもらうというような、少しそこら辺も含めて、地元、地元でやったらどうかと、そこら辺まで含めて、ぜひ県にも提起をしたほうがかえっていいのではないかと私は思うんです。そんな点も含めて、ぜひ、そんな点をお願いしたいと思います。その点について。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたように、県との話はさせていただきます。私も県で全てのことをやるというのは、それは不可能だというふうに思っております。実施可能などころにお願いをしていく、このことが一番いいことだろうというふうに思いますので、その辺を含めて、また話をさせていただきます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 以上で、質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました8議員の一般質問は終わります。

なお、あす13日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午前10時29分

議 事 日 程 (第4号)

平成26年6月13日(金曜日) 午後3時00分 開議

第1 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告)

第2 発議第1号～発議第3号 提
案～採決

第3 議案第1号～議案第5号・議案第7号・議案第8号 討
論～採決

第4 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年6月13日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告いたします。

意見書案3件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案3件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

福祉教育常任委員会に付託の請願の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

丸山福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（丸山 豊） それでは、福祉教育常任委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」につきまして説明を申し上げます。

去る6月2日、当委員会を開催し、委員全員出席のもと、請願者として県教職員組合上伊那支部より、中原書記長、大垣共済事務共済部長と村、伊藤教育次長の同席をいただき、説明を受けました。慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定いたしました。内訳は、採択3名、趣旨採択1名であります。

この請願書の主な内容は、少人数学級は、生徒一人一人の個性に応じたきめ細かい指導が可能であり、教育課題の解決や少人数学級実施に伴い、ふえる教員を正規教員として配置することを可能にするなどのことから、教育予算の増額を求める請願であります。

審査の中で、少人数学級はどの国も行き届いた教育効果がある、また長野県でも本村でも35人以下学級であるが、その財源は国の責任において実施すべきであるなどの賛成意見と、請願者が村教職員組合であり、村議会としては村の現状を出すべ

きであるということで趣旨採択という意見がありました。

以上、請願第3号の報告であります。

続きまして、請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」についてであります。

慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定いたしました。内訳は、採択3名、不採択1名であります。

この請願書の主な内容につきましては、国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられたが、その負担率を2分の1に復元してほしいということを求める請願であります。

審査の中で、義務教育は国の責任で行い、市町村の教育条件を一律平等により、教育環境に格差を生まないようにするなどの賛成意見のほか、反対意見として、三位一体改革で国庫負担が2分の1から3分の1になった減額分は税源移譲されており、地方に合った教育の流れにすべきであるとの意見がありました。

以上で、福祉教育常任委員会に付託された請願に対する委員長報告といたします。
議長（原 悟郎） 委員長報告に対する請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第3号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

趣旨採択ということで私はしたわけなんですけど、この請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてなんですけど、毎年似たような内容で、村の教職員組合から出されております。

国の統一の基準の中ではできなかった取り組み、三位一体改革後、地方に合った取り組みで、柔軟な対応ができるようになり、35人学級クラス、平均人数では全国的には小学校では全てクリアされております、今。中学校では、大阪府と神奈川県だけが実現していない状況です。また、総額裁量性を導入したことにより、加配ができるようになり、少人数学級の実現が可能になりました。地方の実情に合った、きめ細かな教育が可能になったわけです。弾力的な学級編制や配置が可能になりました。習熟度別授業やチームティーチングの実現など、予算については、少子化時代に対応する教職員配置改善等推進で1兆5,355億円、前年度より445億円増額されております。義務教育費国庫負担金については1兆5,322億円、前年度より443億円増額されております。また、特別支援学級の充実でも131億円、前年度より32億円

の増額がされてきております。教育費については、増額する必要は当然あるんですが、多様化する教育の現場に合った教育ができるように、この改革によってできてきたわけです。一律の国の基準によって一律の教育で推進できなかったことが、地方分権によって実現されてきているわけですから、地域に根差した本当の現場の声を上げていくのが、やはりこの意見書であるべきだと私は考えるため、これについては反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 就学援助費が国庫負担になっていましたが、一般財源化されました。地方と東京の歳入の差は拡大しているのが実情で、地方交付税の交付金が減らされている中で、結局、地方の重い負担になっております。憲法は、教育を無償としておりますし、無償にすることは国の責任において当たり前なのですが、長野県の県独自の30人規模学級は、正規職員の教育費を抑制し、臨時的任用の教育職員であるため、講師の先生が多い。その中で、バランスのとれた教育の保障というのが難しくなっております。現実には、71市町村が就学援助費の該当がなく、給食費、修学旅行費、林間学習とか、入学準備金とか、スキー教室とか、さまざまなものが支払われていない地方の財政なので、こういったことはおかしいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、委員長報告に対する請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第4号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬輝和です。

義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願書、堅持は当然なんですが、三位一体改革の中で、2分の1から3分の1にされ、税源移譲をされたという流れの中で、昨年も私は言わせていただきましたが、三位一体改革の中で、公立学校、消防、防災、地域、介護、福祉空間など、施設整備などが含まれました。なぜ改革が必要だったのかですが、補助金や交付税を使って、国は地方に大きな影響力を及ぼしてきました。逆に、地方は、陳情行政と象徴されるように、国への依存が余儀なくされました。財政運営の面でも、地方は全国画一的な基準でその予算執行を求められ、地域の特色を踏まえて、効率的な取り組みが困難でした。これが予算の無駄遣いを生む一因にもなったわけです。3分の1は堅持されて、税源移譲をされます。総額裁量性も導入されました。地方交付税の総額抑制が求められる中で、投資的な経費などで削減された場合、教育費に影響を及ぼすことが全くないとは言えませんが、地方に合った使い方ができるようになったわけです。地方と都道府県の間で、教育の水準の著しい格差が生じるようなことがないように法令で明記する措置の検討は必要だと考えますが、進めてきた改革をさらに進められるよう、地域に合ったよりよい教育が進められるようにするべきだと私は考えます。そのことによって、この意見書については私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） この請願でも言っております。政府はいろいろな改革と称して、実際、国の責任を減らしてまいりました。その結果、地方自治単位のそれぞれの取り組みの相違によって、義務教育を受ける児童たちの扱いに差が生まれる。こういうことがあってはならない。こういう立場で、この請願に賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） やはり、現場では、学校の図書館司書の勤務状況も村費等になりまして、現場はとても地方格差が進んでおります。それから、児童生徒1人当たりの教材費も下がりがちで、44道府県で基準額を教材費が予算措置費から下がっております。そういったことで、教育に本当に一律であるということがないので、賛成いたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、総務経済常任委員会に付託をされました請願第5号「集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求める請願」、さらに陳情第3号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める陳情書」、この二つにつきまして、去る6月2日、総務経済常任委員会を開催して、議論をしてきたところであります。その結果をこの委員会におきまして、会議規則第91条の規定により報告いたします。

論議の中では、賛成の意見として、国会で政府自身が、既に今までも集団的自衛権はできないということを解釈してきた、そういうことを憲法の改正をせずに解釈を変更することはおかしいのではないかと。さらに賛成意見としては、このままでは独立国家を自分で守れるかというようなことで、この自衛権が必要であるという意見もあります。趣旨採択の意見としては、今の進め方が非常に一方的で心配であると、もっと議論を重ねるべきだというような意見等が出され、採決の結果、採択多数ということで、請願第5号は採択いたしました。陳情第3号につきましても、採択多数ということで採択をいたしましたので、ここに報告いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する請願第5号「集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持と求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第5号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） この集団的自衛権につきましては、今の国際状況を見る中で、日本が今までの形で自国を守っていけるか、そういうことを考える中で、憲法の解釈というようなことで、今までいろいろな解釈の中でやってきて、また憲法9条の解釈も、非常に拡大解釈されたような中で行っておるわけでございまして、集団的自衛権の行使というようなことは、これは当然考えていかなければならない。今まで政府の見解がそうであったとしても、今の状況に合わせた形でやっていかなければいけないと、そういうことであって、本来なら憲法改正をする、そこまで行くところですが、順序がちょっと逆で、こういう形になっておりますので、私は反

対意見ということでございます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 今まで憲法で守られていた戦争をしない国ということで、私どもは世界の日本という信頼を得てきたわけで、この集団的自衛権の行使ということが問題にすること自体がおかしいのではないかと。戦争する国へ、また子供たちを戦争に駆り立てるといようなことは絶対あってはならないので、本当にこの請願を上げたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論は。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 政府が、今まで憲法上許されないということをずっと言ってきたわけであります。そして、これは国会の論戦の中でも、さんざんそういう論議がされる中で定着してきたわけであります。これを執行者が、本来は、自分はその法律に従って行政をしなければならぬ執行者が勝手に解釈を変える。こういうことはあってはならない。私も、村会議員としてこの場にいますが、自治法、それぞれの議会の法令に従って論議をするわけであります。もし、ここで、今まで村の条例を村長が述べてきたものを、突然解釈を変えるといようなことがあって、果たして、これで本当に筋が通るのか。考えられないことでもあります。ですから、憲法改正が必要だといのなら、憲法改正の道筋できちっとやる。これをせずに、内閣が勝手に解釈を変えるなどといことはあってはならない。こういうことでもありますから、この請願はまさに妥当だと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 私も賛成討論をさせていただきます。

先ほど、この請願に対して、反対をされる方の意見、また賛成をされる方の意見、両方に入っておりました、憲法そのものを変えずに解釈を変えるということで、この集団的自衛権を認めようという考え方そのものに、まず私は反対でありまして、憲法解釈を変えるべきではないと思えます。

私は、自衛官募集相談員という役割を拝命しておりまして、私なりに自分の体験なり、考えを申し上げさせていただきます。

2001年9月11日、私は、個人的にハワイに駐在という形で住んでおりました。そのとき、同時多発テロが起き、米国じゅうが大混乱し、また航空網が破綻しておりました。その現場に直接おりました。全米のマスコミ、新聞は、あのテロの大見出しを、こともあろうに「リメンバーパールハーバー、真珠湾を思い出せ」という報道を全米が行いました。ハワイは、日系人が30%を超えて住んでおります。あのハワイでも、同じように新聞には「リメンバーパールハーバー」と書かれました。私は、そのとき、日本人としてハワイにいたんですけど、そのとき、米国は同盟国

だと思っておりましたが、なぜあのテロの様子を「真珠湾を思い出せ」というような報道をするのか、全くアメリカが信じられませんでしたし、日本人として憤り、また自分が日本人であることを再確認いたしました。ここで感じたのは、とにかく日本国、自国は自国でしか守れない、自国で守るべきだということを強く実感しました。

米国政府は、明らかに、米国民を扇動するために「リメンバーパールハーバー、真珠湾を思い出せ」というような報道で、イラク戦争に突入し、日本政府も自衛隊派遣という愚かな選択、米国に追随するような愚かな選択を行いました。今回の集団的自衛権で、このような憲法解釈を、間違っただけの解釈を行って、このようなことをしますと、また同じ過ちを繰り返すことになってしまうのではないのでしょうか。

私としましては、自国は自国で防衛できる憲法に改正すべきだと思っておりますけれど、今回は、自国も守れないルールのもと他国を守ろうとする、そういった集団的自衛権、憲法の解釈をねじ曲げるような、子供でもわかる、公然としたうそを日本国民は決して選択してはならないという理由から、この請願に賛成いたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

請願第5号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第5号「集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求める請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第3号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。

先に反対討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第3号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

全ての子供に行き届いた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人一人の個性に応じた、きめ細かい指導が可能になることから、山積みする教育課題の解決や教職員の負担軽減を図る上で効果的である。

長野県では、平成25年度、30人規模学級を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが、小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴ってふえる教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨時任用の教員が大幅にふえている。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きいものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても、行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう、学級定員を引き下げることが大切であると考えらる。

1、国の責任において35人以下学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増減を行うこと。

2、国の福祉学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

先に反対討論はございますか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

やはり、私は、南箕輪議会から出す意見書としては、やはりこの意見書では不十分なんだろうなという思いがあります。確かに、教育費は、先ほど述べたように、ふやす必要があります。いい教育環境をつくっていく上で必要なことだと思います。しかし、国の責任において35人以下学級というのが実現されずに、地方分権で総額裁量制を導入したことにより、それがクリアできてきたわけです。地方に合った、現場に合った教育ができるようになってきたので、それはやはり一律の国の基準のもとではできなかったことができてきたということで、南箕輪村の議会の意見書とすれば、もっと前を見た教育現場のやはり声を聞いて、これからの教育に何が必要なのかということを考えて出すべきだと思います。

また、国の複式学級の定員数と書いてありますけれども、複式学級については、年々、全国では減ってきております。逆に、特別支援学級がふえてきている状況です。その中で、文科省が進めているインクルーシブ教育だとか、発達障害の子たちへの支援だとかいうところをやはり現場の声として上げるべきではないかということで、この意見書については私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 毎年、この教職員の組合から、このような請願も出され、やっているわけでありまして。国の責任でということで、全国の教育水準を合わせていくために、教職員の会が全国でこういう請願・陳情を出しているわけでありまして。お聞きをすると、まだ、それが実現していない。そういうことで、国のレベルで全体の教育を充実させるために、国が責任を負うようにという、この教職員の願いを国レベルでやっぱり実現するというこのために、この意見書を我が村議会から上げることが全国の教育水準を上げることにつながる。そういうことで、意見書に賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 義務教育費負担制度の堅持を求める意見書の趣旨説明を行いますので、意見書をよく理解し、賛同いただけますようお願いいたします。

意見書に関連したことについて申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、これまでに大きな役割を果たしてきておりますことは御承知のとおりであると思っております。しかし、政府は、昭和60年から、国の財政を理由に、これまでに対象項目を次々に外し、また一般財源化もしてきております。そして、国と地方の費用の分担割合を2分の1から3分の1に引き下げられ、地方負担が多くなり、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままで、財政規模の小さな県では、十分な教育条件、整備ができず、教育の地方格差が懸念される事態すらなっております。

そこで、来年度、平成27年度予算編成において、次に申し上げる事項を実現するよう要望するものであります。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することです。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

先に反対討論はございますか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

先ほども述べさせていただきましたが、三位一体改革により、地方に教育をする選択の幅が広がってきたわけです。2分の1から3分の1にされ、残りは税源移譲をされていると私は信じておりますが、その中で、やはり都道府県、地方によって

格差が生まれのないような取り組みというものは必要だろうと思います。ただ、それをまた3分の1から2分の1に戻すということは、国を見て、地方も教育に取り組みなければいけない。教員の方たちも、国を見て、取り組みなければいけないというようなことになります。

今も教員の皆様は、県の採用で、各自治体の学校に来ているわけですが、先生たちもその地域に根差して、その地域の子供たちを教育しているわけですから、その地域の現状に合った、本当にその子供たちの教育環境を考えて、自治体もその教育環境をつくっていく。また、教員の皆様もよりよい教育現場にしていくという取り組みがやはり必要なんだろうなと私は考えます。

今、これを国を見たり、県を見たり、また国の一律に戻していくということは、今の改革にとっては、改革で進んできた教育現場にとっては逆行することだと考えるために、私はこれは反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） やはり、教育予算というのは、本当に何もしないでいれば削られやすいものだと思います。子供の未来のために、毎年、毎年継続して教職員組合を通じてこの意見書を上げていくということが、本当に今現在、村費職員と県費職員の先生が一緒の中で、また大規模校、それから小さな学校の現場では全然違いますので、それらが本当に満ち足りていくように、それをしていくのが私たちの務めではないかと思えます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第3号「集团的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 意見書を朗読し、趣旨説明といたします。

集团的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書。

集団的自衛権について、これまで政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容されている実力行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきた。ところが、首相は、私的な諮問機関の報告書をもとに、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとしている。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義の原則により、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然このことであり、集団的自衛権の行使については、その時々々の政府の判断で解釈を変更する性格のものではない。とりわけ、集団的自衛権については、これまでも国会で論議が積み重ねられており、これを無視して政府見解を変更することは、憲法のみならず、歴代の国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

よって、政府においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上、趣旨説明といたします。賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

先に反対討論はございますか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） この請願は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府見解の堅持を求めると、こういう請願になっております。そして、そうした中で、政府見解というものは、今までの政府見解を肯定しろということであって、今のこの国際状況がこういう状況になっているときに、今までの政府見解を持続して、継続することが必要なのか。このときに、やっぱり今までの政府見解だけをすれば、日本はやっていけない。

そして、この意見書の中にあります憲法9条の前に、日本の憲法の中では、戦争の放棄というようなことをうたっている中で、これをどういうふうに解釈するかでありますけれども、現存する自衛隊があります。戦争装備をしております。そうした解釈がある中で、自衛隊があり、ここの意見書の中にあります憲法9条のもとで、許容されている実力行使、この範囲をと言っておりますが、この許容される範囲とはどういうものなんですか、それもお聞きしたいと思います。ですので、実力行使を容認されるというようなことで、範囲というものが限られている中で、それを越えてはならないとか、そういう問題ではなくて、解釈を変更しないというようなこ

とを言っておりますけれども、今までの政府見解が必ずしも今の国際状況に合ったものであるか、ないかということも考えられますので、変更する政府見解の堅持、これを維持するということは反対であります。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 私は、憲法解釈は変更しないことに賛成の立場で討論に参加させていただきます。

安倍首相のもとでの安保法制懇というのがあるわけですが、これは私的な諮問機関ということでありまして、当然、安倍さんのシナリオどおりになっていくのだなという、こういう認識をしております。それは仕方のないことかなとも思いますけれども、今、現状認識として、今の段階の話をちょっとさせていただきますと、この報告書、安保法制懇が出した報告書というのは、集団的自衛権の行使を全面的に容認するばかりでなく、国連の集団安全保障への参加も憲法上の制約がないという、こういう判断を一つしております。

これに対して安倍さんは、「政府としての基本的な方針として、これまでの政府の憲法解釈とは論理的には整合しない。憲法がこういう活動の全てを許しているとは考えない。」と退けたと。それと、「湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは決してない。」と、こういうふうに明言しております。もう一点ありまして、「自衛のために必要最小限度の武力行使を認めている現在の憲法解釈を踏まえ、必要最小限度の中に集団的自衛権の行使も含まれる。」ということで、限定的に容認論もあり得るとの考えを法制懇は示しました。これに対して安倍さんは、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるのだ。」と、それで、「従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方だ。さらに研究を深めたい。」という、こういうふうにおっしゃいまして、実は、この二つの内容というものは、国連の集団安全保障措置への参加まで容認するという大きな拡大解釈を示した上で、このことは実は否定しております。しかし、より抵抗の少ない限定的なということで、集団的自衛権行使の容認論を提起することで、このぐらいなら理解していただけるだろうとか、そんなようなことで、与党協議が今実施されているという、そんなふうな認識を私は持っております。

私の意見といたしましては、我が国は立憲主義国家ということでありまして、尊重されなければならない、守らなければならない、その根底にあるという、根幹にあるというものは憲法であるわけです。報道を見ておりますと、与党協議では、さまざまな事例が挙がってきておりまして、賛成だ、反対だ、めまぐるしく、これは取り下げるだとか、また引き上げるだとかいう話が紹介されておりましたが、憲法解釈によってどちらかになるなんていうことは、もう既に限界が来ているんだなということで私は考えます。解釈という言葉というのは、どちらにも都合よく使える言葉でありまして、憲法の重みそのものというものを理解していない、立憲主義

から外れているものじゃないかということを私は思います。

最近、護憲か改憲かという議論をちょっと聞かれなくなりましたが、原点にあるのは、既に現実とかけ離れてきた憲法を改めることが優先されるべきであると私は考えます。

安保法制懇では、今、改正は困難だということで、ここの座長さんは先頭に立って言うておりましたけれども、この議論を避けて、解釈の変更を優先するということで進んでおまして、今後もこんな同じようなことがまた発生してくるのではないかという、そのような心配を私もおもしております。

自衛隊員には、もしもの場合には宣誓してもらっているからとか、その議論はもう既に武力の行使ありきに聞こえてしまいますし、選挙で審判を受ければいいという、こういう考え方もあるんですけども、憲法を普通の政策と同じように捉えているのではないかという、そんなふうにも考えられます。原点を見詰め直すもう時期にあるのだということをおもいます。

私は、堂々と、もう憲法改正議論というか、論議というか、これを進めるのが王道でありまして、現実に合致した憲法であれば、当然従わなければいけないことでもありましようし、そこのところでもまた国民的な議論は起きるのだろうと私は思います。だから、ここでは、私は憲法解釈の変更はするべきではないという、こういう立場でございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」は原案のとおり可決されました。

それでは、これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村住民カード条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「南箕輪村住民カード条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、これからの行政執行に活かしてまいります。

この地域も梅雨入りとなりました。災害のないことを願っております。また、災害対応には、万全の態勢をとってまいります。

出納閉鎖期間も終わり、平成26年度の事務事業の推進に全力で取り組んでまいります。

景気は、消費税増税の駆け込み需要により、落ち込みを心配しておりますが、国全体では反動も和らぎ、大きな影響がないとされております。しかし、地方では、景気回復の実感はなく、まだまだ厳しさが続いております。この点につきましては、商工会との連携を強めて、対応をしております。

また、いろんな改革が次々と打ち出されております。

農業改革も打ち出されました。JA、農業委員会の改革が柱となっており、地方での農業に及ぼす影響を注視していかなければなりません。

さらに、今も活発な議論がありました集団的自衛権であります。きょうの報道を見ますと、行使を限定的に認める閣議決定を今月中に行うと報道がされたところであります。憲法解釈による集団的自衛権の行使は、慎重に行わなければなりません。国民的議論が必要であると思います。また、日本は、平和国家としてずっと歩んでまいりました。時の政府により、最高規範である憲法の解釈を変更してはならないと、私は思っておるところであります。憲法9条、いろんな議論がありますけれども、やはり平和国家としての憲法を尊重していかなければならないだろうというふうに私は思っておるところでございます。

また、今、平成25年度の決算状況をまとめる時期となってまいりました。税収等、厳しさはありましたが、健全財政を維持しながら、繰り越し財源を確保しながら、良好な決算状況となるのではと思っております。

本村の場合は、人口増加に対応したさまざまな課題も出てきておるところであります。こうした課題を一つずつ解決しながら、今後も村の発展のために、また村民生活を守り、地域の安全を守るために、全力で頑張っておりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これから本格的な梅雨期となり、集中豪雨等、災害の発生を心配するところではありますが、災害のないことを願っております。

来週は、研修等もあり、何かと御多忙のことと思いますが、健康に留意し、議員活動に取り組むことをお願いし、これをもって平成26年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

閉会 午後 4時03分